

港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）（素案）概要

第1章 計画の基本的な考え方（P7～11）

1 計画策定の背景と目的

国や東京都の動向や社会情勢の様々な変化により、複雑・多様化している課題に対し、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスの提供や、子ども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を構築するため、基本的な方向性と具体的な取組を示した計画を策定します。

2 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」（努力義務）として策定します。

港区子ども・若者・子育て総合支援計画に一体化する計画

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（義務）	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」（努力義務）
次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」（任意）	子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」（努力義務）

3 計画の対象

本計画の対象となる子どもはおおむね0歳から18歳まで、若者はおおむね18歳から29歳までとし、施策によってはおおむね39歳までとします。また、上記のほか、これらの家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体等を対象とします。

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

5 SDGsの達成に向けた取組の推進

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況（P13～39）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 国・東京都・港区の動向 | 2 子育て支援に関する港区の取組 |
| 3 統計データからみた港区の状況 | 4 実態調査結果からみた港区の現状 |

第3章 計画の基本的な方向性（P41～51）

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 本計画の基本理念 | 2 本計画がめざす姿 |
| 3 計画全体の指標 | 4 施策の方向性 |
| 6 施策の体系 | 5 基本方針 |
| | 7 ライフステージに応じた切れ目のない支援 |
- 施策の方向性Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する**
- 基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり
基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- 施策の方向性Ⅱ 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援を充実させる**
- 基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進
- 施策の方向性Ⅲ 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する**
- 基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
基本方針6 教育・保育の質の確保
- 施策の方向性Ⅳ 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する**
- 基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実
- 施策の方向性Ⅴ 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する**
- 基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進
基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進

第4章 施策の展開（P53～140）

施策の方向性	基本方針	施策
Ⅰ	1	(1)子どもの最善の利益を実現する施策の推進 (2)児童虐待未然防止対策等の推進 (3)身近な児童相談所における支援の充実 (4)ヤングケアラー支援の推進
	2	(1)子どもの遊び場等の整備 (2)放課後の居場所の充実 (3)児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実 (4)多様な活動の機会の充実 (5)地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組 (6)地域安全体制の確立
Ⅱ	3	(1)妊娠期・産後の母子への支援の充実 (2)母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化 (3)子どもと家庭への医療・健康づくりの支援 (4)在宅子育て家庭支援の推進 (5)多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 (6)子育て家庭への経済的支援 (7)子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備 (8)結婚への関心を高める取組の推進
	4	(1)地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築 (2)子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進 (3)地域における子ども・子育て支援の取組 (4)子育てしやすいまちづくりの推進 (5)ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
Ⅲ	5	(1)幼児教育施設の充実 (2)保育施設の充実 (3)保育施設を円滑に利用できる環境整備 (4)多様な保育サービスの充実
	6	(1)保育内容の質の向上 (2)質の高い幼児教育・保育環境の整備 (3)幼児教育・保育体制の質の確保 (4)小学校入学前教育の充実 (5)子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 (6)教育・保育の連携体制の整備
Ⅳ	7	(1)相談事業・子育て情報提供の充実 (2)ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進 (3)ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応 (4)離婚前後の親への支援 (5)医療的ケア児・障害児施策の充実 (6)外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援 (7)こころの健康づくり、自殺対策の推進 (8)犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援
	8	(1)教育・学習の支援 (2)生活環境の安定に向けた支援 (3)家庭の経済的な安定に向けた支援 (4)ひきこもりの支援 (5)地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備
Ⅴ	9	(1)悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実 (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援 (3)子ども・若者の社会参加の推進

第5章 子ども・子育て支援事業計画（P141～172）

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 子ども・子育て支援事業計画の概要 | 2 教育・保育提供区域の設定 |
| 3 施設・事業の「量の見込み」の算出方法 | 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 他 |

第6章 推進体制（P173～174）

- | |
|--------|
| 1 推進体制 |
| 2 進捗管理 |

計画策定に係る今後の日程について（予定）

令和6年11月29日（金）	パブリックコメント募集開始（令和7年1月6日（月）まで）
12月17日（火）、21日（土）	区民説明会（会場：区役所）
令和7年 3月	計画決定

港区子ども・若者・子育て総合支援計画

Minato City Child, Youth and Child-rearing
Comprehensive Support Plan

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

(素案)
(Draft)

区は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を計画期間とする港区子ども・子育て支援事業計画に基づいて取組を推進しています。この度、令和6(2024)年度が最終年度に当たることから、計画策定以降の社会経済情勢の影響や区民ニーズの変化等を踏まえて計画内容を見直し、港区子ども・子育て支援事業計画他の計画を包含した港区子ども・若者・子育て総合支援計画の素案を作成しました。

本素案について、区民等の皆様からのご意見を伺いながら更に検討を重ね、令和7(2025)年3月を目途に、港区子ども・若者・子育て総合支援計画を策定する予定です。

※計画に記載されている金額や指標値、取組等については、国や東京都の動向、令和7(2025)年度当初予算編成の進捗などを踏まえて修正する可能性があります。

港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

区長の挨拶文を掲載予定

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	7
1 計画策定の背景と目的	8
2 計画の位置付け	9
3 計画の対象	10
4 計画の期間	10
5 SDGsの達成に向けた取組の推進	11
第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	13
1 国・東京都・港区の動向	14
2 子育て支援に関する港区の取組	18
3 統計データからみた港区の状況	21
4 実態調査結果からみた港区の現状	29
第3章 計画の基本的な方向性	41
1 本計画の基本理念	42
2 本計画がめざす姿	42
3 計画全体の指標	43
4 施策の方向性	45
5 基本方針	46
6 施策の体系	48
7 ライフステージに応じた切れ目のない支援	50
第4章 施策の展開	53
基本方針・施策ページの見方	54
基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	58
基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	66
基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実	78
基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進	90
基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	100
基本方針6 教育・保育の質の確保	106
基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実	116
基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進	128
基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進	136

第5章 子ども・子育て支援事業計画 141

1	子ども・子育て支援事業計画の概要	142
2	教育・保育提供区域の設定	145
3	施設・事業の「量の見込み」の算出方法	146
4	教育・保育の量の見込みと確保方策	147
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	150
6	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	172
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	172

第6章 計画の推進体制 173

1	推進体制	174
2	進捗管理	174

資料編 175

1	計画の策定経過	176
2	策定体制	177
3	各種調査概要	179
4	国の手引きによる「量の見込み」の算出方法	184
5	子ども・若者の意見聴取	187
6	関連計画一覧	188
7	関連法令等	190

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

平成24(2012)年8月に、子ども及び子どもを養育する人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」といいます。)」が実施されました。

新制度をもとに、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とした「港区子ども・子育て支援事業計画(第一期)」及び令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とした「港区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」を策定し、子ども・子育て支援を社会全体で取り組むことをめざし、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることとして、取組を推進してきました。

区は、平成31(2019)年4月に待機児童ゼロを達成して以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。区内の保育需要を注視し、保育定員の管理に取り組むとともに、保育の量的拡大から質の向上に向けた取組を推進しています。

令和3(2021)年4月に区は児童相談所設置市となり、児童福祉施設の設置認可や指導監督等に係る権限が拡充したことなどから、児童虐待をはじめとした様々な問題に対し、地域と連携し、早期からの一貫した支援を行っています。また、児童相談所、子ども家庭支援センター及び母子生活支援施設が一体となった港区子ども家庭総合支援センターを拠点に、妊娠期から児童の自立まであらゆる相談に迅速に対応するなど、切れ目のない支援を行っています。

令和6(2024)年3月には、地域全体でヤングケアラーの理解を深め、必要な支援につなげられるよう、港区ヤングケアラー支援ガイドラインを作成しました。ヤングケアラー支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援の充実に取り組んでいます。

区における出生数や合計特殊出生率の減少傾向、待機児童ゼロの達成・継続、児童相談所設置市への移行など、区の子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、ヤングケアラーや、悩みがあっても相談しない、居心地がよいと感じる場所がないなど、生きづらさを抱える子ども・若者の課題は複雑・多様化しています。

国では、令和5(2023)年4月に、こども基本法が施行され、同年12月に子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されました。「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとなっています。また、こども基本法において、市町村は、こども大綱を勘案して、市町村における子ども施策についての計画(以下「市町村こども計画」といいます。)を定めるよう努めるものとしてされました。

こうした中、国や東京都の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の変化により複雑・多様化している課題を踏まえ、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスを提供し、子ども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を実現する子ども・若者・子育て支援施策をあらゆる分野から横断的に進める必要があります。

2 計画の位置付け

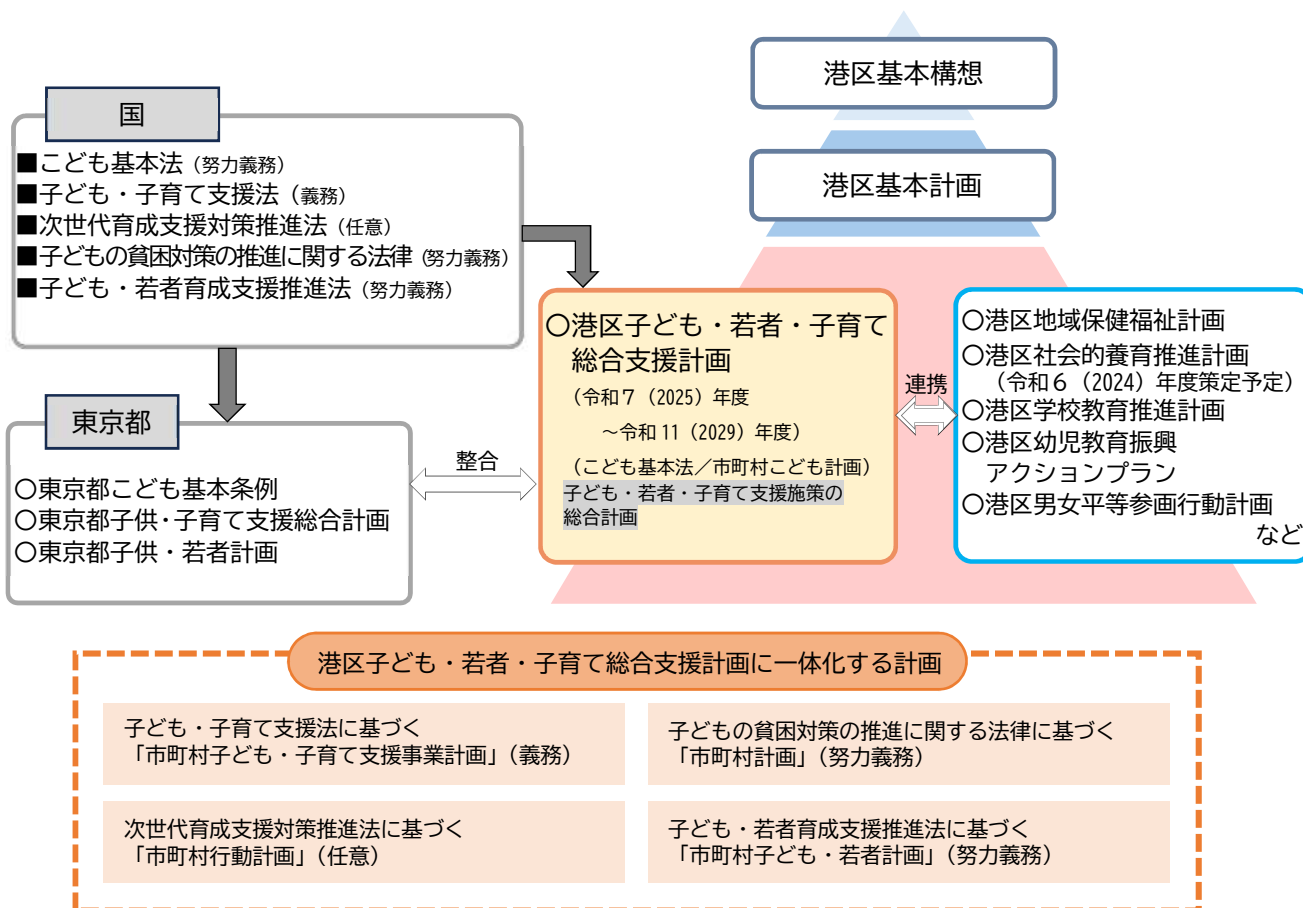
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども大綱は、これまで個別に策定されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく既存の3つの子どもに関する大綱と一体的に策定され、こども基本法において、市町村は、こども大綱を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとするとされました。

また、市町村こども計画は、各種法令の規定により市町村が策定する計画であって、子ども施策に関する事項を定めるものと一体として策定することが可能とされています。

区では、ライフステージに応じた切れ目のない支援を円滑に実施していることや、区民のわかりやすさの向上等の効果が見込まれることから、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含した一体的な計画として策定します。さらに、子ども・若者育成支援推進法に基づき策定が努力義務とされている「市町村子ども・若者計画」を新たに策定し、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」に包含します。

また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区地域保健福祉計画」等との整合・連携を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象となる子どもはおおむね0歳から18歳まで、若者はおおむね18歳から29歳までとし、施策によってはおおむね39歳までとします。また、上記のほか、これらの家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体等を対象とします。

なお、こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しており、一定の年齢による上限を設けていないことから、本計画においても年齢で途切れることなく支援の対象とします。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とすることが定められています。

それに伴い、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」も令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、次世代育成支援対策推進法は令和16（2034）年度までの時限立法であることから、本計画に包含される市町村行動計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画として策定し、計画終了後、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの計画を策定します。

5 SDGsの達成に向けた取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール（下図参照）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、本計画において、施策体系の大きな柱である基本方針とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて関連する取組を推進していきます。なお、SDGsの目標と本計画に示す項目との関係は、第4章の各基本方針に示します。

【SDGs（17のゴール）】



出典：国際連合広報センターホームページ

第2章 子ども・若者や子育て家庭 を取り巻く状況

1 国・東京都・港区の動向

(1) 国の動向

① こども基本法の施行、こども家庭庁の設置

令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法では、全ての子どもの人権が守られ差別されないこと、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。また、子ども施策を総合的に推進する司令塔として、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が設置されました。

② こども大綱、こども未来戦略の策定

令和5（2023）年12月には、子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されました。子ども・若者の視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映した「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとされています。

③ 子ども・子育て支援法の改正

令和6（2024）年6月には、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育ての推進、子ども・子育て支援特別会計や児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設等が盛り込まれています。

④ 児童福祉法の改正

児童虐待相談の増加や子育てに困難を抱える世帯の増加を踏まえ、子育て家庭への包括的な支援体制の強化を図るため、児童福祉法が改正され、令和6（2024）年4月に施行されました。この改正では、こども家庭センターの設置や、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の新設などが明記されています。

⑤ 次世代育成支援対策推進法の改正

子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化を図るため、次世代育成支援対策推進法が令和6（2024）年5月に改正されました。

この改正では、次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7（2025）年3月31日まで）が令和17（2035）年3月31日までに再延長され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。

⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

平成26（2014）年1月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。

令和6（2024）年6月には、子どもの貧困対策推進法の改正案が成立し、法律の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改められるとともに、子どもが権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現するため、現在の貧困解消だけでなく将来の貧困を防ぐことを掲げ、子どもの貧困が、その家族の責任としてのみ捉えるべきではないことが明記されました。

⑦ 子ども・若者育成支援推進法の改正

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、平成22（2010）年4月に、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法が施行されました。

令和6（2024）年6月には、子ども・若者育成支援推進法の改正法が成立し、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国、自治体などが支援に努めるべき対象に加えられたほか、年齢を明記しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるようにすることとされました。

⑧ DXの進展

令和3（2021）年9月にデジタル庁が設置され、令和4（2022）年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画が策定されました。コロナ禍を契機にデジタル化が急速に進展した社会において、行政サービスの充実や効率化に加え、誰ひとり取り残されないデジタル社会の実現に向けた施策の推進が示されました。

⑨ アフターコロナの新時代への転換

令和2（2020）年以降、全国的に新型コロナウイルスが感染拡大し、収束が見通せない状況にありました。令和5（2023）年5月には、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行され、様々な規制緩和や地域活性化など、社会はアフターコロナの新時代に転換しました。

(2) 東京都の動向

① 子供・若者計画の策定

令和2（2020）年4月に、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会をめざした「東京都子供・若者計画（第2期）」が策定されました。令和7（2025）年4月からを期間とする新たな計画（第3期）が策定される予定です。

② 東京都こども基本条例の施行

令和3（2021）年4月に、子どもの権利を主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」が施行されました。

③ 子供政策連携室の設置

令和4（2022）年4月に、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、子供政策連携室が設置されました。

④ こども未来アクション 2024、東京都の少子化対策 2024 の策定

令和6（2024）年2月に、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション 2024」、令和6（2024）年度に実践する少子化対策の全体像を整理した「東京都の少子化対策 2024」が策定されました。

(3) 港区の動向

① 区の人口動向

区の人口は、増加傾向から一転して、令和2（2020）年6月以降、新型コロナウイルスの感染拡大に起因すると思われる減少傾向となっていました。令和4（2022）年2月からは再び増加傾向となっています。一方、出生数や合計特殊出生率の減少傾向や、子どもや子育て世代の転出超過傾向が見られます。

② 待機児童ゼロの達成・継続

区は、平成31（2019）年4月の待機児童ゼロ達成以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。区内の保育施設数の増加により、入園希望者の選択肢が増え、より希望にあった園に入園できるようになった一方で、一部の保育施設では定員に対する空きが多く発生しています。

③ 学童クラブ児童数の増加

区内の小学生人口の増加や学童クラブ需要の高まりにより、学童クラブ入会希望者が増加しています。区は、これまで学童クラブの新規開設や定員の見直しなどにより定員数を拡大してきましたが、入会待ち児童が発生しています。

④ 児童相談所設置市への移行、児童虐待相談件数の増加

平成28(2016)年5月の児童福祉法の改正により、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、特別区において児童相談所の設置が可能となりました。これを受け、区は、令和3(2021)年4月に児童相談所を設置しました。児童福祉施設の設置認可や指導監督等に係る権限が大きく拡充したことなどから、複雑・多様化する教育・保育ニーズに対し、主体的かつ早期に対応することができるようになりました。区が受理した児童虐待相談件数は増加傾向となっています。

⑤ 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、区では平成28(2016)年3月に策定した「港区子どもの未来応援施策の方向性」及び令和2(2020)年3月に策定した「港区子ども・子育て支援事業計画」に沿って、世代を超えた貧困の連鎖の解消に向けた施策を展開しています。港区生活・就労支援センターの相談件数は増加傾向となっており、若年層、外国人等、相談者の多様化が見られます。

⑥ 子ども家庭支援部の組織改正

令和5(2023)年4月には、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置などの国の動向を踏まえ、区の実態に即した子ども施策の企画立案、子ども施策に関する庁内連携を強化するため、子ども政策課を設置しました。

また、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、子ども・若者が居場所を得て成長し活躍できる社会の実現に向けた支援を強化するため、子ども若者支援課を設置しました。

⑦ 港区基本計画、港区地域保健福祉計画の改定

港区基本計画及び港区地域保健福祉計画では、中間年度である令和5(2023)年度に計画を改定しました。この改定では、子どもの意見表明に関する取組や高校生世代の居場所づくりの推進、保育の質の向上などをポイントとして掲げています。

2 子育て支援に関する港区の取組

区では、「港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」において計上した施策を着実に実施し、効果的な取組を推進してきました。

（1）事業の進捗状況評価

計画に計上した115事業の令和5（2023）年度の進捗状況は次のとおりです。一部の事業を除き、ほぼ全ての事業を当初計画どおり実施しました。

基本方針	事業数	進捗状況評価（事業数）					
		当初計画以上	当初計画どおり	当初計画遅延	一部未実施	未実施	廃止※
1 教育・保育施設等の充実	8	0	8	0	0	0	0
2 地域子ども・子育て支援事業の充実	16	3	13	0	0	0	0
3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	3	0	3	0	0	0	0
4 子ども・子育て支援の質の確保	20	3	17	0	0	0	0
5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	2	0	1	0	0	0	1
6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実	26	1	25	0	0	0	0
7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	7	0	7	0	0	0	0
8 放課後対策の総合的な推進	8	1	7	0	0	0	0
9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実	15	0	15	0	0	0	0
10 子どもの未来を応援する施策の充実	10	1	9	0	0	0	0
合計	115	9	105	0	0	0	1

※廃止した事業

事業名	当初計画	評価理由
保育施設の1歳児定員の拡大	保育需要が特に多い1歳児を対象として、新設または開設後間もない私立認可保育園及び港区保育室の空きクラスを活用した1歳児の受入れを行い、保育需要に柔軟に対応します。	待機児童が解消され、本事業の利用率が低下していたことや、空きクラスを確保できる私立認可保育園が減っており、事業を継続することが困難であったことを踏まえ、令和2（2020）年度末をもって事業を廃止したため。

(2) 施設・事業の量の見込みと確保方策

① 幼児教育・保育

幼児教育・保育の令和5（2023）年度の実績は次のとおりです。幼児教育・保育ともに需要を満たす定員を確保しました。

事業名	単位	<計画> 令和5(2023)年度		<実績> 令和5(2023)年度			計画と実績の差	
		①見込み	②確保方策	③需 要	④確保方策	過不足 (④-③)	需 要 (③-①)	確保方策 (④-②)
(1) 幼児教育	人	2,874	3,613	2,476	3,643	1,167	▲398	30
(2) 保育	人	8,810	9,931	7,453	8,644	1,191	▲1,357	▲1,287

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の令和5（2023）年度の実績は次のとおりです。全ての事業で需要を満たす定員を確保しました。

事業名	単位	<計画> 令和5(2023)年度		<実績> 令和5(2023)年度			計画と実績の差	
		①見込み	②確保方策	③需 要	④確保方策	過不足 (④-③)	需 要 (③-①)	確保方策 (④-②)
(1) 利用者支援事業	箇所	8	8	8	8	0	0	0
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	人	1,322	1,579	1,001	1,297	296	▲321	▲282
(3) 放課後児童クラブ事業 (学童クラブ事業)	人	3,454	3,479	3,226	3,480	254	▲228	1
(4) 子育て短期支援事業 (シヨートステイ事業)	人日 /年	1,930	4,550	2,798	5,280	2,482	868	730
(5) 乳児家庭全戸訪問 事業	回	3,082	3,082	2,062	3,082	1,020	▲1,020	0
(6) 養育支援訪問事業	人	227	227	108	227	119	▲119	0
(7) 地域子育て支援拠 点事業 (子育てひろば事業)	人回 /年	319,865	367,426	214,290	367,426	153,136	▲105,575	0
(8) 一時預かり事業 (幼稚園等の預かり 保育)	人日 /年	42,348	59,403	43,747	64,786	21,039	1,399	5,383
(9) 一時預かり事業 (幼稚園等の預かり 保育以外)	人日 /年	102,989	114,262	42,314	114,262	71,948	▲60,675	0
(10) 病児・病後児保育 事業	人日 /年	6,893	7,776	4,233	6,920	2,687	▲2,660	▲856
(11) 子育て援助活動支 援事業(ファミリー・サ ポート・センター事業)	人日 /年	4,063	4,063	2,329	4,063	1,734	▲1,734	0
(12) 妊婦健康診査	人	3,421	3,421	2,638	3,421	783	▲783	0
(13) 実費徴収に係る補 足給付を行う事業	人	504	504	288	288	0	▲216	▲216

(3) 子どもの未来応援施策の進捗状況評価

計画に計上した 117 事業の令和5（2023）年度の進捗状況は次のとおりです。一部の事業を除き、ほぼ全ての事業を当初計画どおり実施しました。

	事業数	進捗状況評価（事業数）					
		当初計画以上	当初計画どおり	当初計画遅延	一部未実施	未実施	廃止※
(1) 教育・学習の支援	14	0	13	0	0	0	1
(2) 生活環境の安定の支援	66	0	65	0	0	0	1
(3) 経済的安定の支援	34	2	29	0	0	0	3
(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	3	0	3	0	0	0	0
合計	117	2	110	0	0	0	5

※廃止した事業

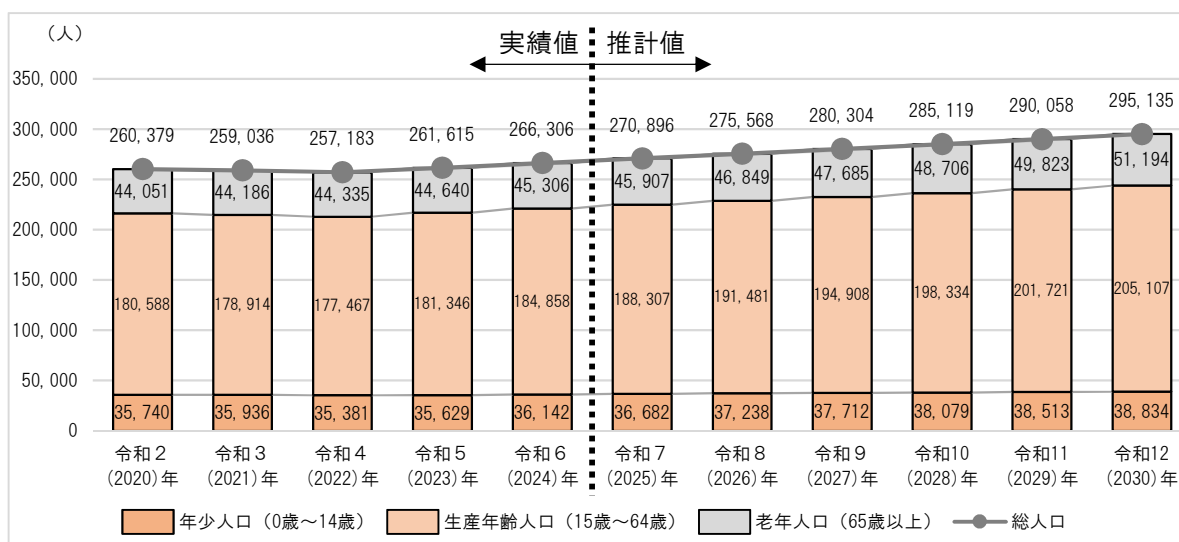
事業名	当初計画	評価理由
私立幼稚園就園奨励費	園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の区民税所得割課税額に基づき、補助金を支給します。	令和元（2019）年10月の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、事業を廃止したため。
親子ふれあい助成事業	ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。	利用実績や施策の目的を実現する手段として十分機能していない現状を踏まえ、令和2（2020）年度末をもって事業を廃止したため。
港区女性福祉資金貸付	寡婦・未婚女性などの配偶者のいない女性や要保護女性に各種資金の貸付を行います。	給付型奨学金の拡大や高校修学費無償化等により、区民のニーズが著しく低下していた現状を踏まえ、令和元（2019）年度末をもって事業を廃止したため。
保育料寡婦（寡夫）みなし適用	婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）において、保育料の税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行います。	国の税法改正により、婚姻歴にかかわらず「ひとり親控除」が創設されたことに伴い、令和3（2021）年9月分以降、保育園保育料の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を終了したため。
幼稚園保育料の算定における寡婦（寡夫）控除のみなし適用	保育料算定の基礎となる区市町村民税所得割課税額の計算に当たり、婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）について、税法上の寡婦（寡夫）控除の適用があるものとみなして算定します。	令和3（2021）年1月1日施行の国の税制改正により、幼稚園保育料の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を終了したため。

3 統計データからみた港区の状況

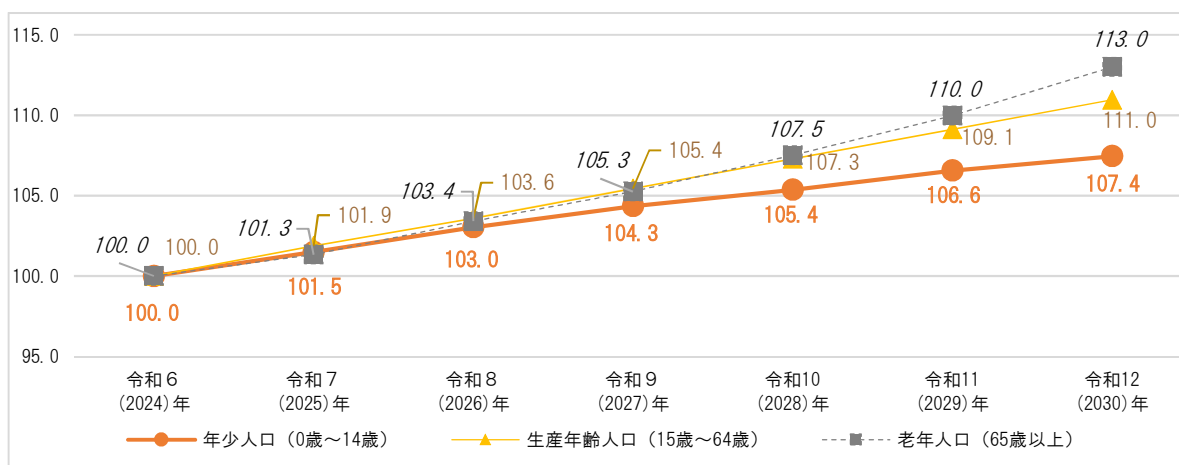
(1) 総人口の推移と推計

令和元（2019）年以前から増加を続けていた区の総人口は、令和2（2020）年から令和4（2022）年にかけて減少しましたが、令和5（2023）年から再び増加傾向となり、令和6（2024）年1月の総人口は266,306人となりました。

港区人口推計（令和6（2024）年3月）によると、年少人口、生産年齢人口及び老年人口のいずれの年齢区分においても人口が増加する見込みとなり、本計画の最終年度である令和12（2030）年1月には約29万5千人となる見通しです。また、令和6（2024）年の年齢別人口を100.0とした場合、令和12（2030）年の年少人口（0歳～14歳）の増加率は107.4となることが見込まれています。



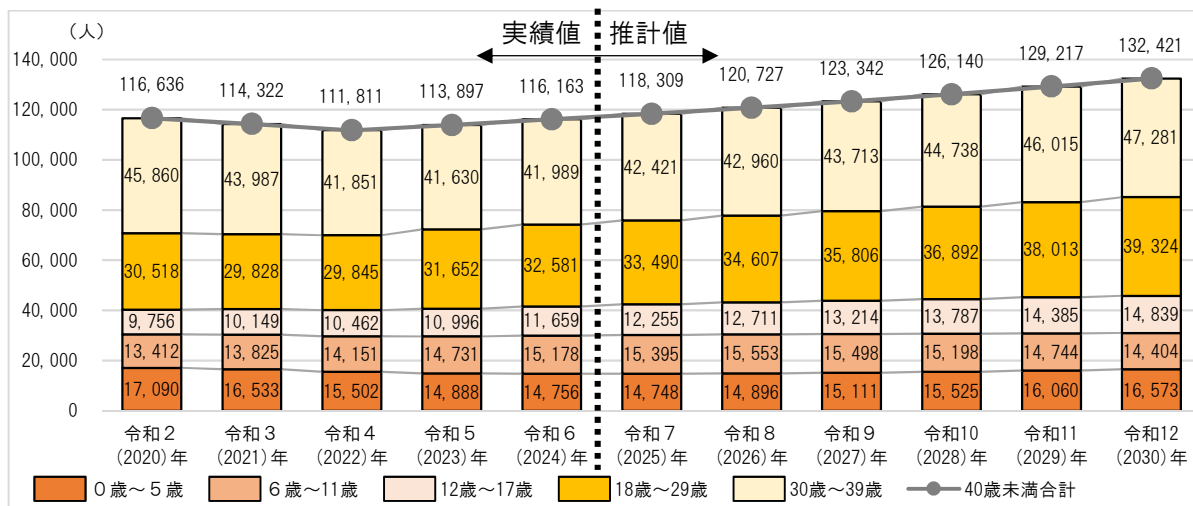
出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：港区人口推計（令和6年3月）（各年1月1日時点）



出典：港区人口推計（令和6年3月）（各年1月1日時点）
※令和6（2024）年の年齢別人口を100.0とした場合の経年変化の推移

(2) 40歳未満の年齢別人口の推移と推計

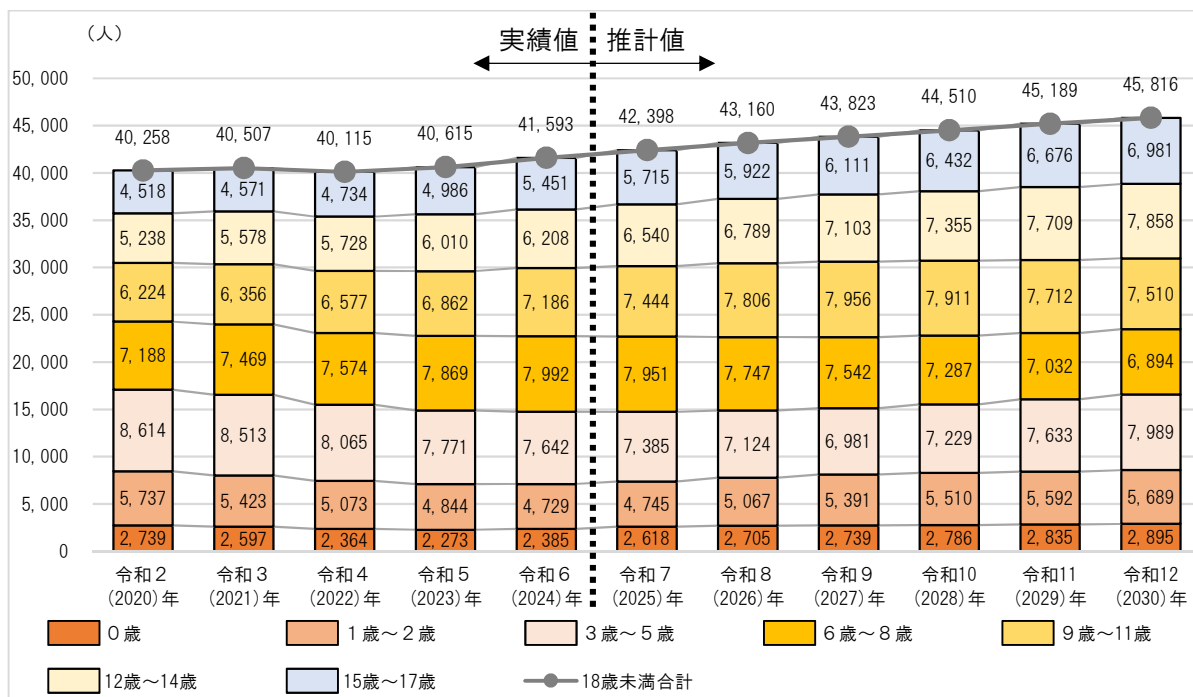
区の40歳未満の合計人口は、令和4（2022）年に一旦減少しましたが、令和5（2023）年から再び増加傾向となり、令和12（2030）年に向けて増加が続く見込みです。また、12歳～17歳の人口は令和2（2020）年から増加傾向となり、令和12（2030）年に向けて増加が続く見込みです。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：港区人口推計（令和6年3月）（各年1月1日時点）

(3) 18歳未満の年齢別人口の推移と推計

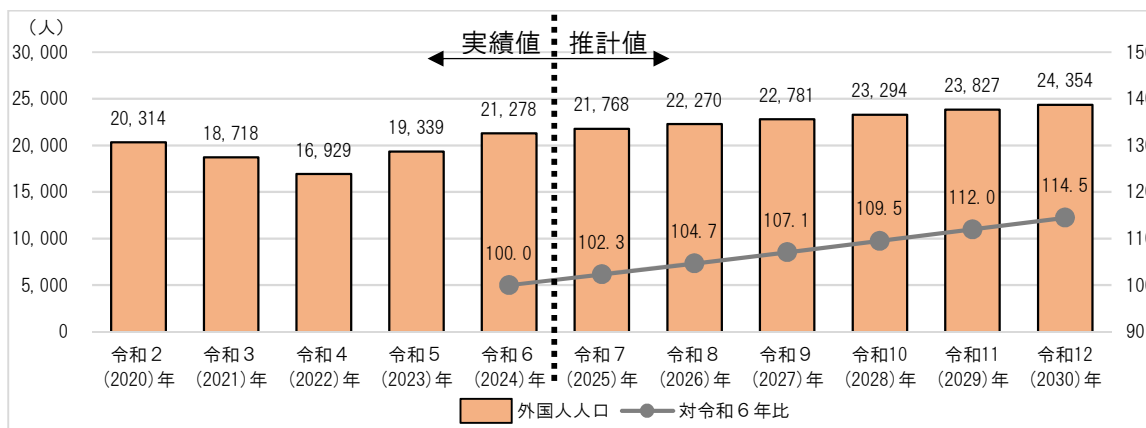
区の18歳未満の合計人口は、令和4（2022）年に一旦減少しましたが、令和5（2023）年から再び増加傾向となり、令和12（2030）年に向けて増加が続く見込みです。また、3歳未満の人口は令和2（2020）年から令和6（2024）年にかけて減少しましたが、令和7（2025）年から増加傾向となり、令和12（2030）年に向けて増加が続く見込みです。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：港区人口推計（令和6年3月）（各年1月1日時点）

(4) 外国人人口の推移と推計

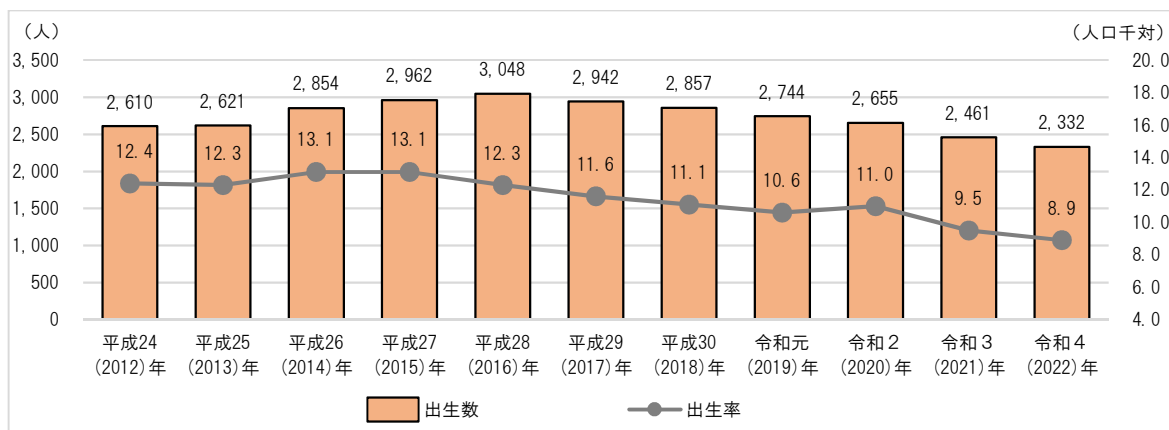
区の外国人人口は、令和2（2020）年から令和4（2022）年にかけて減少しましたが、令和5（2023）年から増加傾向となり、令和12（2030）年に向けて増加が続く見込みです。また、令和6（2024）年の外国人人口を100.0とした場合、令和12（2030）年の外国人人口の増加率は114.5となることが見込まれています。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：港区人口推計（令和6年3月）（各年1月1日時点）

(5) 出生数・出生率

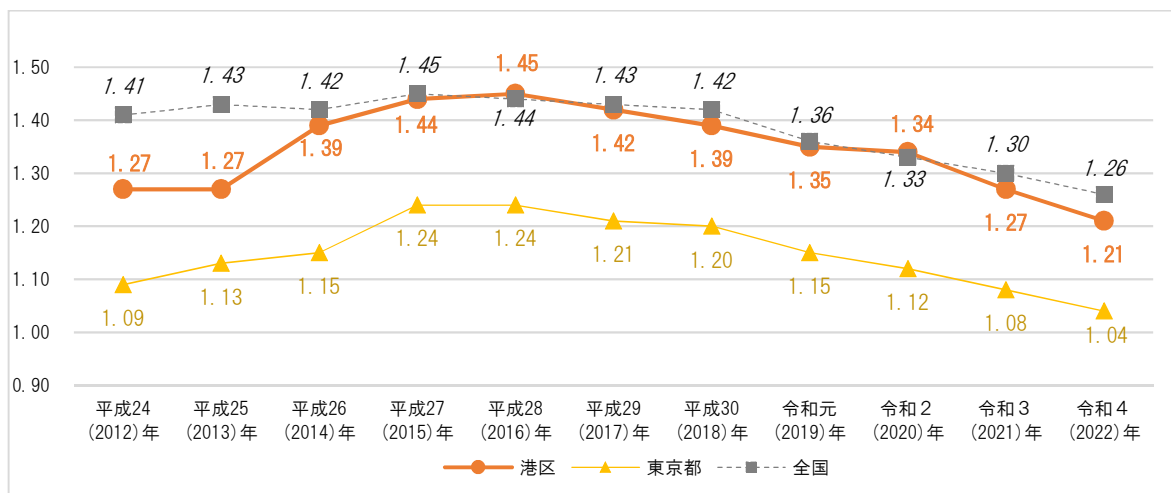
区の出生数は、平成28(2016)年まで増加傾向が続いていましたが、その後、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。出生率（人口千人対）についても、平成27(2015)年以降、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。



出典：東京都保健医療局 人口動態統計

(6) 合計特殊出生率

区の合計特殊出生率※は、平成28(2016)年まで増加傾向が続いていましたが、その後、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。なお、平成24(2012)年以降、東京都全体の合計特殊出生率を継続して上回っており、平成26(2014)年以降は全国平均とほぼ同水準を維持しています。

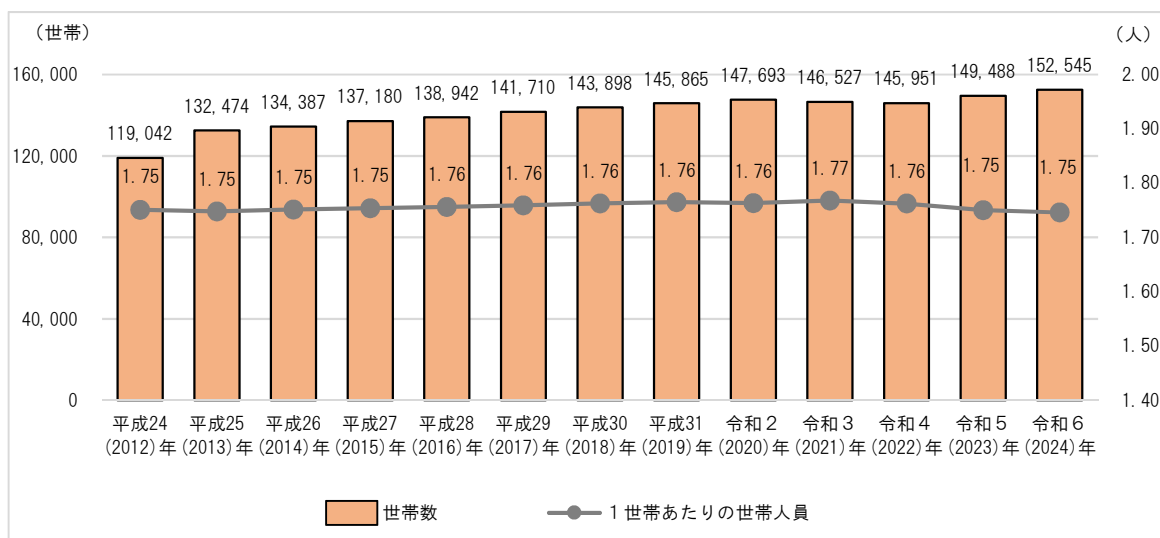


出典：東京都保健医療局 人口動態統計

※ 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの

(7) 世帯数の推移

区の世帯数は、令和2(2020)年まで増加傾向が続いており、令和6(2024)年には15万世帯を超え、152,545世帯となっています。なお、1世帯あたりの世帯人員については平成24(2012)年以降、大きな変化はなく1.75から1.77の間で推移しています。



出典：住民基本台帳に基づく人口データ（各年1月1日時点）
平成25(2013)年からは外国人が含まれています。

(8) 18歳未満の子どものいる世帯数の推移

区の18歳未満の子どものいる世帯数は、全体で見ると増加傾向にあり、平成7（1995）年の12,309世帯が令和2（2020）年には25,514世帯と1万3千世帯以上増加しています。

子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の推移を見ると、全体では平成27（2015）年に1,039世帯となるなど増加傾向となっていました。令和2（2020）年には938世帯と減少し、子どものいる世帯に占める割合も3.68%と減少傾向が続いています。

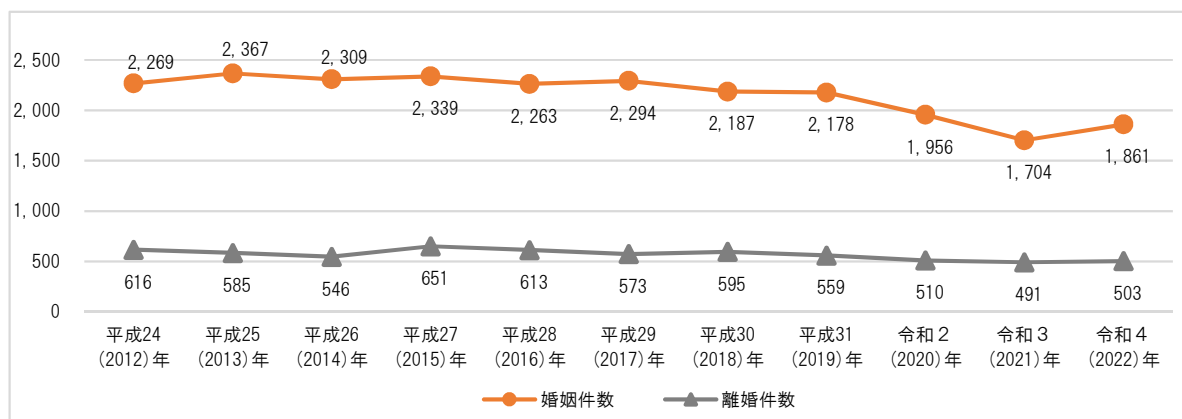
	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
18歳未満の子どもの いる一般世帯	12,309	12,365	13,356	17,757	22,942	25,514
母子世帯	599 4.87%	808 6.53%	704 5.27%	858 4.83%	999 4.35%	870 3.41%
父子世帯	63 0.51%	71 0.57%	57 0.43%	80 0.45%	40 0.17%	68 0.27%
小計	662 5.38%	879 7.11%	761 5.70%	938 5.28%	1,039 4.52%	938 3.68%

出典：令和2年国勢調査

(9) 婚姻件数と離婚件数

区の婚姻件数は、平成25（2013）年以降減少傾向となり、令和3（2021）年には1,704件と平成25（2013）年より約660件減少しましたが、令和4（2022）年には1,861件と増加しています。

区の離婚件数は、平成27（2015）年以降減少傾向となり、令和3（2021）年には491件と平成25（2013）年より160件減少しています。

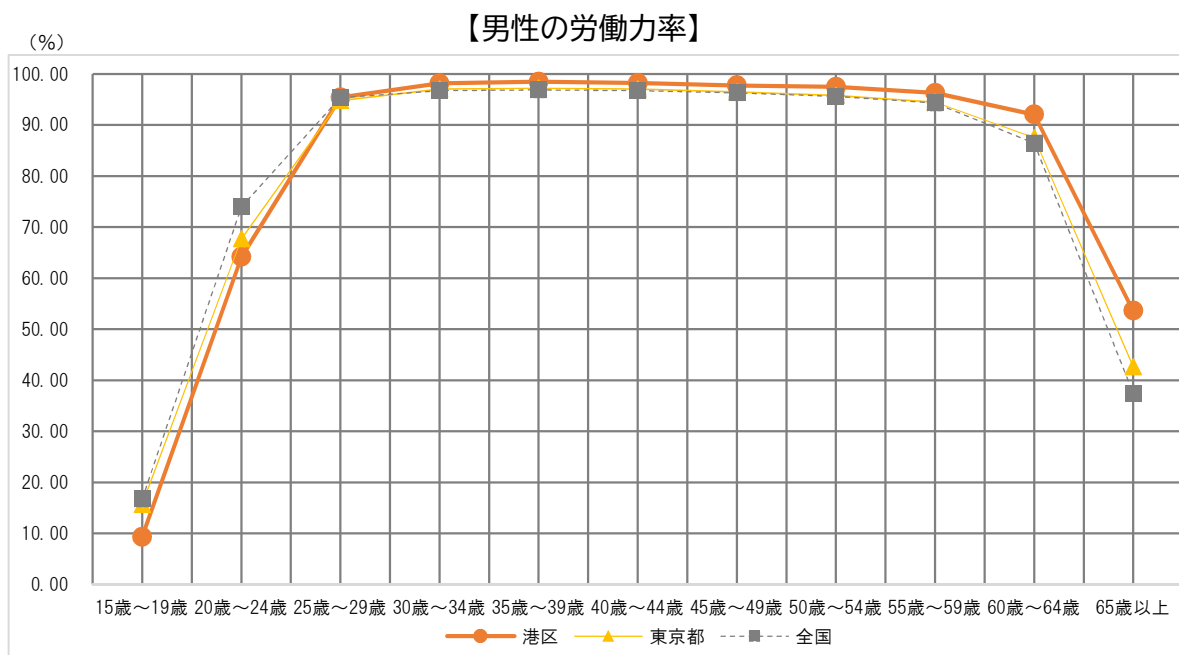


出典：東京都保健医療局 人口動態統計

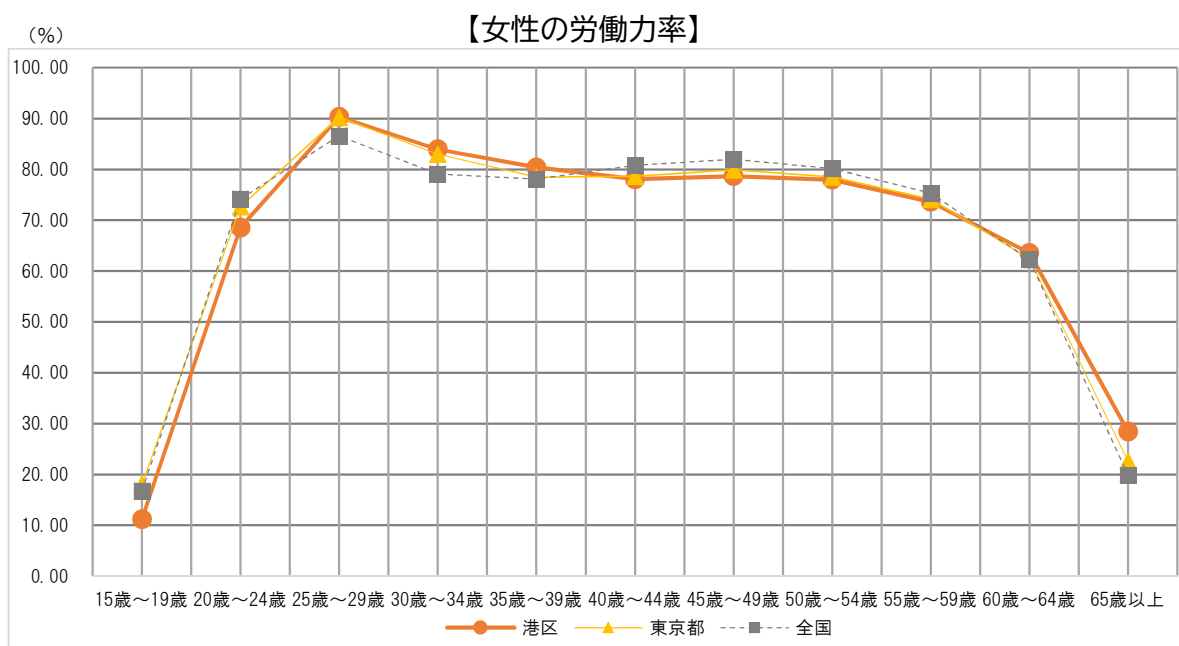
(10) 労働力率

区の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、男性は20歳～24歳が全国・東京都に比べて低く、25歳～59歳では全国・東京都と同様に9割を超え、更には60歳～64歳も9割を超えています。また、60歳以降は全国・東京都と比較すると高い水準を維持しています。

女性は、20歳～24歳では全国・東京都に比べて低くなっていますが。25歳～39歳で9割を超え全国・東京都に比べて高い水準となっています。40歳～59歳では全国・東京都に比べて低い水準となり、60歳以降は男性と同様に全国・東京都と比較して高くなっています。



出典：令和2年国勢調査



出典：令和2年国勢調査

(11) 教育・保育施設の利用状況

① 保育園定員・児童数

(各年度4月1日現在) (単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
区立保育園	定員	3,021	3,013	2,921	2,980	2,959
	児童数	2,810	2,747	2,568	2,498	2,455
港区立芝浦アイランド こども園	定員	191	191	191	191	191
	児童数	170	164	172	177	162
港区保育室	定員	1,712	1,603	1,301	955	809
	児童数	1,338	1,199	1,010	725	610
私立保育園	定員	2,992	3,344	3,478	3,615	3,739
	児童数	2,506	2,628	2,654	2,691	2,745
小規模保育事業所	定員	193	193	178	156	156
	児童数	95	93	95	102	109
事業所内保育事業所 (地域枠)	定員	9	9	—	—	—
	児童数	4	0	—	—	—
居宅訪問型保育事業	児童数	23	19	19	23	28

出典：港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

② 認証保育所定員・児童数

(各年度4月1日現在) (単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
認証保育所	定員	693	680	635	596	546
	児童数	581	582	504	534	489

出典：港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

③ 幼稚園定員・幼児数

(各年度5月1日現在) (単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
区立幼稚園	定員	1,520	1,490	1,345	1,200	1,140
	幼児数	1,157	1,017	833	716	651
私立幼稚園	定員	2,083	2,083	2,083	2,083	2,083
	幼児数	2,023	1,965	1,868	1,825	1,761

出典：港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

(12) 小学校児童数・中学校生徒数・高等学校生徒数

① 小学校児童数

(各年度5月1日現在)(単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
区立小学校	学級数	302	319	333	342	358
	児童数	9,832	10,149	10,347	10,671	10,824
区立小学校 特別支援学級	学級数	12	14	14	16	16
	児童数	80	81	96	102	106
私立小学校	学級数	30	30	30	31	32
	児童数	1,104	1,100	1,103	1,104	1,103

出典:港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

② 養護学校・特別支援学校児童・生徒数

(各年度5月1日現在)(単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
養護学校・特別支援学校	学級数	67	68	70	72	74
	児童・ 生徒数	396	385	416	424	440

出典:港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

③ 中学校生徒数

(各年度5月1日現在)(単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
区立中学校	学級数	69	70	72	73	72
	生徒数	2,056	2,182	2,200	2,275	2,269
区立中学校 特別支援学級	学級数	7	7	10	10	11
	生徒数	41	44	57	56	61
私立中学校	学級数	177	178	179	183	185
	生徒数	7,299	7,232	7,249	7,351	7,465

出典:港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

④ 高等学校生徒数

(各年度5月1日現在)(単位:人)

		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
高等学校生徒数	学級数	344	330	338	339	336
	生徒数	12,642	12,368	12,351	12,505	12,480

出典:港区行政資料集 令和6年度(2024年度)版

4 実態調査結果からみた港区の現状

本計画策定に当たり、区民のニーズや生活実態等を把握し、今後の子ども・若者・子育て支援施策を着実に推進するため、令和5（2023）年度に、住民基本台帳から無作為抽出による「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」を実施しました。

調査対象	配布数	回収数			回収率
		郵送	インターネット	合計	
① 小学校入学前の子どもの保護者	2,000人	311人	444人	755人	37.8%
② 小学生の保護者	2,000人	381人	459人	840人	42.0%
③ 中学生	2,000人	353人	243人	596人	29.8%
④ 高校生世代から39歳まで	2,000人	-	495人	495人	24.8%

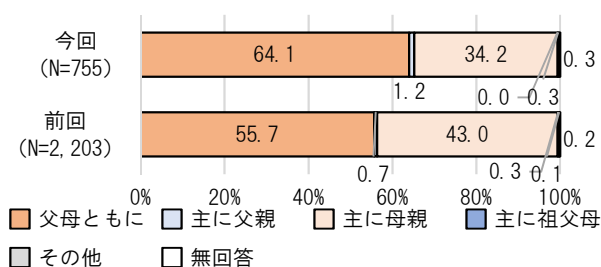
（1） 小学校入学前の子どもの保護者

① 子育て状況

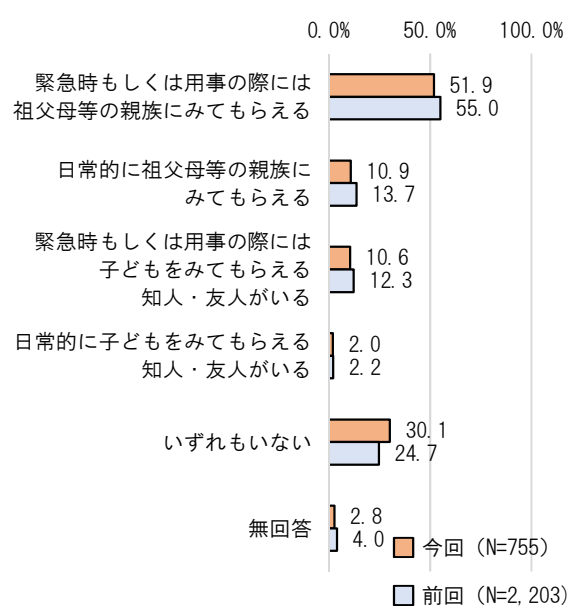
子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が64.1%であり、前回調査（平成30（2018）年度）の55.7%を上回っています。また、子どもをみてもらえる親族・知人は、「いずれもない」が30.1%であり、前回調査の24.7%を上回っています。

子育ての孤立感は、「あまりない」が39.2%と最も多くなっていますが、約3割が孤立感を感じています。

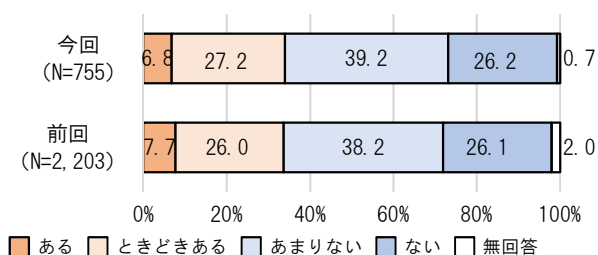
子育てを主に行っている人



子どもをみてもらえる親族・知人



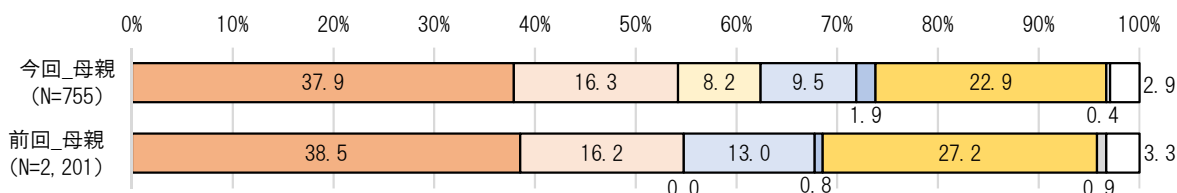
子育ての孤立感



※ 複数回答

② 母親の就労状況

母親がフルタイムで就労している割合は 62.4%となっており、前回調査の 54.7%を上回っています。



- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しているが、育休・介護休業中である
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しているが、育児短時間勤務中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム以外」の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム以外」の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親 フルタイムで就労している割合：今回 62.4% 前回 54.7%

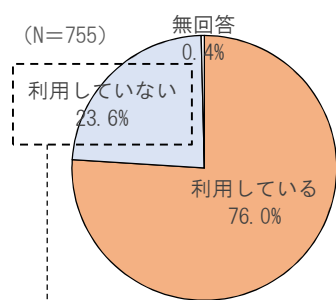
③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

76.0%が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。0歳は利用していない割合が 69.9%となっています。

区立認可保育園（28.6%）、私立認可保育園（20.7%）、認定こども園（1.2%）、小規模保育事業所（1.4%）、港区保育室（5.1%）の合計が 57.0%となっています。

私立幼稚園（15.0%）と区立幼稚園（8.9%）の合計が 23.9%となっています。

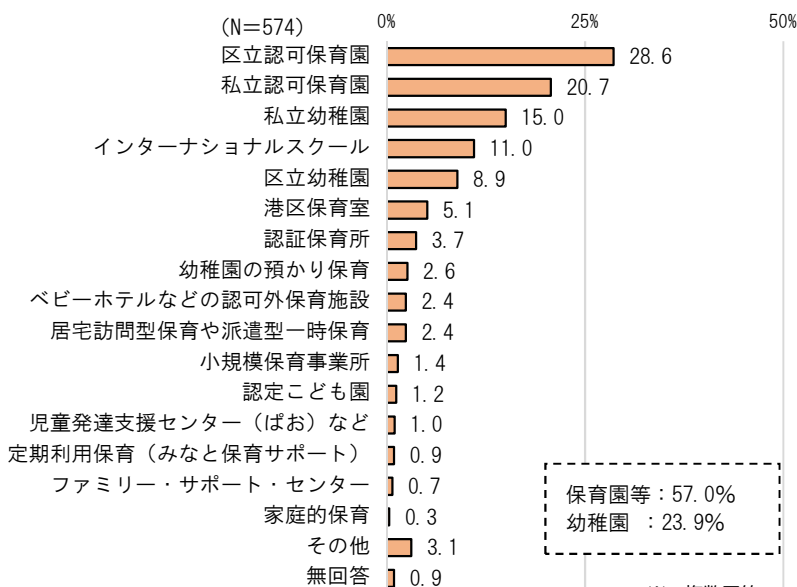
定期的な教育・保育事業の利用有無



「利用していない」(年齢別)

- 0歳：69.9%
- 1歳：23.5%
- 2歳：13.2%
- 3歳：1.0%
- 4歳：2.5%
- 5歳：4.7%

定期的な教育・保育事業の利用状況



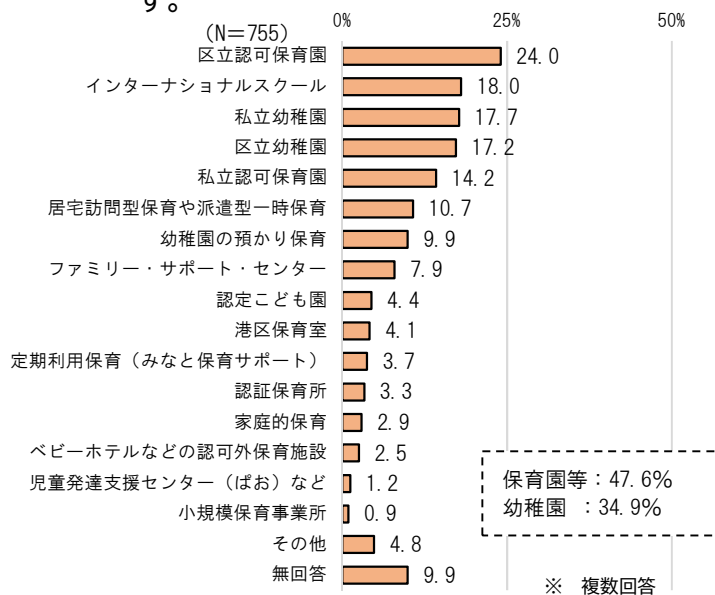
保育園等：57.0%
幼稚園：23.9%

※ 複数回答

④ 定期的にご利用したいと考える事業

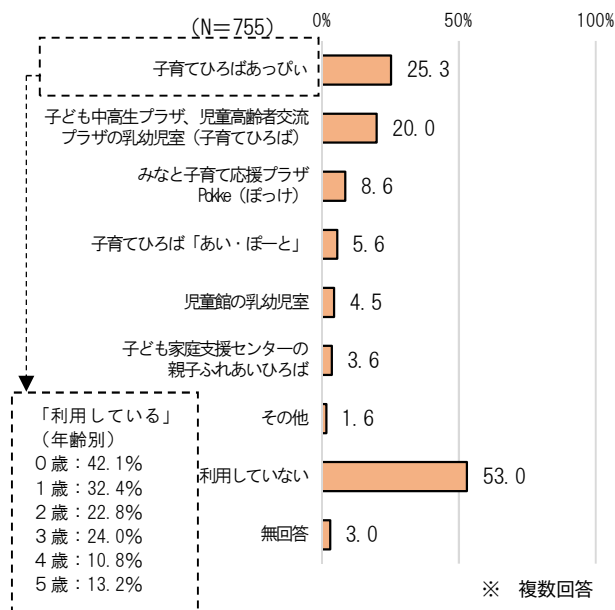
区立認可保育園 (24.0%)、私立認可保育園 (14.2%)、認定こども園 (4.4%)、小規模保育事業所 (0.9%)、港区保育室 (4.1%) の合計が 47.6% となっています。

私立幼稚園 (17.7%) と区立幼稚園 (17.2%) の合計が 34.9% となっています。



⑤ 地域の子育て支援事業の利用状況

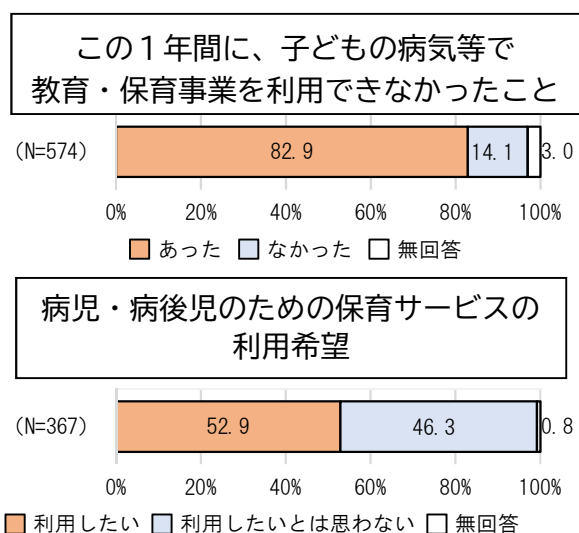
「利用していない」が 53.0% を占めています。なお、0歳児の保護者は「子育てひろば あっぴい」を利用していると回答した割合が 42.1% となっており、他の年齢と比べて多くなっています。



⑥ 病気の際の対応

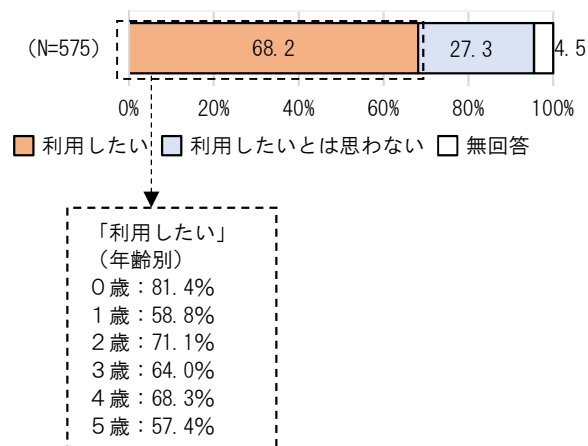
この1年間に、子どもの病気等を理由に教育・保育事業を利用できなかった割合は 82.9% となっています。

また、父親または母親が仕事を休むことで対応した人のうち、52.9% が病児・病後児保育施設等の利用を希望しています。



⑦ 不定期の教育・保育事業(一時預かり等)

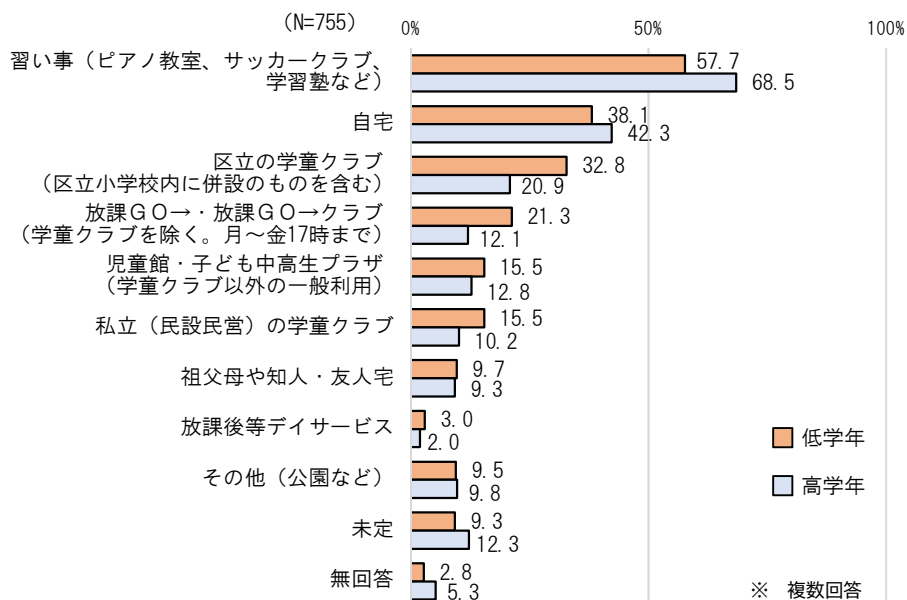
不定期の教育・保育事業等の利用を希望する割合は 68.2% となっています。0歳児の保護者は利用したいと回答した割合が 81.4% となっており、他の年齢と比べて多くなっています。



⑧ 小学校入学後の放課後の過ごし方

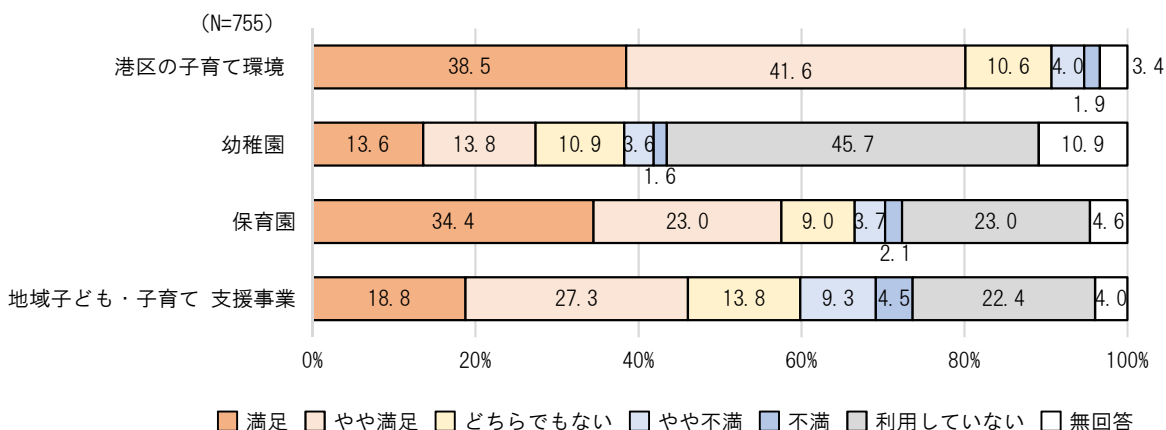
低学年・高学年ともに「習い事」が最も多く、次いで「自宅」「区立の学童クラブ」となっています。

「習い事」「自宅」は高学年の方が多く、「区立の学童クラブ」「放課GO→・放課GO→クラブ」は低学年の方が多くなっています。



⑨ 子育て環境

“港区の子育て環境” “幼稚園” “保育園” “地域子ども・子育て支援事業” において、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』が、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満』を上回っています。



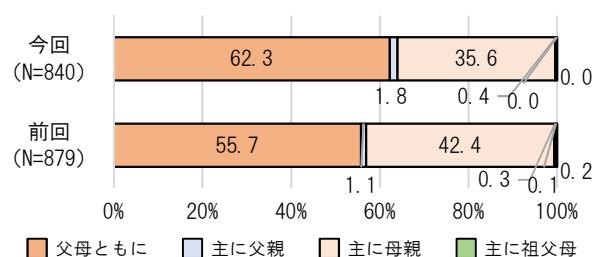
(2) 小学生の保護者

① 子育て状況

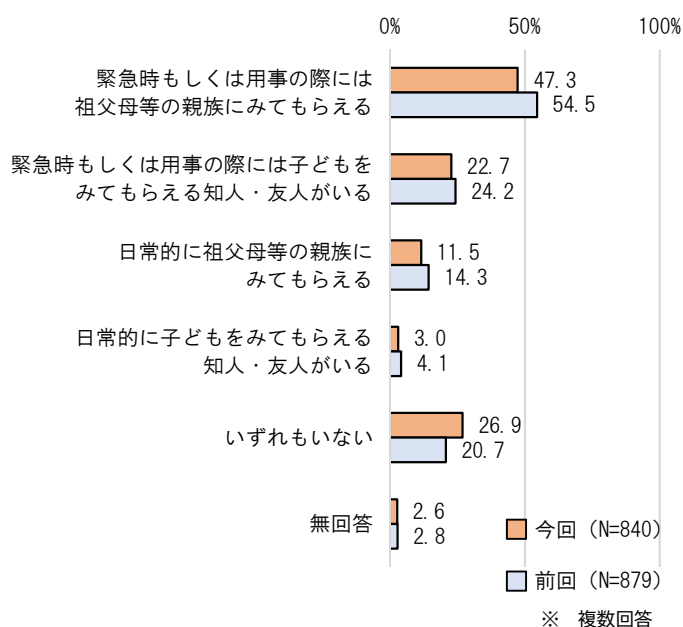
子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が62.3%であり、前回調査（平成30（2018）年度）の55.7%を上回っています。また、子どもをみてもらえる親族・知人は、「いずれもない」が26.9%であり、前回調査の20.7%を上回っています。

子育ての孤立感は、「あまりない」が39.9%と最も多くなっていますが、約3割が孤立感を感じています。

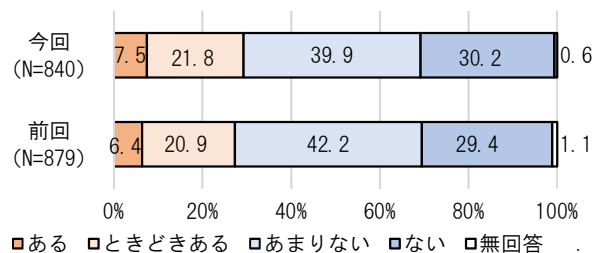
子育てを主に行っている人



子どもをみてもらえる親族・知人

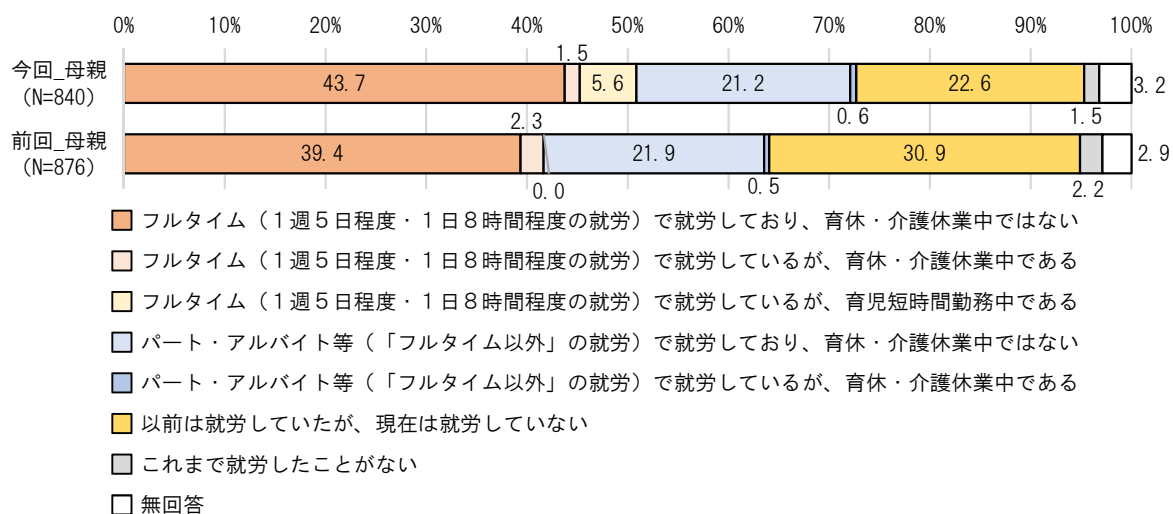


子育ての孤立感



② 母親の就労状況

母親は、フルタイムで就労している割合が50.8%であり、前回調査の41.7%を上回っています。

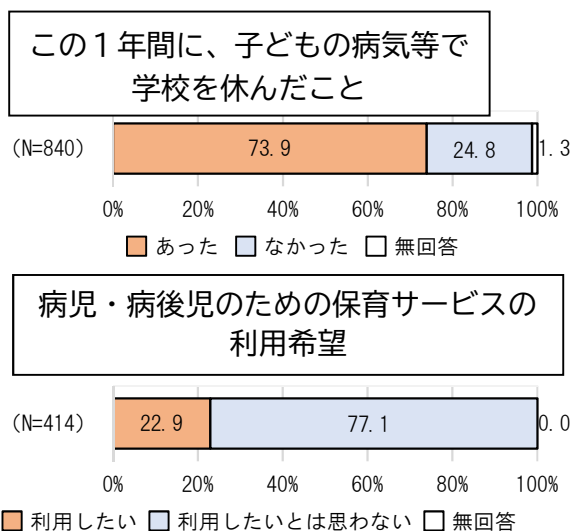


母親 フルタイムで就労している割合：今回 50.8% 前回 41.7%

③ 病気の際の対応

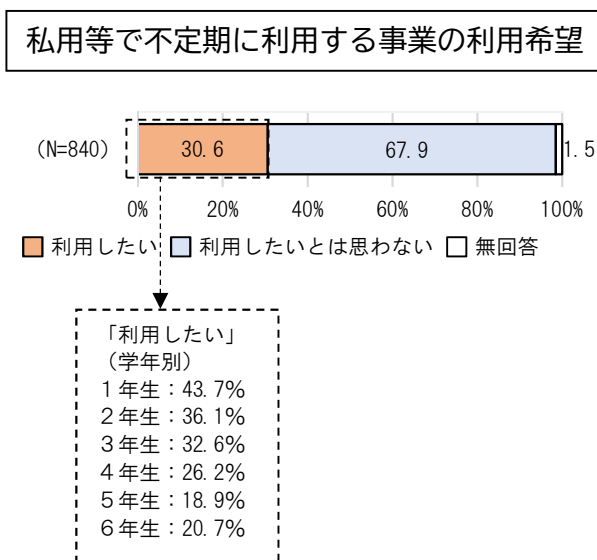
この1年間に、子どもの病気等を理由に学校を休んだ割合は73.9%となっています。

また、父親または母親が仕事を休むことで対応した人のうち、病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した割合は22.9%となっています。



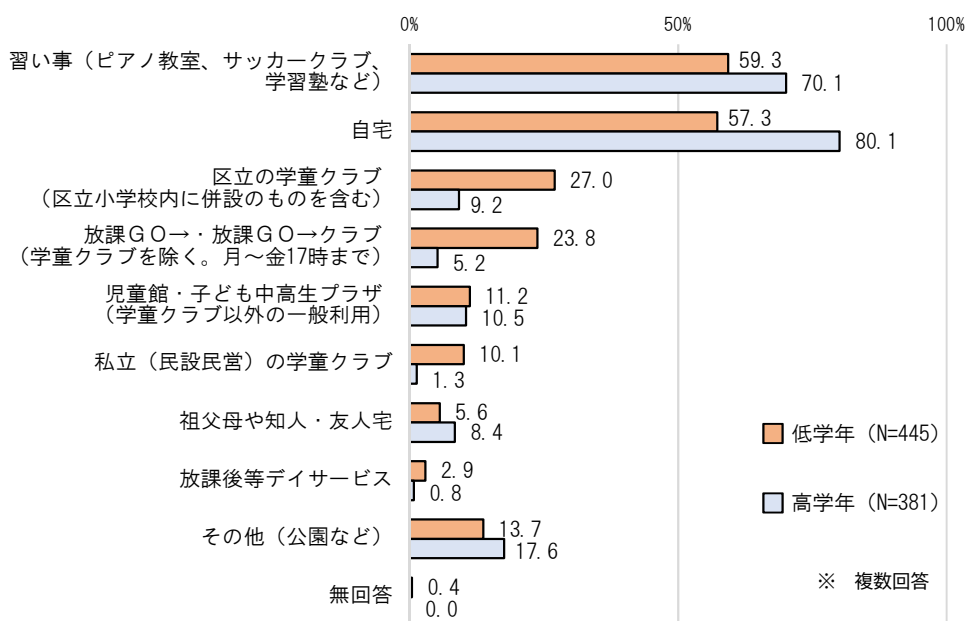
④ 不定期の教育・保育事業(一時預かり等)

不定期の教育・保育事業等の利用を希望する割合は30.6%となっており、低学年の子どもの保護者は高学年の子どもの保護者と比べて、利用を希望する割合が多くなっています。



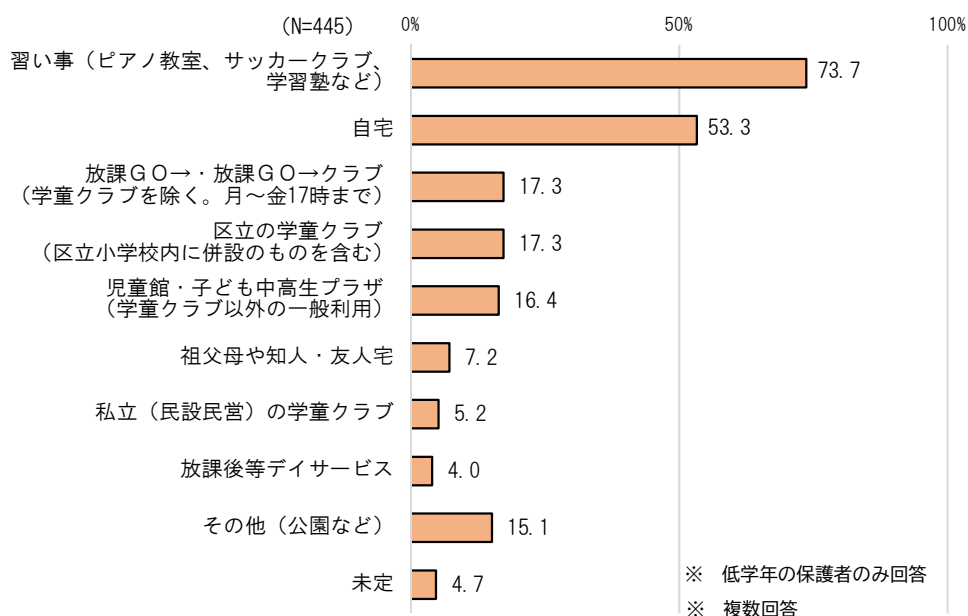
⑤ 小学校での放課後の過ごし方

低学年は「習い事」が59.3%と最も多く、次いで「自宅」が57.3%、「区立の学童クラブ」が27.0%となっています。高学年は「自宅」が80.1%と最も多く、次いで「習い事」が70.1%、「その他(公園など)」が17.6%となっています。低学年は高学年と比べて「区立の学童クラブ」「放課GO→・放課GO→クラブ」が多くなっています。



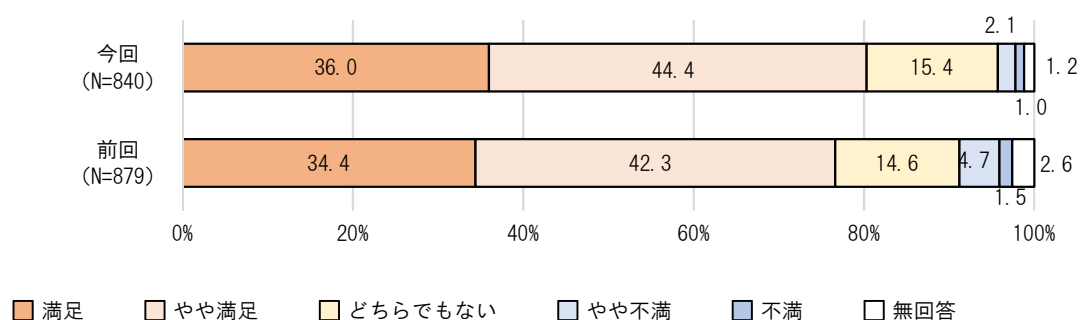
高学年のときに放課後に過ごさせたい場所（低学年の保護者のみ回答）は、「習い事」が73.7%と最も多く、次いで「自宅」が53.3%、「放課GO→・放課GO→クラブ」「区立の学童クラブ」がともに17.3%となっています。

高学年のときに放課後に過ごさせたい場所



⑥ 子育て環境の満足度

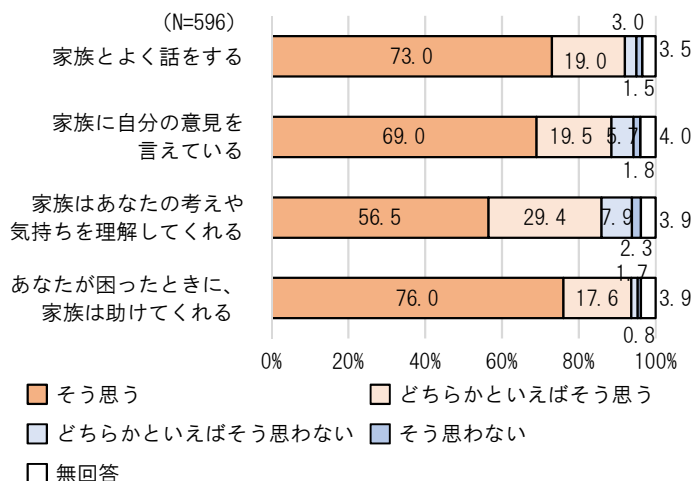
「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』(80.4%)が、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満』(3.1%)を大きく上回っており、前回調査の76.7%を上回っています。



(3) 中学生

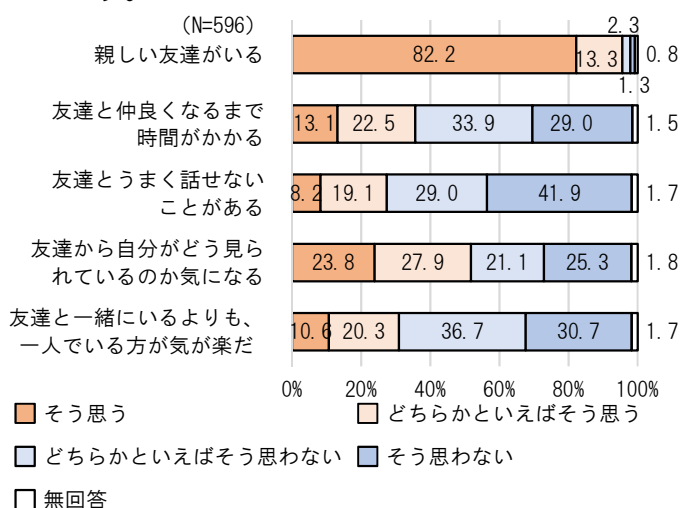
① 家族との関わり

“家族とよく話をする”“あなたが困ったときに、家族は助けてくれる”において、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が9割を超えています。



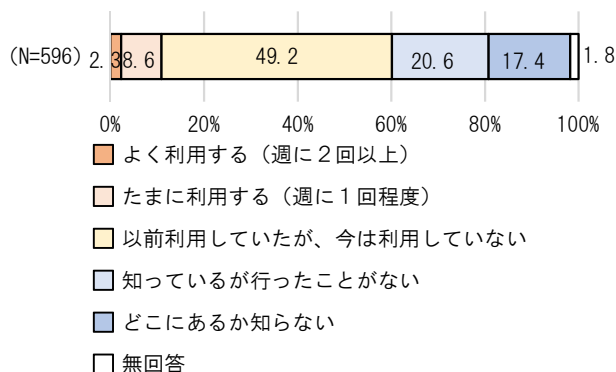
② 友達との関わり

“親しい友達がいる”において、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が9割を超えています。また、“友達から自分がどう見られているのか気になる”において、『そう思う』が5割を超えています。



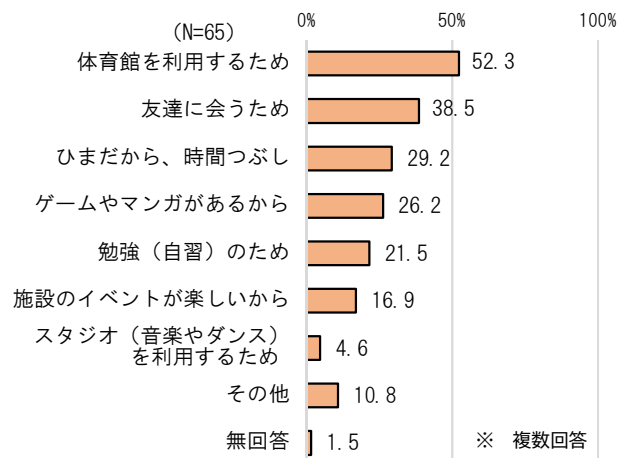
③ 施設の利用状況

児童館や子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザを利用している割合は、「よく利用する（週に2回以上）」が2.3%、「たまに利用する（週に1回程度）」が8.6%となっていています。



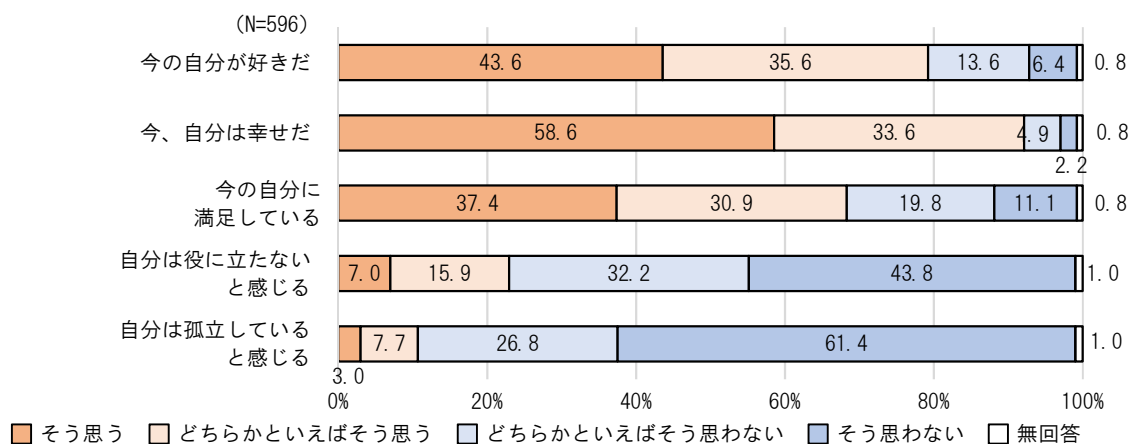
④ 施設を利用する目的

「体育館を利用するため」が52.3%と最も多く、次いで「友達に会うため」が38.5%となっています。



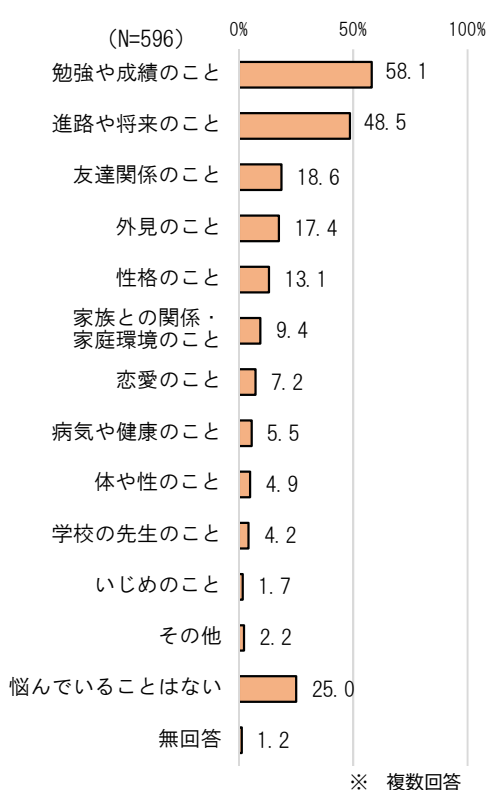
⑤ 自分について感じていること

今の自分が好きだ” “今、自分は幸せだ” “今の自分に満足している” において、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』がそれぞれ 79.2%、92.2%、68.3%となっており、“自分は役に立たないと感じる” “自分は孤立していると感じる” において、『そう思う』がそれぞれ 22.9%、10.7%となっています。



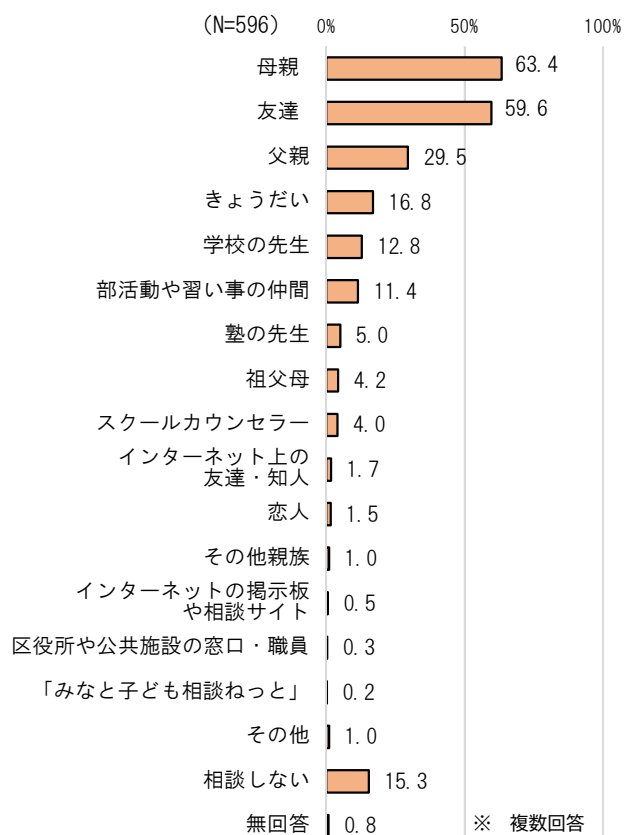
⑥ 現在の不安や悩みごと

不安や悩みについては、「勉強や成績のこと」が 58.1%と最も多く、次いで「進路や将来のこと」が 48.5%となっています。



⑦ 悩みごとの相談先

悩みごとの相談先は「母親」が 63.4%と最も多く、次いで「友達」が 59.6%、「父親」が 29.5%となっています。



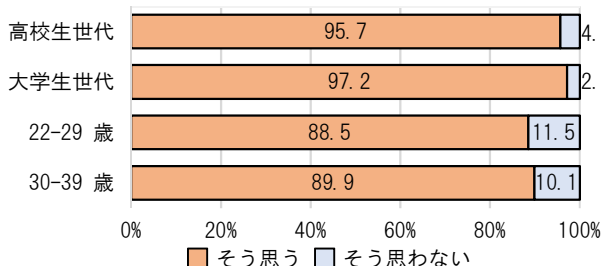
(4) 高校生世代から39歳まで

① 家族、友人、職場、地域との関わり

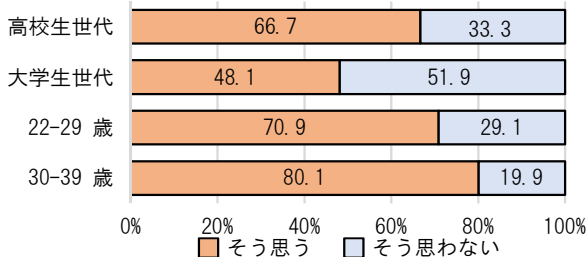
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』の割合は、年齢が高くなるにつれて“家族・親族”“学校で出会った友人”“地域の人”は少なく、“職場の人”は多くなっています。また、どの世代においても、“地域の人”は、“家族・親族”“学校で出会った友人”“職場の人”と比べて『そう思う』の割合が少なくなっています。

“家族・親族”“学校で出会った友人”“職場の人”“地域の人”と会話やメール等をよくしているか

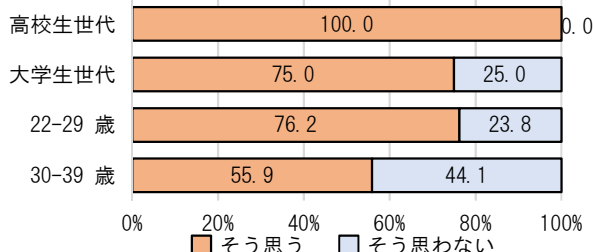
【家族・親族】



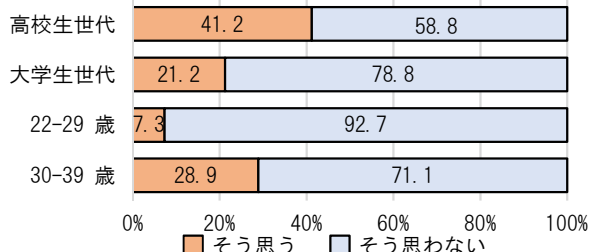
【職場の人】



【学校で出会った友人】

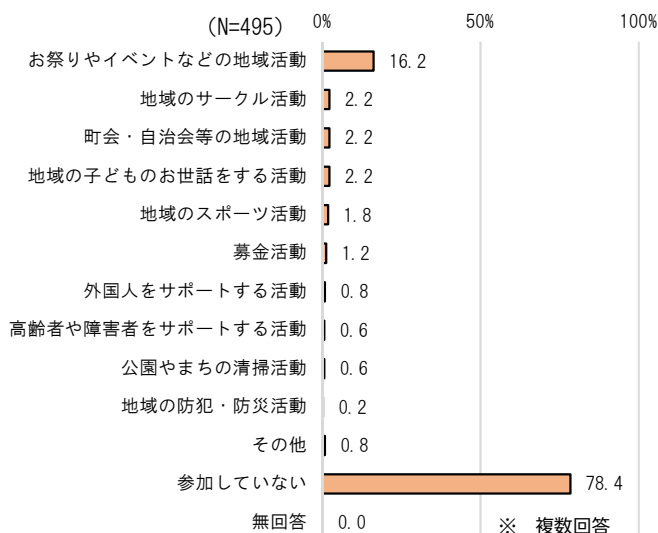


【地域の人】



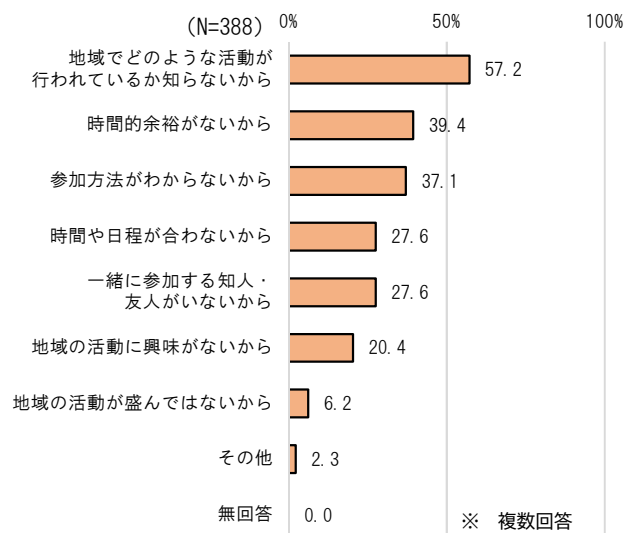
② 地域活動の参加状況

「参加していない」が78.4%と最も多く、次いで「お祭りやイベントなどの地域活動」が16.2%、「地域のサークル活動」「町会・自治会等の地域活動」「地域の子どものお世話をする活動」がともに2.2%となっています。



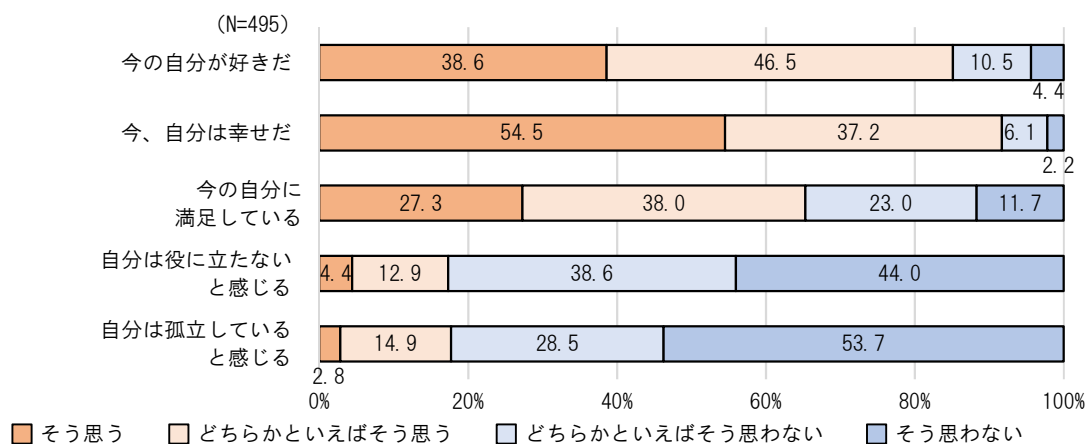
③ 地域活動に参加しない理由

「地域でどのような活動が行われているか知らないから」が57.2%と最も多く、次いで「時間的余裕がないから」が39.4%、「参加方法がわからないから」が37.1%となっています。



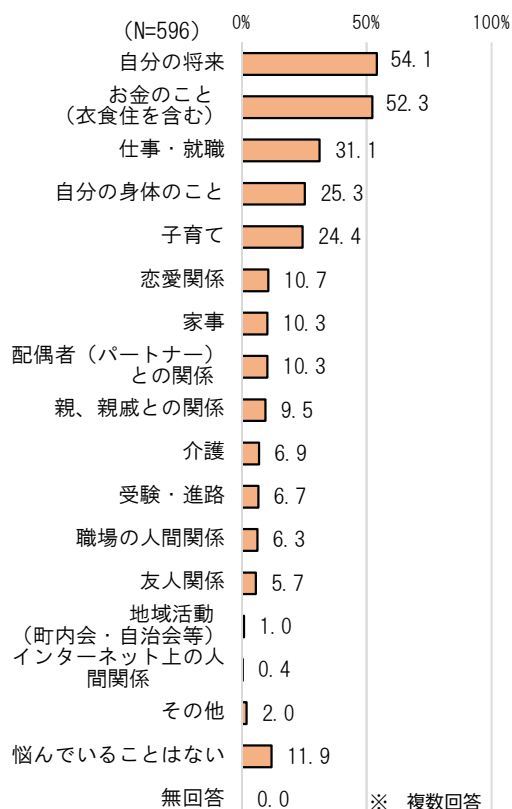
④ 自分について感じていること

“今の自分が好きだ” “今、自分は幸せだ” “今の自分に満足している” において、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』がそれぞれ 85.1%、91.7%、65.3%となっており、“自分は役に立たない” “自分は孤立している” において、『そう思う』がそれぞれ 17.3%、17.7%なっています。



⑤ 現在の不安や悩みごと

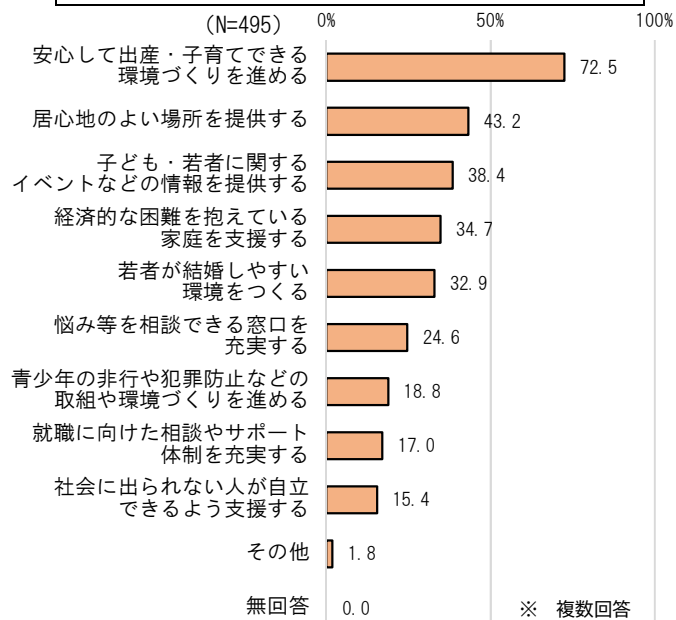
「自分の将来」が 54.1%と最も多く、次いで「お金のこと（衣食住を含む）」が 52.3%、「仕事・就職」が 31.1%となっています。



⑥ 子ども・若者の施策への要望

「安心して出産・子育てできる環境づくりを進める」が 72.5%と最も多く、次いで「居心地のよい場所を提供する」が 43.2%、「子ども・若者に関するイベントなどの情報を提供する」が 38.4%となっています。

港区が取り組む子ども・若者の施策への要望



第3章 計画の基本的な方向性

1 本計画の基本理念

子ども・若者は、一人ひとりが今を生きる権利の主体として尊重されるとともに、未来を担う社会の希望です。次世代の社会を担う全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

なお、子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子育ての権利を受け取ることが可能となるよう、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の担い手を育成する基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本計画においても、「子どもの最善の利益」の実現を念頭に、在宅で子育てをする家庭も含めた全ての子育て家庭を地域全体が協働して支援することにより、子どもが自立し、健やかに成長できる環境の実現に取り組みます。そして、多様性を理解し他者を思いやれる心を育むとともに、子ども・若者が生まれ育った環境に左右されず、自己肯定感や社会の一員としての主体性やウェルビーイング※を高め、将来への夢や希望を描きながら成長できる環境の実現をめざします。

※ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

2 本計画がめざす姿

子ども・子育て支援をめぐる区の現状や本計画の基本理念を踏まえ、港区地域保健福祉計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）令和5（2023）年度改定版の子ども・子育て分野で定めためざす姿を継承し、地域で支え合い、全ての子どもが幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざします。

未来を担う全ての子どもが、
生育環境にかかわらず健やかに成長し、
幸福な生活ができる地域共生社会
～地域で支え合う子どもの未来～

3 計画全体の指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、計画全体の成果指標と数値目標を設定します。

(1) 子どもにかかる指標

【指標の設定にかかるポイント】

自らの意見を表明し、個性や多様性が尊重され、自身にとってのウェルビーイングを向上させることができる。

指 標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
今の自分が好きだと思う子どもの割合	79.2% (令和5 (2023) 年度) ※	82.0%	84.0%
社会や周りの大人に自分の意見を聴いてもらえていると思う子どもの割合	—	60.0%	70.0%

※ 「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」にて、「今の自分が好きだ」という設問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した中学生の割合

(2) 若者にかかる指標

【指標の設定にかかるポイント】

自分らしく社会生活を送ることができ、自分の可能性を広げ、将来に見通しを持つことができる。

指 標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
今の自分に満足していると思う若者の割合	65.3% (令和5 (2023) 年度) ※	68.0%	70.0%
社会生活や日常生活を円滑に送ることができると思う若者の割合	—	60.0%	70.0%

※ 「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」にて、「今の自分に満足している」という設問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した高校生世代から39歳までの割合

(3) 子育て家庭にかかる指標

【指標の設定にかかるポイント】

子どもを生み育てたいと考える個人の希望が叶い、子育てに伴う喜びを実感することができる。

指 標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
港区の子育て環境に満足している と思う人の割合	80.3% (令和5 (2023) 年度) ※1	82.0%	85.0%
実際に持つつもりの子どもの数が、 理想の子どもの数より少ないと思 う人の割合	42.6% (令和5 (2023) 年度) ※2	40.0%	38.0%

※1 「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」にて、「港区の子育て環境に満足している」という設問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した小学校入学前の子どもも保護者及び小学生の保護者の割合

※2 「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」にて、理想の子どもの数が実際に持つつもりの子どもの数より少ないと回答した小学校入学前の子どもも保護者及び小学生の保護者の割合

4 施策の方向性

「第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」を踏まえ、本計画がめざす姿の実現に向けて、次の5つの施策の方向性を設定します。

I 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する

全ての子どもの権利を擁護し、子どもが意見を表明して主体的に参画するための仕組みづくりや、安全・安心な子どもの遊び場の確保、居場所の充実等、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境を構築します。

II 安心して子どもを生き育てられる切れ目のない支援を充実させる

結婚、妊娠、出産など様々なライフステージに応じた切れ目のない支援策を、地域資源を活用しながら展開し、子育てに関するあらゆる不安を取り除き、希望する数の子どもを安心して生き育てることができる環境を実現します。

III 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する

今後の人口動向等を踏まえ、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。最重要課題であった待機児童対策に成果が見られたことを踏まえ、保育の量の拡大から保育の質の向上へと施策の力点を移し、研究機関等の多様な主体と連携し、区内保育施設全体の保育の質の向上を図ります。

IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する

医療的ケア児や障害児など特別な支援が必要な子どもやひとり親家庭など、困難な状況にある子ども・若者や家庭が抱える多様な課題やニーズを的確に捉え、区の現状を踏まえつつ、速やかに支援基盤の強化に取り組みます。

V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する

今後の生き方や将来に対する不安などに寄り添い、居場所の充実や社会参加をとおして、子ども・若者の自立や主体性を育成し、将来への夢や希望を描きながら成長していくための環境を構築します。

5 基本方針

本計画がめざす姿の実現に向けて設定した5つの施策の方向性に基づき、それぞれの基本方針を設定します。また、成果を客観的に把握できるよう、基本方針ごとに指標を設定します。なお、基本方針ごとの指標は、第4章の各基本方針に示します。

I 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する

基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

全ての子どもの権利を擁護し、児童虐待未然防止対策等を推進するとともに、保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭、ヤングケアラーへの支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長や発達、自立が保障された環境の実現をめざします。

基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

区内の児童遊園等の整備や子どもが安心して過ごすことのできる安全な居場所を確保し、その質の向上に取り組むことで、子どもの心身ともに健やかな育ちを支援します。また、子どもが犯罪や災害等に巻き込まれない安全で安心な環境の確保をめざします。

II 安心して子どもを生き育てられる切れ目のない支援を充実させる

基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

妊婦や在宅子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制の確保や、様々な育児支援を行うことで不安等を解消し、安心して出産、子育てができる環境を確保します。また、多子世帯や多胎児を育てる家庭に対する支援を推進することで、希望する数の子どもを生き育てることができる環境の実現をめざします。

基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進

子どもや子育て当事者、子育て支援者、地域が事業をとおして対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築するとともに、地域で安心・安全に子育てができる環境の整備をめざします。また、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進することで、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を支援します。

Ⅲ 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する

基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

今後の人口動向や現在の教育・保育の利用状況及び利用希望などを踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。また、一時預かり事業をはじめとする多様な保育サービスの拡充に取り組み、働き方やライフスタイルにかかわらず、様々なニーズをもつ全ての子育て世帯が希望する保育サービスを受けられる環境の整備をめざします。

基本方針6 教育・保育の質の確保

研究機関等の多様な主体と連携した教育・保育内容の向上や質の高い教育・保育環境の整備に取り組み、安全で安心かつ良質な教育・保育を提供できる環境の整備をめざします。また、保育園、幼稚園及び小学校が連携した小学校入学前教育の充実や、社会や地域と連携した教育を実施する中で、子どもの豊かな人間性、社会性を育みます。

Ⅳ 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する

基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実

児童虐待や非行、DVなどの問題を抱えた家庭や、ひとり親家庭、医療的ケア児・障害児、外国人など支援が必要な子ども・若者と家庭に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てや円滑な生活ができる環境づくりをめざします。

Ⅴ 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する

基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進

家庭環境等で問題を抱える家庭に対する生活環境の安定・経済的な安定に向けた支援の充実や、地域が一体となって子ども・若者の未来を応援する体制を整備し、全ての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現をめざします。

基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進

子ども・若者が抱える様々な悩みや困難を受け止め、就業による経済的自立や、主体的な地域への社会参加などの社会的自立に向けて、個々の状況に応じた支援を行うことで、全ての子ども・若者が困難な状況に置かれることがなく、社会生活を円滑に営むことができる環境の実現をめざします。

6 施策の体系

本計画がめざす姿の実現に向けて、5つの施策の方向性とそれぞれの基本方針に基づき施策を展開していきます。

方向性	基本方針	施策	少子化対策※
I 子どもの権利を尊重し、 育ちを支える環境を整備する	1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進	○
		(2) 児童虐待未然防止対策等の推進	○
		(3) 身近な児童相談所における支援の充実	○
		(4) ヤングケアラー支援の推進	
	2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	(1) 子どもの遊び場等の整備	○
		(2) 放課後の居場所の充実	○
		(3) 児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実	○
		(4) 多様な活動の機会の充実	○
		(5) 地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組	○
		(6) 地域安全体制の確立	○
II 安心して子どもを生み育てられる 切れ目のない支援を充実させる	3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実	(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実	○
		(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	○
		(3) 子どもと家庭への医療・健康づくりの支援	○
		(4) 在宅子育て家庭支援の推進	○
		(5) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援	○
		(6) 子育て家庭への経済的支援	○
		(7) 子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備	○
		(8) 結婚への関心を高める取組の推進	○
	4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進	(1) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築	○
		(2) 子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進	○
		(3) 地域における子ども・子育て支援の取組	○
		(4) 子育てしやすいまちづくりの推進	○
		(5) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	○

方向性	基本方針	施策	少子化対策※	
Ⅲ 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する	5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	(1) 幼児教育施設の充実	○	
		(2) 保育施設の充実	○	
		(3) 保育施設を円滑に利用できる環境整備	○	
		(4) 多様な保育サービスの充実	○	
	6 教育・保育の質の確保	(1) 保育内容の質の向上	○	
		(2) 質の高い幼児教育・保育環境の整備	○	
		(3) 幼児教育・保育体制の質の確保	○	
		(4) 小学校入学前教育の充実	○	
		(5) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進	○	
		(6) 教育・保育の連携体制の整備	○	
	Ⅳ 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する	7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	○
			(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進	○
(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応			○	
(4) 離婚前後の親への支援			○	
(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実			○	
(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援				
(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進				
(8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援				
Ⅴ 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する	8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進	(1) 教育・学習の支援	○	
		(2) 生活環境の安定に向けた支援	○	
		(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援	○	
		(4) ひきこもりの支援		
		(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備	○	
	9 子ども・若者の自立と社会参加の促進	(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実		
		(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援	○	
		(3) 子ども・若者の社会参加の推進		

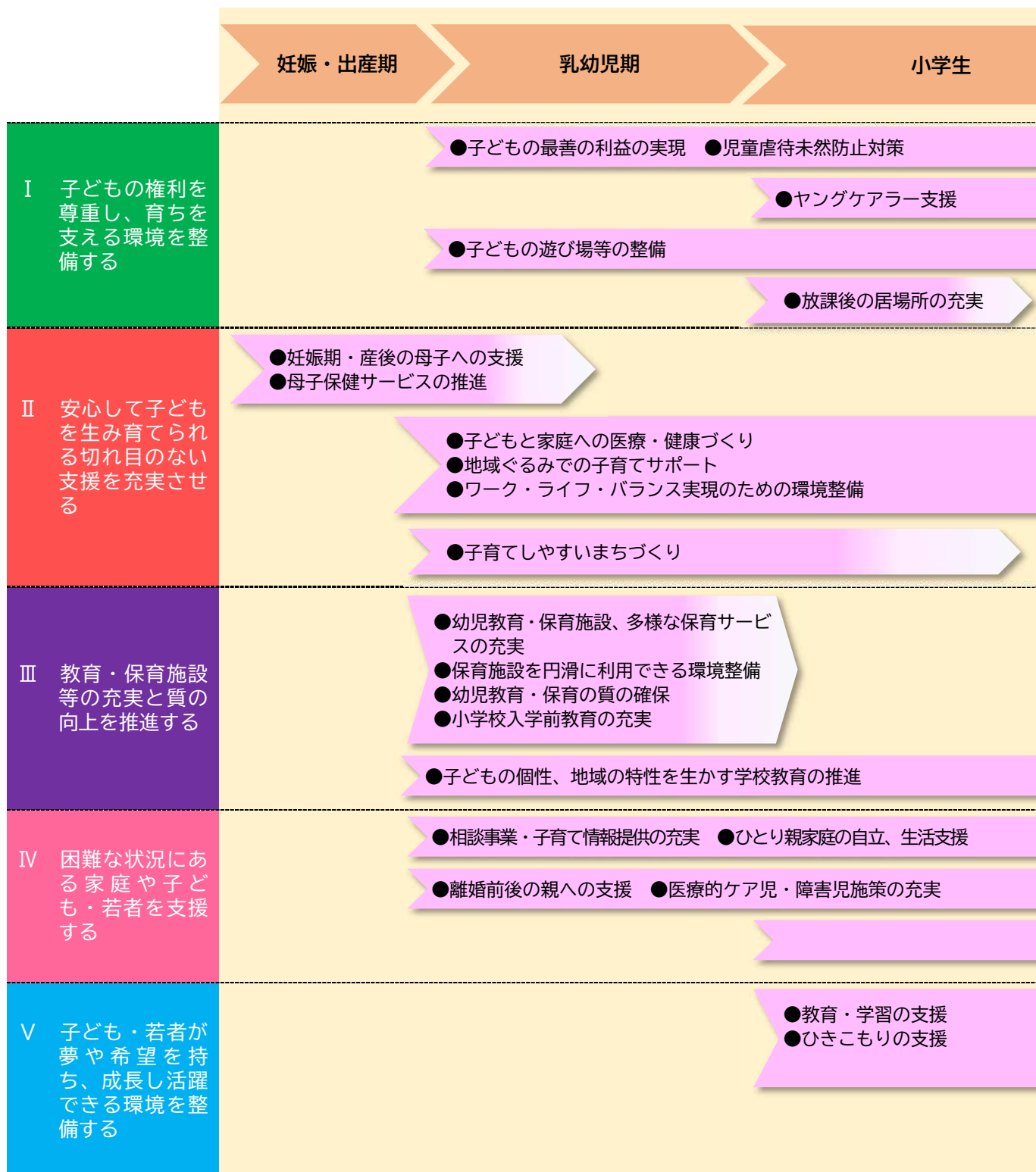
※ 少子化対策につながる施策

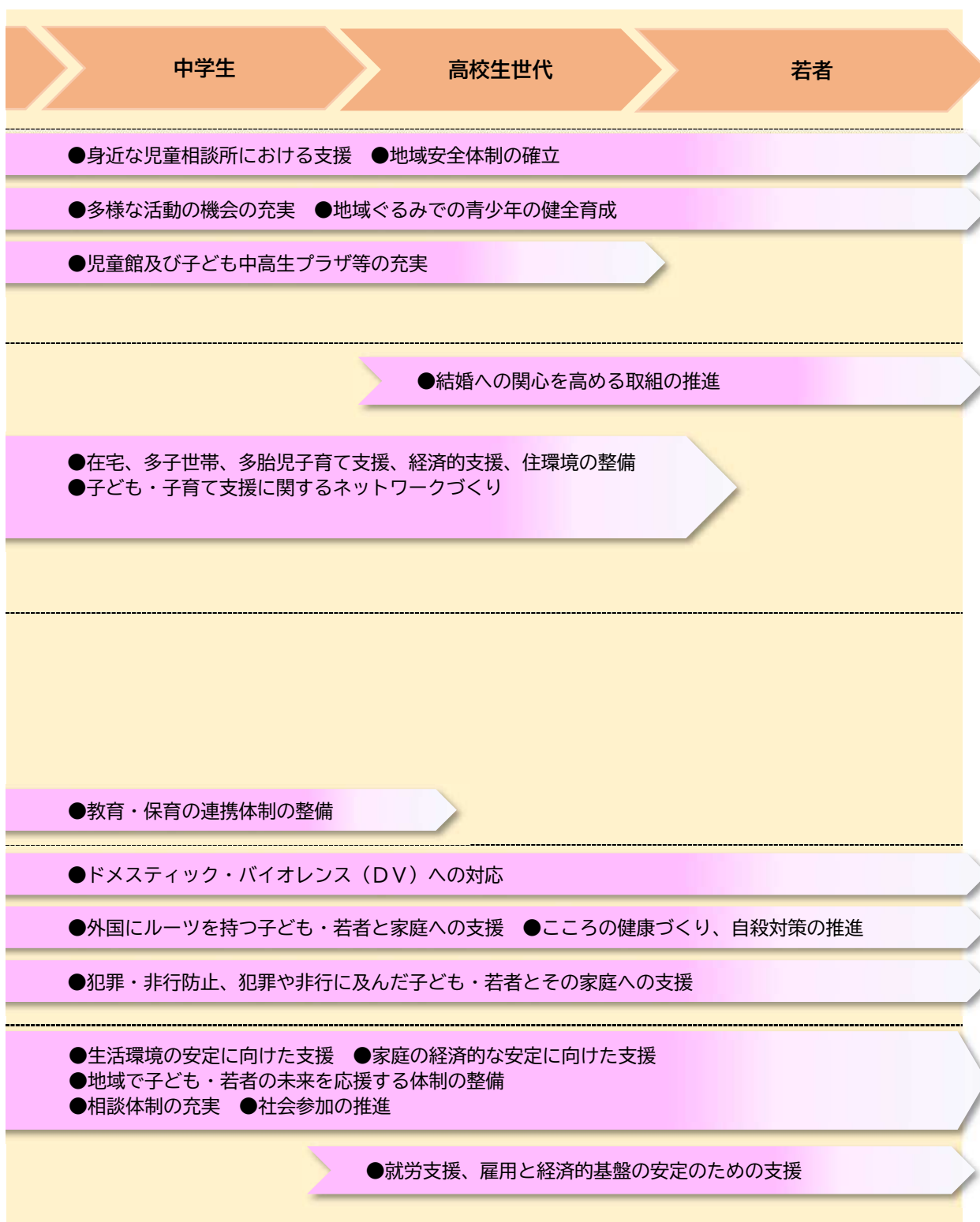
国のこども大綱及びこども未来戦略における少子化対策に関する取組を踏まえ、少子化対策につながる区の施策に「○」を記載しています。

区は、子ども・若者が、結婚や子育てについての希望を実現できる社会を築くため、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない少子化対策に総合的に取り組むとともに、区民や事業者等への情報発信を行うなど、地域や職場において、少子化対策への積極的な支援が行われる環境づくりを推進します。

7 ライフステージに応じた切れ目のない支援

本計画では、子どもとその家族等に加え、29歳まで（施策によっては39歳まで）の若者を対象としています。結婚・妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援体制を構築し、地域資源を活用しながら子ども・若者・子育て家庭を支援するネットワークを構築するとともに、次世代の社会を担う子ども・若者の育成に取り組みます。





第4章 施策の展開

基本方針・施策ページの見方

基本方針・施策のページは、基本方針ごとに、「基本方針のページ（見開き2ページ）」、その基本方針に位置付けられる「施策のページ」の順で構成されています。

基本方針ページの見方

基本方針
基本方針名を記載しています。

SDGsのゴールとの関係
関連するSDGsを示しています。

めざす姿
各基本方針においてめざす方向性を記載しています。

現状と課題
基本方針に関わる港区の現状についてのトピックを記載しています。

第4章 施策の展開 **基本方針1** 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

SDGsのゴールとの関係

めざす姿

全ての子どもの権利を擁護し、児童虐待未然防止対策等を推進するとともに、保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭、ヤングケアラーへの支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長や発達、自立が保障された環境の実現をめざします。

現状と課題

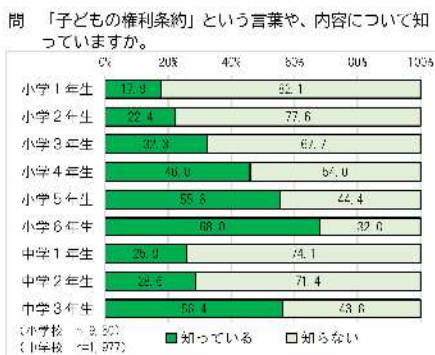
- 子どもは一人の人間として尊重される権利の主体であり、「子どもの権利条約」は、子どもが自立していく上での重要な権利を規定しています。
- 令和5（2023）年4月、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」には、法の基本理念にのっとり子ども施策を策定・実施する地方公共団体の責務等が定められており、改めて、子どもの最善の利益を第一に考えた仕組みを整備していく必要があります。
- 区は、児童の心身の健やかな成長をめざし、妊娠期から児童の自立まで切れ目のない支援を行うため、令和3（2021）年4月、児童相談所、子ども家庭支援センター及び母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。子どもの権利擁護を尊重し、一人ひとりの支援ニーズに対応できる社会的養護の充実と、身近な自治体ならではの地域の連携ネットワークを生かした質の高い支援の充実が必要です。
- 児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にその件数は増加傾向にあります。子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関が連携を強化し、妊娠期から児童の自立まで、切れ目なく総合的に対応できる環境を整備し、児童虐待の未然防止に努める必要があります。
- 区では、令和4（2022）年9月～10月に、ヤングケアラー実態調査を実施しました。調査結果から、区においても一定程度、家族のお世話をしているヤングケアラーと思われる子どもが存在していることが分かりました。一方で、子ども本人と家族にヤングケアラーという自覚がない、家庭内のデリケートな問題を周囲に知られたくないなどの理由から、支援が必要な家庭であっても表面化しにくく、支援につながりにくい状況にあります。

第4章 施策の展開 **基本方針1** 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

統計・調査等の結果

● 子どもの「子どもの権利」の認知度

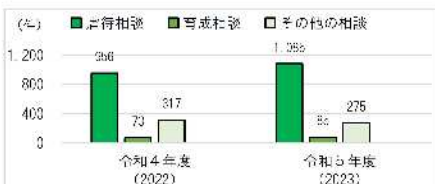
小学6年生では68.0%となる一方、中学1年生では25.9%、中学2年生では28.6%となるなど、年代によりばらつきが見られます。



出典：令和5年度「子どもの権利」等に関する認知度調査

● 児童相談所新規相談受理件数

児童相談所における新規に受理した虐待相談について、令和5（2023）年度には1,000件を超え、相談件数が増加しています。



出典：「児童相談所」を基に作成

統計・調査等の結果
基本方針に関わる統計情報やアンケート調査結果をグラフとともに記載しています。

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
「心配や不安を感じた時、職員は話を聴いてくれる」と回答した一時保護児童の割合	64.0% (令和5 (2023) 年度) ※1	70.0%	80.0%
ヤングケアラー支援サポーター養成講座の養成者数	79人 (令和6 (2024) 年度) ※2	220人	300人

※1 一時保護所第三者評価アンケート
※2 子ども家庭支援センター調べ

指標
基本方針ごとに達成をめざす成果指標と数値目標を記載しています。

施策ページの見方

基本方針

基本方針名を記載しています。

施策

施策名と施策の内容を記載しています。

主な取組

施策に位置付けられる主な取組を記載しています。

新規・拡充

「新規」は、令和7(2025)年度以降に開始する新たな取組を示しています。

「拡充」は、令和7(2025)年度以降に対象や実施内容などを拡充する取組を示しています。

関連計画

取組に関連する区の個別計画等を記載しています。

※表記している計画名称は、令和7(2025)年4月1日時点のものを示しており、改定・策定予定のものも含まれています。

第4章 施策の展開 **基本方針2** 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

施策(5) 地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組

青少年の健全な育成に不可欠な家庭内の信頼関係を支えるために、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という視点を持ち、学校、地域及び関係機関が互いに協力して、日常的に青少年の健全育成活動に取り組みます。また、青少年の自主的かつ創造的な活動及び地域におけるリーダーの育成を支援することで、活動の持続性を強化します。

● 主な取組

① 青少年が犯罪に巻き込まれない安全・安心な環境の確保

インターネットトラブルや犯罪行為から青少年を守り、また、青少年犯罪を防止するため、関係団体と連携した地域の安全点検や改善を図り、青少年自身の危機回避能力の向上に取り組むとともに、関係機関相互の連携を深めます。

② 青少年の意見表明の確保及び人とのかかわりを深める機会や居場所の提供

青少年が意見を表明する機会を確保するとともに、地域の活動等を通じて家庭を支え、青少年同士、家族及び地域の多様な人々と関わりを深める機会を提供します。

③ 青少年が自他の生命を大切に、多様性や平和を尊重する体験や機会の充実

各地区青少年対策地区委員会等における、地域特性に応じた自主的な活動を支援し、青少年の自然体験や社会貢献を通じて自他の生命や人権を大切に、自己肯定感を育むとともに、多様な価値観への理解を深める機会を提供します。

④ 青少年が地域の一員として自覚を持ち、共助の精神を養い、防災力を向上することができる機会の充実

生徒主体の防災訓練や消防少年団による消火器訓練のボランティア活動など、地域の青少年関係団体の活動を支援し、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識、知識及び技術を身につける機会を提供します。

⑤ 青少年リーダー育成の実施

青少年対策地区委員会と連携し、豊かな知識経験を有する地域の人材の活用等により、青少年が地域活動のリーダーとなるよう青少年リーダーの育成を実施します。

● 拡充

● 関連計画

関連計画等の詳細

港区地域保健福祉計画①②③④⑤



基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

SDGsのゴールとの関係



めざす姿

全ての子どもの権利を擁護し、児童虐待未然防止対策等を推進するとともに、保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭、ヤングケアラーへの支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長や発達、自立が保障された環境の実現をめざします。

現状と課題

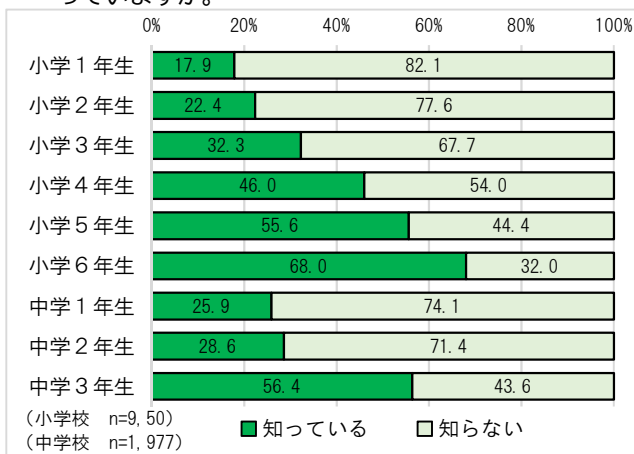
- 子どもは一人の人間として尊重される権利の主体であり、「子どもの権利条約」は、子どもが自立していく上での重要な権利を規定しています。
- 令和5（2023）年4月、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」には、法の基本理念にのっとり子ども施策を策定・実施する地方公共団体の責務等が定められており、改めて、子どもの最善の利益を第一に考えた仕組みを整備していく必要があります。
- 区は、児童の心身の健やかな成長をめざし、妊娠期から児童の自立まで切れ目のない支援を行うため、令和3（2021）年4月、児童相談所、子ども家庭支援センター及び母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。子どもの権利擁護を尊重し、一人ひとりの支援ニーズに対応できる社会的養護の充実と、身近な自治体ならではの地域の連携ネットワークを生かした質の高い支援の充実が必要です。
- 児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にその件数は増加傾向にあります。子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関が連携を強化し、妊娠期から児童の自立まで、切れ目なく総合的に対応できる環境を整備し、児童虐待の未然防止に努める必要があります。
- 区では、令和4（2022）年9月～10月に、ヤングケアラー実態調査を実施しました。調査結果から、区においても一定程度、家族のお世話をしているヤングケアラーと思われる子どもが存在していることが分かりました。一方で、子ども本人と家族にヤングケアラーという自覚がない、家庭内のデリケートな問題を周囲に知られたくないなどの理由から、支援が必要な家庭であっても表面化しにくく、支援につながりにくい状況にあります。

統計・調査等の結果

●子どもの「子どもの権利」の認知度

小学6年生では68.0%となる一方、中学1年生では25.9%、中学2年生では28.6%となるなど、年代によりばらつきが見られます。

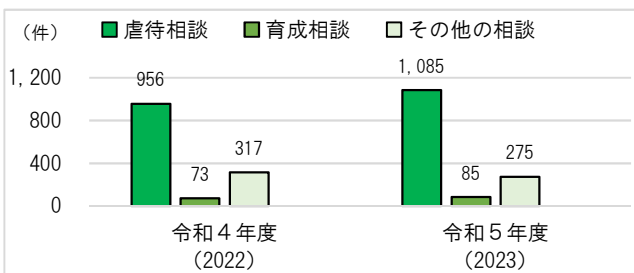
問 「子どもの権利条約」という言葉や、内容について知っていますか。



出典：令和5年度「子どもの権利」等に関する認知度調査

●児童相談所新規相談受案件数

児童相談所における新規に受理した虐待相談について、令和5（2023）年度には1,000件を超え、相談件数が増加しています。



出典：「港区の児童相談」を基に作成

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
「心配や不安を感じた時、職員は話を聞いてくれる」と回答した一時保護児童の割合	64.0% (令和5 (2023) 年度) ※1	70.0%	80.0%
ヤングケアラー支援サポーター養成講座の養成者数	79人 (令和6 (2024) 年度) ※2	220人	300人

※1 一時保護所第三者評価アンケート

※2 子ども家庭支援センター調べ

施策（1） 子どもの最善の利益を実現する施策の推進

「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みを構築します。

主な取組

① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発

「子どもの権利条約」の4つの原則「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」について啓発活動を実施します。

② 子どもの意見を把握する取組の推進

子どもの意見を反映した施策を講じていくため、子どもの声を聴く強化月間としての「港区こども月間」や、子どもの意見を表明する機会としての「みなと子ども会議」の実施など、子どもの意見を把握する取組を推進します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

施策（2） 児童虐待未然防止対策等の推進

港区要保護児童等対策地域協議会の関係機関の連携を強化し、支援対象児童等の早期発見や対応力を高めるとともに、子ども家庭支援センターを中心とした要支援家庭等への支援を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

主な取組**① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進**

港区要保護児童等対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見や対応力を高めるため、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施など、児童虐待対策を推進します。居住実態が把握できない児童についても迅速に安全確認を行い、必要に応じて適切な支援を行います。

また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改定や関係機関向けの研修の充実などにより、関係機関の支援力の強化を図ります。

② 養育支援訪問事業等の充実

保健師等の資格を有する訪問支援者が家庭に合った助言や支援をする養育支援訪問事業を行うとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、家庭の問題全般への関わりを深める中で支援の必要性の高い者を適切な支援につなぐ子育て世帯訪問支援事業を実施するなど、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。

③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進

子どもの安全を守るため、地域住民が児童虐待の未然防止や早期発見などについて関心を持ち、意識が高まるよう、リーフレット等を配付し、周知・啓発を図ります。また、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間にはワークショップ等を開催し、周知・啓発を強化します。

④ 要支援家庭等への支援の充実

養育支援訪問事業の実施のほか、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭や子育てに悩みや不安を抱える家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

⑤ 子ども及び妊産婦に関する包括的な支援の強化

全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能による一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の機能を生かし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を強化します。

⑥ 区立母子生活支援施設における母子保護の推進

拡充

区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難な母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援などにより母子の自立を促進します。また、出産後の養育に関して、出産前からの支援が特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が安心して子どもを産み育てることができるよう、必要な支援を検討します。

⑦ いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進

「港区いじめ防止基本方針」に基づき、港区いじめ問題対策連絡協議会等において、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制のもと、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。

⑧ 不適切保育相談窓口の設置

保育園等での不適切保育が疑われる内容や保育に関する悩みをWeb上の専用フォームで24時間いつでも受け付けます。専門的な知識を有する専門アドバイザーによる早急な問題解決を図るとともに、子どもの権利を守り、不適切保育を未然に防止します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③④⑤

港区社会的養育推進計画①②③④⑤⑥

施策（3） 身近な児童相談所における支援の充実

区に児童相談所を設置した強みを生かし、地域住民、ボランティア、民間団体、関係機関等と連携・協働し、子どもの意見・意向を尊重した権利擁護の取組や、養育上の問題により傷ついた親子関係の再構築支援など、港区ならではの支援を充実します。また、A I ・ I C T機器等を積極的に活用し、増加する虐待相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう相談対応機能を強化します。

主な取組**① 児童のニーズに応じた社会的養育の充実**

家庭で暮らす子どもとその家庭におけるニーズを踏まえ、的確な養育支援を行います。児童養護施設等への措置や里親への委託に当たっては、東京都及び特別区とも連携、調整し、児童のニーズに応じた支援を行います。また、施設等で暮らす子どもの権利が擁護され安心して生活できるよう支援します。

② 社会的養護の施設の適正な運営の確保

児童相談所設置市として、区内の乳児院、母子生活支援施設等の適正な運営を確保するため、設置認可等の手続を適正に行うとともに、指導・監督等を徹底します。

③ 子どもの意見や意向を尊重した支援等の強化

児童相談所が行う一時保護や措置（在宅指導、里親委託、施設入所等）においては、子どもの年齢や発達の状況等に応じた方法で意見を聴き、援助方針に反映させるなど、子どもの意見や意向を尊重した支援体制を強化します。

④ 親子関係再構築支援の充実

拡充

養育上の問題で傷ついた親子関係を修復・再構築し、親と子が互いの存在や価値観を肯定して生きていくことができるよう施設や里親、民間団体等多様な関係機関と連携・協働して支援します。

⑤ 施設退所後等の児童の自立支援の強化

児童養護施設や里親のもとで生活する児童が、施設等を退所した後に地域で孤立することなく安心して生活できるよう、施設や里親、地域、ボランティア、関係機関等と連携し、自立生活をサポートする体制を強化します。

⑥ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

民間の活力を生かし、里親体験発表会や相談会の開催、効果的な周知活動等を積極的に実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育を行うことができるよう支援するとともに、里親を社会全体で支援する機運の向上に取り組みます。

⑦ 一時保護所の適正な運営の推進

拡充

一時保護所の運営に当たっては、定められた基準等に沿って適正に行い、アドボケイト（意見表明等支援員）への意見表明の機会を確保するなど、生活の悩みや措置に関する意見や要望に対し適切に対応できるよう取り組みます。

⑧ AI等を活用した相談対応機能の強化

拡充

AI・ICT機器等を活用し「判断の迅速化と質向上」「業務効率化」「人材育成」など相談対応機能を強化します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①④⑤⑥⑦⑧

港区社会的養育推進計画①②③④⑤⑥⑦⑧

施策（４） ヤングケアラー支援の推進

ヤングケアラーの理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、区の組織横断的な連携や、子ども食堂など民間団体や関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見と迅速な支援につなげます。また、子ども家庭支援センターに配置したヤングケアラー支援コーディネーターを中心に支援対象家庭の意向に沿った支援の充実を図ります。

主な取組

① 家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援

学校、医療機関、子ども食堂など、地域の支援体制を強化するとともに、「ヤングケアラー支援サポーター養成講座」を実施し、地域のヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーが安心して支援を求められる環境づくりを推進します。

② 子どもが声を上げやすい環境づくり

子ども及び区民向けのヤングケアラー支援に関するリーフレットを作成し、子ども本人や地域の大人に対する周知・啓発を更に推進していきます。また、SNSなどを活用し、子どもが声を上げやすい環境を整えます。

③ 子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート

子どもたちが、子どもらしく過ごせる時間を確保できるよう、日頃のケアによる身体的・心理的な負担を軽減するために、配食支援、訪問支援と外国語通訳派遣などを実施します。

④ 若者ケアラーの支援

新規

若者ケアラー実態調査の結果を踏まえ、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる若者（若者ケアラー）に対し、必要な支援策を検討します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

港区社会的養育推進計画①②③

基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

SDGsのゴールとの関係



めざす姿

区内の児童遊園等の整備や子どもが安心して過ごすことのできる安全な居場所を確保し、その質の向上に取り組むことで、子どもの心身ともに健やかな育ちを支援します。また、子どもが犯罪や災害等に巻き込まれない安全で安心な環境の確保をめざします。

現状と課題

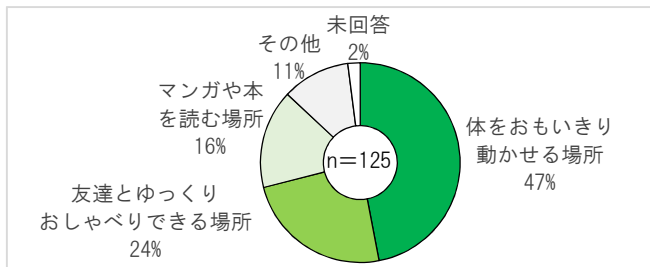
- 遊具やのびのび遊べる空間、保育園等の代替園庭としての利用など、遊びの利用に関するニーズが拡大しており、対応を図る必要があります。
- 子どもにとって、身近な場所で、気軽に興味のあることを学べる環境を整備することは、生涯にわたって学び続けることを意識づけるためにも重要です。
- 小学生人口の増加を見据え、学童クラブの新規開設や既存学童クラブの定員見直しなど、様々な手法により積極的に定員を拡大したことで、平成27(2015)年度の対象年齢引き上げ以降、人口増加率を上回る定員数の拡大を実現しました。しかし、学童クラブの入会希望者は増加傾向にあり、いまだ入会待ちの児童が発生しています。学童クラブ事業の質の向上を図るとともに、地域の需要に応じた定員拡大に取り組む必要があります。
- 地域における児童の健全育成支援の拠点として、各地区に子ども中高生プラザを設置するとともに、児童館の適正配置や児童館機能の整備を進めてきました。しかし、各施設で中学生や高校生世代の利用率が低く、当事者の意見を積極的に反映した魅力的な取組が求められています。
- 地域で子どもを見守る環境が大きく変わり、生活困窮などの家庭環境が見えづらくなっています。また、インターネットトラブルや性犯罪を含む犯罪行為から青少年を守るとともに、青少年犯罪防止にも取り組むことが必要です。

統計・調査等の結果

●自宅・学校・保育園など以外で過ごしたい場所

「体をおもいきり動かせる場所」が47%と最も多く、次いで「友達とゆっくりおしゃべりできる場所」が24%となっています。

問 自宅・学校・保育園など以外に過ごす場所でどのようなところがあるといいですか。

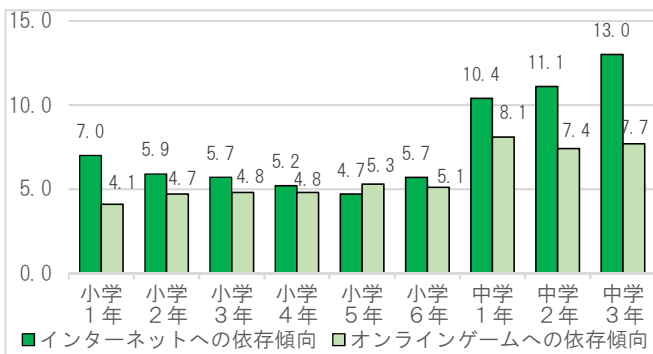


出典：港区こども月間スタンプラリーアンケート報告書（令和6（2024）年6月）

●インターネット及びオンラインゲームへの依存傾向

インターネットへの依存傾向について、小学生では4.7%~7.0%、中学生では10.4%~13.0%となっています。

オンラインゲームへの依存傾向について、小学生では4.1%~5.3%、中学生では7.4%~8.1%となっています。



出典：小・中学生のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査報告書（令和4（2022）年3月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
放課後児童支援員資格取得率	53.2% (令和5 (2023)年度)*	85.0%	88.0%
子ども110番事業協力者数	1,134件 (令和6 (2024)年度)*	1,160件	1,200件

* 子ども若者支援課調べ

施策（1） 子どもの遊び場等の整備

子どもたちが安心して遊び、自然とのふれあいを通じて学ぶことができる公園や児童遊園などの遊べる場所を整備していくとともに、子ども連れの方が快適に利用できる公衆・公園トイレの整備など公共施設のバリアフリー化を推進します。

主な取組

① 都市計画公園の整備

都市計画公園の整備は、都市計画決定に基づき将来公園にする区域の用地を取得し、計画的に公園の新設や拡張を行っています。都市計画公園が整備されることで、オープンスペースとして都市に潤いを与え、公園からまちのにぎわいを生み出すとともに、ヒートアイランド現象緩和の役割を果たすなど、誰もが憩える空間となります。さらに、災害時において、防災活動拠点の機能を有する公園としても整備します。

② 公園の整備

公園は誰もが利用できる空間として、休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、さらに、緑の拠点や災害時の地域集合場所、防災活動拠点、保育園の代替園庭機能、インクルーシブな遊び場など、求められる役割や区民ニーズが年々多様化しています。計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに応じて公園の整備を進めます。

③ 児童遊園の整備

地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者とコミュニティが図れる拠点の一つとして、安心して集い、和める、魅力ある児童遊園を整備します。また、保育園の代替園庭機能も求められることを考慮した施設整備や、子どもの遊び空間と隔たりがある場所では利用実態を踏まえた遊具等の施設整備を検討します。

④ プレーパークの推進

子どもたちが自由にのびのびと思い切り遊べるように場所と機会を提供するとともに、遊びを通じて子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進します。住民組織が実施している公園等では、更なる充実や常設化を図るとともに、新たな住民組織の発掘と5地区へのプレーパークの設置をめざします。

⑤ 親子の遊び場づくり（あそびのきち）

0歳から5歳までの未就学児とその保護者を対象に、親子が安全・安心に自然遊びを楽しめる場として、また、身近な子育て支援の場として、あそびのきち事業を推進します。プレーパーク事業と連携し、乳幼児期から学童期までの成長に応じた外遊びを展開し、子どもの心身の発達や豊かな成長を促します。

⑥ 学校施設開放による子どもの遊び場の充実

子どもたちを交通事故その他の危険から守るとともに、健全育成を図ることを目的として、区立小学校の校庭及び体育館を、子どもの身近で安全な遊び場として開放します。

⑦ 快適な公衆・公園トイレの整備

「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針」に基づき、男女それぞれへの個室トイレの整備を進めるとともに、バリアフリー対応のトイレや内外部の照明、緊急時押しボタン、ベビーベッド・ベビーチェアの設置等により、誰もが安全で快適に利用できる公衆トイレや公園トイレを整備します。

関連計画

関連計画等の詳細



- 港区まちづくりマスタープラン①②③④
- 港区緑と水の総合計画①②③④
- 港にぎわい公園づくり推進計画①②③④⑤⑦
- 港区バリアフリー基本構想①②③
- 港区スポーツ推進計画⑥

施策（2） 放課後の居場所の充実

増加する学童クラブ需要に応えるため、柔軟な定員管理や新たな施設整備等により、定員拡大に取り組めます。また、放課後児童支援員の資格取得者を拡充するなど、学童クラブ事業の質の向上を図ります。さらに、児童館及び子ども中高生プラザ等における質の高いプログラムの実施などにより児童の健全育成を支援します。

主な取組

① 学童クラブ事業の充実

増加する学童クラブ需要に対応するため、特に需要増が見込まれる地域において、学童クラブの新規開設や定員の拡大を図ります。また、利用曜日ごとの柔軟な定員管理だけでなく、利用率に基づく弾力的な受入れを積極的に実施するなどにより、待機児童の解消を図ります。

【量の見込み及び目標整備量】

(単位：人)

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み	合計		3,463	3,512	3,548	3,535	3,467
	1年生		1,066	1,081	1,093	1,088	1,067
	2年生		973	987	997	993	974
	3年生		751	762	769	767	752
	4年生		437	444	448	446	438
	5年生		164	166	168	168	164
	6年生		72	72	73	73	72
②確保方策		3,520	3,520	3,600	3,723	3,759	3,799
過不足(②-①)			57	88	175	224	332
箇所数		37か所	37か所	38か所	38か所	38か所	39か所

② 放課後子ども教室推進事業（放課GO→）の実施

教育委員会と連携し、全ての区立小学校内で児童が安全で安心して活動できる放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業（放課GO→）を行います。学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等を利用し活動します。

【目標事業量】

(単位：箇所)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
箇所数	19	19	19	19	19	19

※ 全ての区立小学校 19 校で放課GO→を実施します。

③ 放課GO→及び放課GO→学童クラブの連携・交流（連携型の放課GO→クラブの実施）

放課GO→及び放課GO→学童クラブの両事業の児童が連携や交流をしながら活動できる環境整備やプログラムに取り組みます。

【目標事業量】

(単位：箇所)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
箇所数	18	18	18	18	18	18

※ お台場学園港陽小学校を除く区立小学校 18 校で連携型の放課GO→クラブを実施します。

④ 同一小学校内等での放課GO→及び放課GO→学童クラブの連携・交流（校内交流型の放課GO→クラブの実施）

同一小学校内等で放課GO→及び放課GO→学童クラブを実施し、両事業の児童が連携や交流をしながら活動できる環境整備やプログラムに取り組みます。

【目標事業量】

(単位：箇所)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
箇所数	17	17	17	17	17	17

※ お台場学園港陽小学校及び青南小学校を除く区立小学校 17 校で校内交流型の放課GO→クラブを実施します。

⑤ 連携型又は校内交流型の放課GO→クラブの推進

全ての放課GO→クラブが連携型として実施するとともに、教育委員会と連携及び協力し、今後の小学校の改修や改築等の際には校内交流型の放課GO→クラブを基本とした整備を図ります。

⑥ **放課GO→及び放課GO→学童クラブの学校施設の活用推進**

小学校と連携及び協力し、余裕教室の活用やタイムシェア等により、区立小学校内に専用の活動場所となる放課GO→室及び放課GO→クラブ室を安定的に設けます。

⑦ **放課GO→及び学童クラブの実施に係る教育委員会と福祉部局の連携**

子ども・子育て支援に関する庁内の検討組織である港区子育て支援推進会議等において、教育委員会事務局、子ども家庭支援部及び各総合支所が連携して、児童館や学童クラブ等の情報交換及び共有を行い、課題解決に取り組みます。

⑧ **学童クラブ事業の質の向上**

拡充

学童クラブ業務に従事する放課後児童支援員等の研修機会を充実し、処遇改善を推進するとともに、日々の活動の中で、企業や地域人材と連携した先進的な体験学習等のプログラムを積極的に取り入れるなど、学童クラブ事業の質の向上を図ります。

⑨ **障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備**

拡充

障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、児童館及び子ども中高生プラザ等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師やカウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②⑧

港区生涯学習推進計画②

施策（3） 児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実

児童館及び子ども中高生プラザ等を、乳幼児を持つ保護者への子育て支援や幼児期から中高生世代に至るまでの児童が安全に安心して過ごす場の提供等、地域における子ども・子育て支援の拠点として活用します。

主な取組

① 地域における児童の健全育成機能の強化

地域における子ども・子育て支援の拠点である児童館及び子ども中高生プラザ等において、地域の人材等と連携した質の高いプログラムの実施などに取り組み、児童の健全育成を支援します。

② 情報発信の強化

拡充

児童館及び子ども中高生プラザ等において、中学生や高校生世代の利用を促進するため、SNSの活用など当事者の意見を参考にした情報発信の強化に取り組みます。

関連計画

関連計画等の詳細

港区地域保健福祉計画①②



施策（４） 多様な活動の機会の充実

子どもが主体的・持続的に学べる機会を提供し、自然や環境への理解及び地域交流を深めます。また、港区の歴史や港区にゆかりのある文化など、幅広い分野において、身近なことから学ぶ機会を提供します。

主な取組

① 保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援

子どもたちは、自然とのふれあいをとおして命の大切さを理解し、自然や生きものを大切にする心を育みます。子どもたちが、地域の環境資源である公園や水辺、校庭など身近な場所で生きものを観察し、ふれあうことにより、生物多様性の大切さを効果的に学ぶことができる場所の整備や適切な維持管理に向けて、都心に生息する生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣します。

② 次世代を担う環境人材の育成

学校生活等を通じて環境問題への関心を高め、循環型社会を担う人材を育てるため、学校、保育園等と連携した環境学習を強化します。

③ みなと区民の森を活用した環境学習の推進

区があきる野市から借り受け、環境学習の場や二酸化炭素吸収林として整備している、みなと区民の森及びその周辺の里山や溪流などを活用して、間伐・植樹体験や自然観察体験などを実施します。区民、とりわけ将来を担う子どもたちが、都心にはない自然の中で、森や里山などの成り立ちや動植物の生態系など自然の大切さを知り、環境保全について考える機会とするとともに、毎日の生活において環境に配慮した行動を推進します。

④ 多様な関係機関との連携による地域交流の充実

他自治体と連携し、地域の子どもたちがお互いの地域を訪れ、港区では経験できない豊かな自然体験の機会や、現地の子どもたちとの交流の機会を創出する事業を実施します。また、地区内の大学や地域の子ども向け事業に取り組む企業・団体等との連携を通じて、地域交流、世代間交流及び学習機会の拡充を図ります。

⑤ 親子でエコっとプロジェクトの実施

「環境やエコ」をテーマとした「見る」「知る」「体験する」機会を提供することにより、地域の子どもたちが自然や生きものを大切に作る心を育んでいく取組を実施していきます。

⑥ 郷土歴史館の活用

歴史的建造物である郷土歴史館は、港区の自然、歴史や文化が体系的に整理・展示されていることから、小中高生の社会科見学等を通じて、郷土の歴史に触れることができるよう、学校との連携や施設の受入れ体制を強化していきます。

⑦ 読書活動の推進

ブックスタート、絵本貸出定期便などの乳幼児期における読書活動の支援から学校教育と連携した情報リテラシーの育成、SNSを活用したおすすめ本の発信や中高生書評合戦など中高生対象の読書の関心を高めるための取組を実施し、子どもから成人に至るステップに応じたサービスを充実します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①

港区一般廃棄物処理基本計画②

港区環境基本計画③

港区生涯学習推進計画③④⑤⑥

港区学校教育推進計画⑦

港区立図書館サービス推進計画⑦

施策（5） 地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組

青少年の健全な育成に不可欠な家庭内の信頼関係を支えるために、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という視点を持ち、学校、地域及び関係機関が互いに協力して、日常的に青少年の健全育成活動に取り組みます。また、青少年の自主的かつ創造的な活動及び地域におけるリーダーの育成を支援することで、活動の持続性を強化します。

主な取組

① 青少年が犯罪に巻き込まれない安全・安心な環境の確保

インターネットトラブルや犯罪行為から青少年を守り、また、青少年犯罪を防止するため、関係団体と連携した地域の安全点検や改善を図り、青少年自身の危機回避能力の向上に取り組むとともに、関係機関相互の連携を深めます。

② 青少年の意見表明の確保及び人とのかかわりを深める機会や居場所の提供

青少年が意見を表明する機会を確保するとともに、地域の活動等を通じて家庭を支え、青少年同士、家族及び地域の多様な人々と関わりを深める機会を提供します。

③ 青少年が自他の生命を大切にし、多様性や平和を尊重する体験や機会の充実

各地区青少年対策地区委員会等における、地域特性に応じた自主的な活動を支援し、青少年の自然体験や社会貢献を通じて自他の生命や人権を大切にし、自己肯定感を育むとともに、多様な価値観への理解を深める機会を提供します。

④ 青少年が地域の一員として自覚を持ち、共助の精神を養い、防災力を向上することができる機会の充実

生徒主体の防災訓練や消防少年団による消火器訓練のボランティア活動など、地域の青少年関係団体の活動を支援し、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識、知識及び技術を身につける機会を提供します。

⑤ 青少年リーダー育成の実施

拡充

青少年対策地区委員会と連携し、豊かな知識経験を有する地域の人材の活用等により、青少年が地域活動のリーダーとなるよう青少年リーダーの育成を実施します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③④⑤

施策（6） 地域安全体制の確立

子どもの安全管理や危機管理体制を整備するため、地域が一体となったネットワーク体制を整備します。また、交通安全に関する活動と連携し、子どもの安全確保の対策を推進します。

主な取組

① 地域が一体となった見守り体制の整備

子どもや子育て家庭が、安全で安心して生活できるよう、区立小学校PTAとの「子ども110番事業」や通学路点検の実施などを通じて、地域の見守り体制を整備します。

② 子どもの安全確保体制の整備

子どもの安全管理や危機管理体制を整備するため、学童クラブへの入退室の情報をメール配信するシステムの運用のほか、安全情報や危機管理情報を発信し、非常時における子どもの安全確保体制の整備や災害対応能力の向上を図ります。

③ 子どもへの交通安全教育の推進

子どもが関与する交通事故件数と死傷者数の減少に向けて、関係機関と連携した交通安全教育を推進します。幼稚園、保育園、小・中学校、児童館等における教育活動を通じて、警察署の協力のもと、参加、体験、実践型の安全教育を実施します。

関連計画

港区交通安全計画③

関連計画等の詳細



基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

SDGsのゴールとの関係



めざす姿

妊婦や在宅子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制の確保や、様々な育児支援を行うことで不安等を解消し、安心して出産、子育てができる環境を確保します。また、多子世帯や多胎児を育てる家庭に対する支援を推進することで、希望する数の子どもを生き育てることができる環境の実現をめざします。

現状と課題

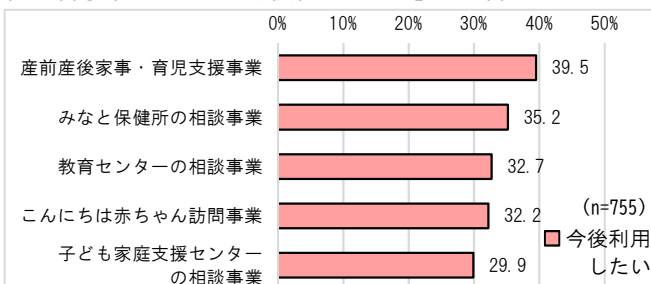
- 虐待による子どもの死亡事例の4割以上が0歳児であるなど、妊娠から産後間もない妊産婦は、子育てに関する不安や負担感を抱えやすい傾向にあります。身近な場所で相談に応じ、個別の状況に応じた支援につなげる仕組みの構築など、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充が求められています。
- 乳幼児の疾病や障害の早期発見に加え、要支援家庭の早期発見、保護者の育児不安の軽減・虐待予防に重点を置いた乳幼児健康診査の実施が求められています。乳幼児健康診査の質を確保するとともに、未受診者を把握し受診率を向上する必要があります。妊婦全数面接や新生児家庭訪問事業を通じ、出産前から身近な場所で医療専門職に気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制を確保する必要があります。
- 区では、0歳児がいる子育て世帯の7割が在宅で子育てをしており、その3割が祖父母等の子育て支援を受けられていない状況です。孤立した育児に陥りやすい在宅子育て家庭に対する支援を更に進めていくことが必要です。
- 港区に住み続けたい、港区で家庭を築き、子育てをしたいと希望する若年層や子育て世帯に対し定住を促進することが求められています。子育て世帯の定住を促進するためには、様々なライフステージ・就労状況にある子育て世帯が安心して子育てをすることができる住環境の整備が必要です。

統計・調査等の結果

●子育て支援事業の今後の利用希望

「産前産後家事・育児支援事業」は約4割、各種相談事業や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は約3割となっています。

問 各事業について「今後利用したい」かお答えください。

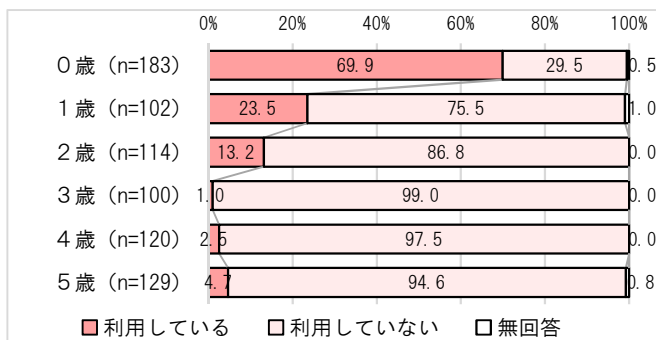


出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

●年齢別の在宅子育て家庭の割合

0歳児がいる家庭では69.9%、1歳児がいる家庭では23.5%、2歳児がいる家庭では13.2%が在宅で子育てをしています。

問 現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。



出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
各種子育て支援サービスに対する利用者満足度	85.0% (令和5 (2023)年度) ※1	87.0%	90.0%
産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業利用者数	540人/年 (令和5 (2023)年度) ※2	625人/年	689人/年

※1 子ども家庭支援センター調べ

※2 健康推進課調べ

施策（1） 妊娠期・産後の母子への支援の充実

母子保健の面から、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を強化します。

主な取組

① 助産師による母子保健相談

助産師が妊産婦の不安等に電話・面接相談等により対応し、個々の状況に応じた支援を行います。必要に応じて個別の支援プラン（サポートプラン）を作成するほか、関係機関とも連携して包括的、継続的な支援を実施します。

② みなとプレママ応援事業（港区出産・子育て応援事業）

全ての妊婦への面接を実施し、妊娠期に行政の専門職が関わることで、身近な相談体制を周知します。出産・育児等の見通しを一緒に確認することを通じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。

③ 産後ケア事業

産後の母子の心身のケア、授乳・沐浴方法等の育児指導、乳児の発育又は発達に関する相談等を通じた休養や育児不安の解消を目的に、宿泊型・通所（デイサービス）型・訪問（アウトリーチ）型の産後ケア事業を実施します。

④ 伴走型相談支援の推進

新生児全戸訪問や、妊娠届のあった妊婦を対象とした妊婦全数面接を実施し、保健師や助産師等の専門職が育児相談、産後の体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行うことで、育児への不安を解消します。

⑤ 不妊に悩む方への支援

不妊に悩む夫婦等に対し、自由診療及び先進医療に要した経費を補助し経済的な負担軽減を図るとともに、不妊・不育症等の相談にピア・カウンセラーが応じる相談ダイヤルを設置し、不妊等に悩む方への心理的負担の軽減に取り組みます。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③④⑤

施策（2） 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

出産直後から安心して自宅で育児に取り組める環境を整備するため、相談等による支援を行います。また、保護者の孤独感や孤立感の解消を図るため、地域における友達づくりの場を提供します。さらに、関係機関との連携を強化し、妊産婦や乳幼児の状況について継続的・包括的に把握できる体制の構築を一層推進します。

主な取組

① こんにちは赤ちゃん訪問（港区出産・子育て応援事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、育児相談、産後の体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行うことで、育児への不安を解消します。

② 地域における友達づくりの場の提供

保健師や助産師等が授乳や育児の相談に応じるとともに、乳幼児の月齢や、多胎児、未熟児、ダウン症児とその保護者同士の交流の場を提供するなど、子育てにおける相談体制と孤立防止に取り組めます。

③ 子ども及び妊産婦に関する包括的な支援の強化【再掲】

全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能による一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の機能を生かし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を強化します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

港区社会的養育推進計画③

施策（3） 子どもと家庭への医療・健康づくりの支援

医療機関等と連携し、医療体制の確保及び充実に図ります。また、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の実施や、定期予防接種の接種率向上のための周知の工夫、予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備を行います。

主な取組

① 周産期医療・小児医療の充実

周産期医療及び小児医療体制の確保及び充実に図るため、港区周産期医療・小児医療連携協議会を設置し、区内の周産期医療及び小児医療に関わる医療機関等と連携します。

② 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進

妊婦、子どもの疾病や障害の早期発見に加え、要支援家庭の早期発見、保護者の育児不安、育児ストレス等の軽減及び虐待予防に重点を置き、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施します。

妊婦健康診査では、多胎妊娠の妊婦健康診査の追加助成、超音波検査の追加助成など、国や東京都の最新の動向に合わせて制度を見直します。3歳児健康診査では、その後の成長に及ぼす影響の重要性や、乳幼児健診の場における育児不安解消等育児支援の面から、全ての児童が受診できるよう受診率向上に取り組めます。

③ 予防接種の充実

定期予防接種の接種率向上に向けた取組や、予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備を実施します。正しい知識をもって安全に予防接種が受けられるよう、予防接種の効果や副反応、健康被害のリスクなど科学的根拠に基づく情報提供や、各種予防接種のスケジュールをAIが提案する機能を持つみなど母子（親子）手帳アプリなどの媒体を活用し、接種漏れや接種間隔の誤りを防ぐなど、区民が安心して予防接種が受けられる体制を整備します。

また、システムによる接種記録や接種間隔等の確認、接種勧奨の通知、予診票の電子化など、予防接種事務をデジタル化することにより、接種する人にとって利便性の高い環境を構築します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

施策（４） 在宅子育て家庭支援の推進

保護者のリフレッシュなど理由を問わずに利用できる一時預かり事業、派遣型一時保育事業、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などの在宅子育て家庭向けサービスや、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供する子育てひろば事業などにより、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

主な取組

① 在宅子育て家庭向けサービスの充実

一時預かり事業や派遣型一時保育事業、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などを推進するとともに、港区の実態に即したこども誰でも通園制度を推進することで、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

② 地域での在宅子育て家庭支援の推進

子育てひろば事業により、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供することで、子育ての孤立化を防ぎます。また、子育てに関する不安や悩みの相談に応じることで、育児不安を軽減し、身近な地域で子育て家庭を支援します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

施策（5） 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料を無料にするとともに、産前産後家事・育児支援事業やベビーシッター利用支援事業の利用上限時間を子どもの数に応じた時間数にすることで、多子世帯や多胎児を育てる家庭の負担軽減を図ります。また、未就学児が2人以上いる世帯へのタクシー利用券配付や、多胎児産婦に対する港区コミュニティバス乗車券の無料発行により、多子世帯の移動を支援します。

主な取組

① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料の無料化や、産前産後家事・育児支援事業、ベビーシッター利用支援事業の利用上限時間を子どもの数に応じた時間数にするなど、子育て負担の軽減を図ります。

② 多子世帯に対する移動の支援

多子世帯の移動を支援するため、未就学児が2人以上いる世帯を対象にタクシー利用券を配付するとともに、多胎児産婦に対しては、港区コミュニティバス乗車券について、出産日から3年後の前月末まで子どもの数に応じた枚数を無料で発行します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

施策（6） 子育て家庭への経済的支援

子育て世帯に対して、経済的な支援により家計の負担軽減を図ることで、家庭等の生活の安定に役立てるとともに、次世代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上を図ります。

主な取組

① 妊娠・出産期における経済的支援の推進

新生児全戸訪問や妊婦全数面接を受けた区民を対象に、出産・子育て応援ギフトや育児パッケージを配付し、妊娠・出産期の経済的な支援を実施します。

② 妊産婦及び子育て家庭に対する外出支援

港区コミュニティバス無料乗車券を交付することで、妊産婦の社会参加及び子育て家庭の外出支援を行います。

③ 保育園保育料等の負担軽減の拡充

小学校入学前の子どもがいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の保育園保育料を無料とします。また、3歳児クラス以上の給食費は徴収しないこととし、保護者負担を軽減します。

④ 幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充

多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境の整備を一層推進するため、私立幼稚園保育料や区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）等に対し実施している多子世帯への負担軽減について、年齢にかかわらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施します。

⑤ 子育て世帯に対する手当の支給

子育て家庭へ所得制限を設けず児童手当を支給するとともに、高校生世代まで医療費の自己負担を無償化することで、子育て世帯への経済的支援を行います。

⑥ 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への経済的支援

児童扶養手当や児童育成手当等の各種手当、ひとり親家庭への医療費助成、生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的な安定に向けて支援します。

⑦ **教育にかかる経済的支援の充実**

経済的支援が必要な家庭に対し、教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種手当等の支給や資金の貸付け等により支援します。また、大学生等を対象とした給付型奨学金や奨学資金返還者を対象とした免除制度を導入しています。

⑧ **保護者に対する就労の支援**

就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の自立を図るための就労支援を行います。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、家庭が経済的に安定できるよう支援します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①④⑥⑦

施策（7） 子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備

子育て世帯や若者が港区に継続的に居住することができる住環境の創出に向けて、住宅の取得を支援及び市場を誘導並びに子育てと就労を両立することができる環境を整備します。

主な取組

① 定住促進に向けた住宅購入支援の強化

新規

区内において、子育て世帯や若年夫婦世帯の定住化を促進するため、住宅金融支援機構と連携し、住宅を購入する際の支援制度の創設を検討します。

② 住まいにおける子育て環境の更なる充実

一定規模以上の開発事業について、テレワークスペースの住宅専有部を補う共用部等の充実化により、子育て世帯や若者における新たな住まい方・働き方のニーズに対応した建築物となるよう市場を誘導します。

③ 子育てに適した質の高い住まいの充実

子育て活動の支援、子育て関連施設などに対応したマンションについて、市場による評価を高めるため、「港区マンション管理適正化推進計画」に基づき子育てに対応したマンションとして認定します。

④ 区民向け住宅を活用した子育て世帯への住まいの確保

子育て世帯が世帯人数やライフスタイルに応じた豊かな住生活を実現することができるよう、必要に応じて区民向け住宅への入居における優遇を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区住宅基本計画①②③④

港区マンション管理適正化推進計画③

施策（8） 結婚への関心を高める取組の推進

結婚や子育てを応援する機運を醸成し、若者が結婚への夢と希望を持ち、地域全体で明るい未来を描ける取組を推進します。

主な取組

① 明るい未来を描ける取組の推進

高校生世代や若者を対象に、将来の進学、就職、結婚及び子育てがイメージできるよう、ライフデザイン等に関する講演会やワークショップなどを開催し、結婚や子育ての不安を軽減する取組を推進します。

② 結婚への夢と希望を持てる取組の推進

若者が結婚に夢や希望を抱けるよう、豊富な区内のブライダル産業や観光スポットを生かした結婚応援イベントを実施します。

基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進

SDGsのゴールとの関係



めざす姿

子どもや子育て当事者、子育て支援者、地域が事業をとおして対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築するとともに、地域で安心・安全に子育てができる環境の整備をめざします。また、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進することで、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を支援します。

現状と課題

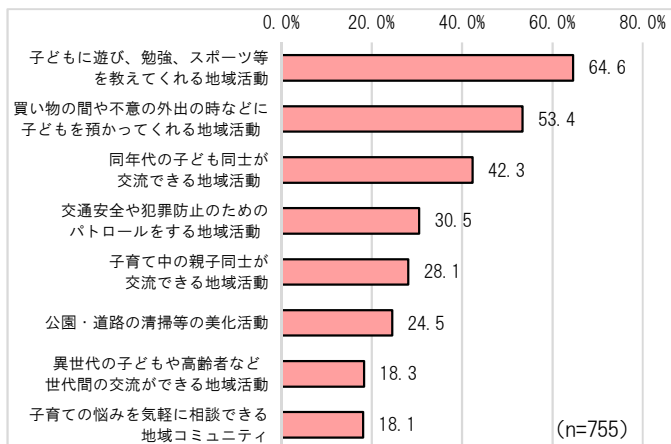
- 就労や生活形態が多様化する中、子育てを社会全体で支える仕組みを整備する必要があります。
- 子育て家庭の親子等が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができるネットワークの充実が求められています。
- 家庭や地域だけにとどまらず、企業やNPO、ボランティア等との協働関係を深め、子育て支援ネットワーク体制の構築が求められています。
- 女性の社会進出が進展し、また、働き方についても多様化が進んでおり、これまでの概念にしばられない柔軟な仕事と生活の両立に向けた支援が必要とされています。
- 育児・介護休業法の改正により、男性の育児休業の促進や分割して育児休業の取得が可能となるなど、国においても働きながら子育てを行う環境の整備が進められています。

統計・調査等の結果

●子育て世代が求める地域のサポートや地域活動

「子どもに遊び、勉強、スポーツ等を教えてくれる地域活動」が64.6%と最も多く、次いで「買い物の間や不意の外出の時などに子どもを預かってくれる地域活動」が53.4%、「同年代の子ども同士が交流できる地域活動」が42.3%となっています。

問 地域の人からのサポートや地域活動について、どのようなものがあればよいと思いますか。



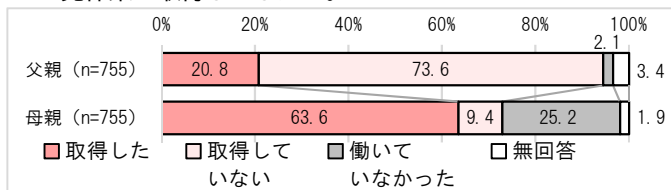
出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

●育児休業の取得

父親の取得率は20.8%となっており、前回調査時（平成30（2018）年度）の7.3%から大幅に増加しているものの2割にとどまっています。

母親の取得率は63.6%となっており、前回調査時の52.3%から増加しています。

問 お子さんが生まれた時、父母のいずれかまたは双方が育児休業を取得しましたか。



出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
港区子ども・おとな・地域みなトーク事業参加者の新規子育て支援活動の実施数	90件 (令和5 (2023)年度) ^{※1}	130件	150件
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業者数	75事業者 (令和5 (2023)年度) ^{※2}	105事業者	125事業者

※1 子ども家庭支援センター調べ

※2 産業振興課調べ

施策（1） 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築

子育ての手助けが必要な人と手助けする人をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポート子むすび」や、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」、認可保育園での「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの交流事業により、地域ぐるみで子どもと子育てを支援する体制を構築します。

主な取組

① 子育て援助活動支援事業の充実

住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支えることを目的に、子育ての手助けが必要な人と手助けする人（協力会員）をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポート子むすび」の活動を推進します。

② 地域における子ども・子育て支援者の育成

一時預かり事業や子育て援助活動支援事業、派遣型一時保育事業などの、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域で子どもと子育てを支援する環境を整備します。

③ 区立保育園による地域に対する子育て支援の推進

妊産婦や在宅子育て家庭を対象に、育児相談や子育て情報の提供を行うとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの保育園での交流事業を実施します。

④ 幼稚園による子育て支援事業の充実

幼稚園の運営に当たっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、園庭の開放や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

施策（2） 子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

子どもや子育て当事者、子育て支援者、地域が事業をとおして対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築します。

主な取組

① 子育て家庭のネットワークづくりの推進

子育てひろばや子ども家庭支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供するとともに、育児に関する相談や講座を開催します。

② 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進

児童館交流事業を実施し、子どもたちが広く交流できるような環境づくりに努め、子ども自身のネットワークづくりを促進します。また、地域で行われる様々な交流活動を支援し、地域の世代間交流を促進します。

③ 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校等の連携・交流

子どもの育ちを支えるため、保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校で情報交換を行うことにより相互理解を深め、保育園や幼稚園、小学校では教育・保育に生かすとともに、子ども中高生プラザ、児童館、小学校相互の連携、交流を強化します。

④ 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携

港区子ども・おとな・地域みなトーク事業や地域と連携したワークショップなどを開催し、行政と子ども、子育て家庭、地域で子育て支援に取り組む人、NPO、大学、企業等のネットワークづくりを推進します。

⑤ 実習生の受入れとボランティアの活用

子どもの成長発達等について理解し、子どもへの興味関心を広げ、未来の担い手となるよう、様々な大学等の実習生や中高生の体験学習等を認可保育園で積極的に受け入れます。また、地域の中での子どもの育ちを豊かなものにするため、近隣の学生や子育て経験豊富な方々のボランティアを積極的に活用します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

施策（3） 地域における子ども・子育て支援の取組

各総合支所による地域の特性を生かした子ども・子育て支援の取組を推進します。

主な取組

① よちよち子育て交流会【赤坂地区地域事業】

保健師、栄養士などの専門職による子育てに関する相談や情報交換、子育て世代同士の交流の場として、「よちよち子育て交流会」を実施します。交流事業では、地域の人材を活用し、親子で楽しめるプログラムを提供して交流を促進します。父親も参加しやすいよう、プログラムを工夫して実施するなど内容の充実を図ります。

② 赤坂・青山子ども共育（ともいく）事業【赤坂地区地域事業】

赤坂・青山は、子ども向け事業に取り組む企業、団体などの人的資源やスポーツ関連の施設、古くから伝わる歴史的・文化的な資源が豊富な地域です。こうした資源を活用し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。

住民や地域団体、地域の企業等との連携・協働により、小・中学生を対象に「驚き・感動・気づき」を与え、「自ら考え、行動する」機会となる講座を実施します。また、親子で参加できる講座に加えて文化にふれる講座の機会を創出します。さらには、子どもに関わる地域の企業・団体等のネットワークを構築し、連携を促すことで、地域の子育て力を高めます。

③ たかなわ子どもコミュニティカレッジ【高輪地区地域事業】

地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

④ 高輪ほっとひといき子育て支援事業【高輪地区地域事業】

高輪地区在住で主に1歳未満の子どもと保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに、保護者のもつ力を高めます。

⑤ **子育てあんしんプロジェクト【芝浦港南地区地域事業】**

保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが芝浦港南地区の児童施設等に出向き、身長、体重測定、育児や保護者自身の悩みなどの個別相談に応じます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をすることで、子育てに関する様々な不安や悩みの軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長や子育て中の保護者の心身の健康を支えます。

さらに、本事業により子育て世代の交流の場をつくることで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間、家庭間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育て力の向上を支援します。

平日以外にも本事業を開催し、より多くの家族が参加しやすい環境を創出することで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育て力の向上を支援します。

施策（4） 子育てしやすいまちづくりの推進

子どもと保護者、保育士等の安全な通行を守るための子育て送迎ルートの整備やチャイルドシート付自転車に対応した自転車等駐車を整備・改修し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

主な取組

① 子育て送迎ルート整備の推進

子どもを乗せた自転車の安全な通行を支援するとともに、歩行者や自動車に対して子育て施設につながる道路としての認識を促すため、自転車ナビマークの設置や案内サインの掲示、路側帯の路面塗装などを進めることで、道路を通行する全ての人が気づき、理解できるよう、「港区自転車通行空間整備計画」に基づき子育て送迎ルートの整備を推進します。

② 自転車等駐車の整備・改修

放置自転車を減らし、安全・安心で快適な歩行空間や美しい街並みを確保するとともに、駐車場の利用者の利便性向上のため、チャイルドシート付自転車や幅広タイヤ等多様化する自転車需要に対応した自転車等駐車の整備・改修を推進します。また、整備した自転車等駐車場について、利用申込のオンライン化などで利用者の利便性の向上や管理業務の効率化を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



- 港区自転車交通環境整備計画①②
- 港区自転車通行空間整備計画①②
- 港区総合交通計画①②

施策（5） ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

国、東京都、地域の企業、労働者団体、民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を図ります。

主な取組

① 男性の家庭・地域への参加のための支援

男性の家庭や地域活動に対する意識を見直すため、地域活動への参画や家事を学ぶ講座を実施します。

② 育児・介護休業制度・子の看護等休暇の普及促進

育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護等休暇制度の積極的活用に向けて啓発をとおして働きかけます。

③ 企業のワーク・ライフ・バランスの推進

拡充

子育て、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、港区立産業振興センターのホームページやメールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。

さらに、認定企業になるメリットを増やし、ワーク・ライフ・バランスの推進につなげていくことを目的として、港区中小企業人材確保支援補助金の優遇措置や、認定企業を対象とした新たな融資あっせん制度を創出するなど、支援を強化します。

また、中小企業経営者、人事担当者等にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するとともに、企業の積極的な取組を支援します。

④ 仕事と家庭の両立支援事業の実施

中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。併せて、男性の子育てや介護への参加促進を支援するため、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金を交付します。

⑤ **労働関係法等関係法令、各種制度の周知**

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、周知を図ります。

⑥ **企業・事業者向け講座・講演会の開催**

女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や事業主向けの講座や講演会を、ハローワーク等と連携を図りながら効果的に開催します。

⑦ **職員の子育て支援プログラムの推進**

職員を雇用する事業主として、港区職員の子育て支援に関するプログラムに基づき、行政側から率先して、仕事と子育ての両立支援等に向けた取組を推進します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区男女平等参画行動計画①②③④⑤⑥

港区産業振興プラン③

基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

SDGsのゴール
との関係



めざす姿

今後の人口動向や現在の教育・保育の利用状況及び利用希望などを踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。また、一時預かり事業をはじめとする多様な保育サービスの拡充に取り組み、働き方やライフスタイルにかかわらず、様々なニーズをもつ全ての子育て世帯が希望する保育サービスを受けられる環境の整備をめざします。

現状と課題

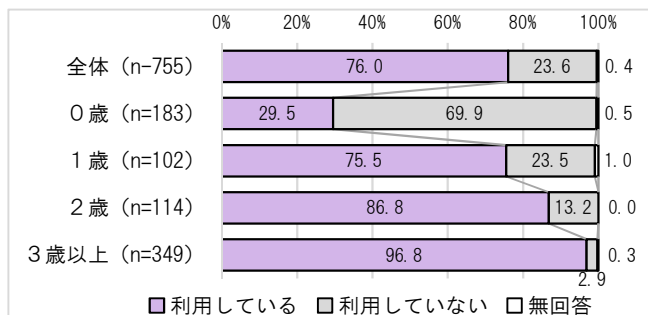
- 保護者の就労形態や子育てへのニーズの多様化が進んでいることから、保護者が必要としている教育・保育を選択できるよう、ニーズの変化を把握し対応していく必要があります。
- 幼稚園の就園率は20%台後半で推移し、減少傾向にあります。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、適切な幼児の受入れ体制を確保していく必要があります。
- 平成31（2019）年4月の待機児童ゼロ達成以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。保育施設数の増加により入園希望者の選択肢が増え、より希望する園に入園しやすくなった一方で、小学校入学前の子どもの人口や入園希望者数の伸びが想定よりも鈍化した結果、私立認可保育園や小規模保育事業所を中心に、特に3歳児から5歳児クラスに空きが多く発生しています。
- 待機児童が解消された一方で、認可保育園で実施する一時保育や、子育てひろば「あっぴい」等で行われる乳幼児一時預かり事業については、「空きがなく予約が取れない」という意見が寄せられています。
- 病児・病後児保育については、保護者の仕事と子育ての両立のため利用ニーズが高い一方、受入れの枠が少なく、申し込んでも利用できない場合があり、適切な定員を確保していく必要があります。

統計・調査等の結果

●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している割合について、0歳児で29.5%、1歳児で75.5%、2歳児で86.8%、3歳以上では96.8%となり、全体（0歳～5歳）で76.0%となっています。
 前回調査時（平成30（2018）年度）では0歳児で24.8%となっており、利用率が増加しています。

問 現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。



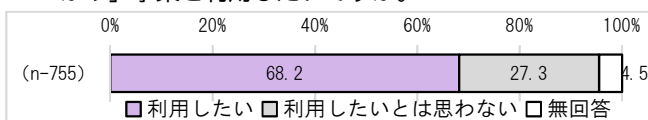
出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

●一時預かり、病児保育の利用希望

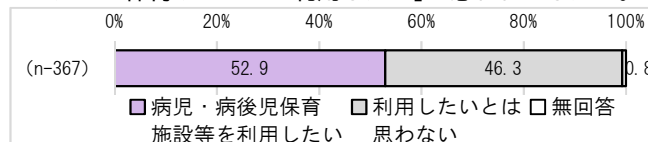
私用、親の通院、不定期の就労等の目的での一時預かり事業利用希望は68.2%となっています。

子どもの病気やけがによる「病児・病後児のための保育サービス」利用希望は、父親または母親が仕事を休むことで対応した人のうち52.9%となっています。

問 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、「一時預かり」事業を利用したいですか。



問 お子さんが病気やけがで、普段利用している幼稚園や保育園等が利用できなかった場合に、「病児・病後児のための保育サービスを利用したい」と思われましたか。



出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
保育コンシェルジュの相談者満足度	—	80.0%	90.0%
乳幼児一時預かり事業（あっぴい）の利用者満足度	—	75.0%	80.0%

施策（1） 幼児教育施設の充実

幼稚園入園を希望する保護者とその子どもを継続的かつ安定的に受け入れるため、公私立幼稚園全体での幼児の受入れ体制確保や計画的な施設の改築等に取り組みます。

主な取組

① 幼稚園の受入れ体制の充実

幼稚園入園及び保育園入園のニーズを的確に把握し、地域や年齢ごとの需要を細かく捉えた上で、港区全体の需給バランスを図りながら、公私立幼稚園全体で幼児の受入れ体制を確保します。

② 園舎等の整備

幼児数の変化や施設の老朽化に対応し、より良い教育環境を確保するため、計画的に区立幼稚園園舎等の改築等を進めます。

③ 幼稚園の適正規模の確保

区立幼稚園では、定員に多くの空きが出ている園があることから、幼稚園入園のニーズを的確に捉えた定員設定に努めるとともに、認定こども園など多様な施設運営形態を調査し、適切な区立幼稚園の今後のあり方を検討します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区幼児教育振興アクションプラン①③

港区学校教育推進計画②③

施策（2） 保育施設の充実

アフターコロナにおける小学校入学前の子どもの人口動向や、保育施設の利用状況及び利用希望などを踏まえ、保育施設の利用を希望する人がいつでも利用できるよう、保育施設の充実を図ります。

主な取組**① 保育定員の適正な管理**

区内保育施設の定員に空きが生じている状況を踏まえ、待機児童ゼロを継続しつつ、可能な限り保育施設の定員に対する空きを縮減できるよう、保育需要に見合った保育定員の適正な管理に取り組みます。なお、認可保育園を補完する役割を担っている港区保育室については、将来的な終了を視野に入れた定員設定を進めるとともに、小規模保育事業については、3歳以降の受け皿となる連携施設を確保します。認定こども園については、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつの整備をめざします。

② 地域型保育事業の実施

現在実施している小規模保育事業、居宅訪問型保育事業を継続し、多様な地域型保育事業の中から保護者が選択できる仕組みを確保します。

③ 大規模開発における認可保育園付置の要請

保育需要の動向を見極めながら、付置の要請については、慎重に判断します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①

施策（3） 保育施設を円滑に利用できる環境整備

保護者の希望や家庭の状況に応じて、保育施設を円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュの活用などにより相談体制や情報提供を強化することで、保護者の保育園選びを支援します。また、育児休業明け入所予約制度を継続し、安心して育児休業制度を利用できるよう支援します。

主な取組

① 利用者支援事業の推進

妊産婦や子育て家庭が、母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスを適切に選択し、確実、円滑に利用できるよう、子育て支援コーディネーター等が個別の子育て家庭のニーズを把握し、悩みや課題に応じたサービスの情報提供やコーディネートを行います。

② 育児休業からの復帰後の入所支援

育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるため、必要に応じて入所予約制度の定員を見直すとともに、保育コンシェルジュの活用などにより、情報提供や相談体制を強化することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

施策（４） 多様な保育サービスの充実

子育て世帯の様々なニーズにきめ細かく対応するため、一時預かりや病児・病後児保育など多様な保育サービスを推進し、子育てと就労の両立を支援します。

主な取組**① 一時預かり事業の推進**

理由を問わずに利用できる乳幼児一時預かり事業や、区立認可保育園での一時保育事業、私立認可保育園等での余裕活用型一時保育事業を推進します。また、区内5か所で実施するみなと保育サポート事業の再編や、既存の乳幼児一時預かり事業の定員の見直しなどにより、一時預かり事業の充実を図ります。

② こども誰でも通園制度の推進

在宅子育て家庭の保護者のリフレッシュや子ども同士の交流の機会を設けるため、未就園児を対象に週に数回、定期的に保育を行う試行的事業などを通じて、港区の実態に即したこども誰でも通園制度を推進します。

③ 病児・病後児保育の充実

病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図るとともに、ベビーシッター等を利用して家庭で病児・病後児保育を行う場合の費用の一部を助成することで、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

④ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援

多様な保育ニーズを満たすことができる施設の利用を支援するため、認証保育所・認可外保育施設に在園している児童の保護者に対して、保育料の補助を実施します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③④

基本方針6 教育・保育の質の確保SDGsのゴール
との関係**めざす姿**

研究機関等の多様な主体と連携した教育・保育内容の向上や質の高い教育・保育環境の整備に取り組み、安全で安心かつ良質な教育・保育を提供できる環境の整備をめざします。また、保育園、幼稚園及び小学校が連携した小学校入学前教育の充実や、社会や地域と連携した教育を実施する中で、子どもの豊かな人間性、社会性を育みます。

現状と課題

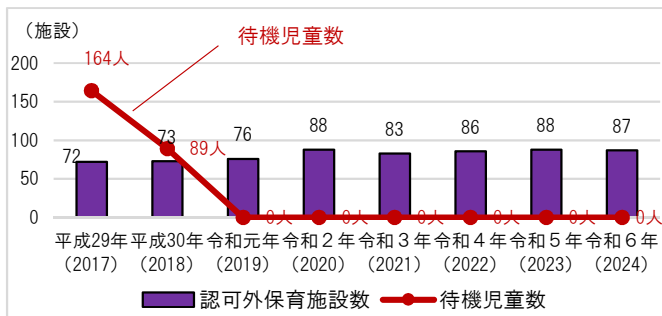
- 「保育の量」の課題であった保育園待機児童は解消した一方で、近年の待機児童対策により急増した保育施設の「保育の質」の向上はますます重要な課題になってきています。「保育の質」については、子どもが健やかに育つための保育内容、子どもが安全・安心に過ごすことのできる保育環境、保育士がいきいきと働くことができる保育体制など、その内容は多岐にわたり、それら全てについて向上させていくことが必要です。
- 保育施設の増加に伴う保育士不足は全国的に問題となっていますが、区においては、都心という性質上、地元地域に在住する保育士の採用が難しく、この問題が更に深刻なものとなっています。
- 令和3（2021）年4月の児童相談所設置市移行により、認可保育施設に加え認可外保育施設に対する指導監督も区が行うことができるようになりました。近年利用が増加しているインターナショナルスクールを含む認可外保育施設の更なる保育の質の向上に取り組む必要があります。
- 幼児人口や幼稚園就園率の減少に伴い、公私立ともに幼稚園の園児数が減少しています。幼稚園入園のニーズを的確に捉えた受入れ体制の確保と、幼稚園の魅力向上が必要です。
- 小学校入学前教育は、一人ひとりの子どもの持つ良さや可能性を見出し、その芽を伸ばすことをねらいとしています。「架け橋期の教育」の充実に向け、家庭、幼稚園、保育園、認定こども園、地域では、それぞれが有する教育機能を互いに発揮し、連携しながら、質の高い小学校入学前教育を実施していくことが必要です。
- 確かな学力の定着をめざし、学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの考える力を伸ばし、主体的に学べるよう、学力向上に資する取組を行っています。今後更に、基礎学力を定着させるとともに、自ら進んで学習する子どもを育て、思考力、判断力、表現力等を育むことが必要です。

統計・調査等の結果

●認可外保育施設の施設数と待機児童数の推移

待機児童数が多くみられた平成29（2017）年では72施設でしたが、令和6（2024）年では87施設まで増加しています。

平成31（2019）年4月の待機児童ゼロ達成以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。

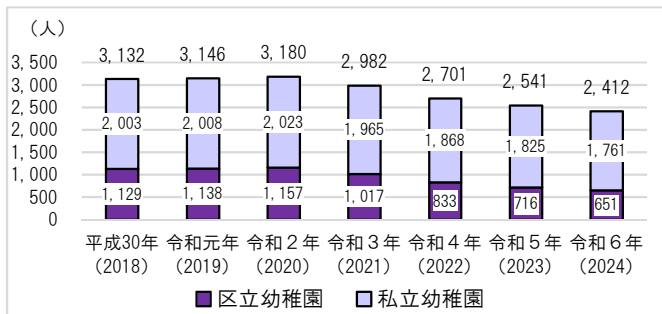


※ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の認可外保育施設の合計数
※設置者が港区のものは除く。

（各年4月1日現在）
出典：子ども政策課調べ

●区内幼稚園の園児数の推移

幼児人口や幼稚園希望率の減少に伴い、公私立ともに幼稚園の園児数が減少し、令和2（2020）年までは3,100人を超えていましたが、令和6（2024）年には約2,400人と約2割程度減少しています。



（各年4月1日現在）
出典：「港区行政資料集」を基に作成

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
保育園のサービス内容に満足していると思う人の割合	79.5% (令和5 (2023)年度) ※1	85.0%	90.0%
幼稚園のサービス内容に満足していると思う人の割合	63.1% (令和5 (2023)年度) ※2	70.0%	80.0%

※1 「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」にて、保育園のサービス内容について満足しているという設問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した小学校入学前の子どもの保護者の割合（「利用していない」と「無回答」を除く）

※2 「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」にて、幼稚園のサービス内容について満足しているという設問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した小学校入学前の子どもの保護者の割合（「利用していない」と「無回答」を除く）

施策（1） 保育内容の質の向上

保育内容の質の更なる向上を図るため、施設に対する指導監督や保育アドバイザー派遣を実施するとともに、研究機関等と連携した委員会設置や研修を実施するなど、多様な主体と連携した施策を実施します。

主な取組

① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進

効果的な保育の質の向上策を実施するため、研究機関等の多様な主体と連携し、保育の質向上に向けた委員会設置や、保育の実践的事例集を活用した取組等を推進することにより、区内保育施設全体の保育の質の底上げを図ります。

② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上

認可保育施設と認可外保育施設に対する指導監督により、基準に基づく運営や保育を遵守しているかを確認するとともに、認可保育施設に対しては保育の専門的な知見を持つアドバイザーを派遣するなど、保育施設の持つ課題に対し早期の解決や支援を行い、更なる保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。

③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進

乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、学識経験者等と連携した研修や、私立認可保育園に対する区立認可保育園の公開保育等を実施します。また、保育指導員による巡回をとおして保育園の運営を支援します。

④ 給食を通じた食育の推進

子どもが食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるよう、給食を通じた食育を推進します。また、保育従事職員への研修等を通じて、食物アレルギーや離乳食の進め方等の基礎知識定着や対応の充実を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③④

施策（2） 質の高い幼児教育・保育環境の整備

質の高い教育・保育環境を整備するため、様々な手法を活用し、教育・保育施設を利用する幼児・児童がのびのびと遊ぶことができる場所の確保に取り組みます。また、幼児・児童や保護者が安心して教育・保育施設を利用できるよう、施設の安全確保を推進します。

主な取組**① 幼児・児童の遊び場の確保**

拡充

園庭のない保育園や在宅子育て家庭等の幼児・児童が、夏の暑い時期や雨の日でも安全に体を動かせる遊び場を確保するため、(仮称)子どもの屋内遊び場を整備します。また、国や東京都への未活用地の提供依頼や、民間事業者との連携による遊び場の整備など、様々な手法を活用して幼児・児童の遊び場の確保に取り組みます。

② 保育施設における安全確保の推進

災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じて的確に対応できるよう避難訓練を実施するとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進するなど、施設の災害対応能力の向上を図ります。また、園外活動時の安全確保を推進するため、見守りを行う支援者の配置など、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

③ 幼稚園における安全確保の推進

各幼稚園において、マニュアルを活用した防災訓練や防犯訓練の定期的な実施、登降園時や園外保育時における交通安全対策、バス送迎時の安全対策などに取り組むとともに、関係機関と連携した訓練や園内研修の充実等を推進します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区幼児教育振興アクションプラン③

施策（3） 幼児教育・保育体制の質の確保

保育従事職員の確保・定着の支援や業務負担の軽減に取り組み、職員が意欲的に保育に従事できる環境を整えることで、区内教育・保育施設の体制確保を図ります。

主な取組

① 保育従事職員の確保・定着の支援

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着や保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

② 保育士の業務負担軽減の推進

園児の登降園の管理や連絡帳のやりとりなど、ICT化を通じて保育士の業務負担軽減と保護者の利便性向上を図ります。また、配置基準を上回る保育士の配置、保育補助者や保育の周辺業務を担う保育支援者の活用などにより、保育体制の強化を推進し、保育士が保育に専念できる環境を確保します。

③ ICTを活用した効率的な幼稚園運営

区立幼稚園において、入園手続や事業予約の電子化、利用料支払いのキャッシュレス化を推進するなど、ICTを活用した保護者の利便性の向上と教職員の事務負担の軽減を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

港区幼児教育振興アクションプラン③

施策（4） 小学校入学前教育の充実

幼児期の育ちと学びが、小学校以降の生活や学習の基盤となることから、幼児の好奇心や探究心、挑戦する意欲、健康な心と体を育むため、主体的に学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、小学校入学前教育の充実を図ります。

主な取組**① 幼児期の教育のセンター機能の充実**

幼稚園の運営に当たっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、「未就園児の会」の実施や子育ての相談、幼稚園紹介パンフレットの作成など幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児との交流や幼稚園の体験ができる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。

② 私立幼稚園への支援及び連携の充実

幼児教育充実のため、公私立幼稚園等が企画段階から連携して研修会を実施するなど、教育職員の資質向上に向けた連携を行うとともに、特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣、運営経費に対する補助金の交付等により、私立幼稚園の運営を支援します。また、保護者の負担軽減と公私立較差の是正を図るため、引き続き保育料及び入園料に対する補助金を交付します。

③ 教員・保育士の指導力の向上

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続や教員・保育士の資質向上のため、教員・保育士の合同研修会や公開保育・公開授業参観等を通じ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに相互理解を深め、幼児・児童が豊かな体験を得られるように、教員・保育士の指導力と専門性の向上を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区学校教育推進計画①③

港区幼児教育振興アクションプラン①②③

施策（5） 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進

一人ひとりの個性を伸ばす教育や港区の特性を生かした特色ある教育を推進することで、未来を切り拓き、生き抜く力や世界に貢献できる人材の育成をめざします。また、学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

主な取組**① 「徳」「知」「体」を育む質の高い教育の推進**

人権教育・道徳教育や多様性への理解促進をはじめ、自己や他者を大切にすることを育む学び、探究的、体験的な活動をとおした交流の機会を創出します。子どもの知的好奇心を育み、主体的な学びを習慣化させるとともに、学んだ知識を活用し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成します。また、学校体育等の充実により幼児・児童・生徒が身体活動する機会を増やし、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けることができるようにします。

② 特別支援教育の推進

幼稚園入園から中学校卒業まで、子どもたちが「切れ目のない指導」を受けられるよう、必要な人材の派遣や、特別支援教育に関する基礎知識や障害の特性に応じた指導・支援方法を学ぶことができる研修体制を整えます。また、「特別支援コンシェルジュ」を教育センターに配置し、特別な支援を要する児童・生徒が社会で豊かに生きるために必要な教育や支援に関するアドバイスやコーディネートを行うなど、特別支援教育体制を整備します。

③ 国際人育成の推進

幼稚園では、ネイティブティーチャーの派遣をとおして、外国人とふれあう機会や外国の文化等を知る機会の充実を図ります。小学校では「国際科」、中学校では「英語科国際」を通常の英語の授業時数に加えて実施するとともに、全区立中学校においてオンライン英会話教室を実施します。また、小・中学生の代表児童・生徒を海外に派遣し、国際感覚を培うとともに、中学校3年生の全生徒を対象に海外での修学旅行を展開し、真の国際人育成に取り組みます。さらに、公私立問わず海外への留学を希望する生徒等を支援します。

④ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備

G I G Aスクール構想を実現するため、先進的な取組を進めるモデル校での研究を全校に展開するなどの積極的な取組を進めるとともに、I C Tの活用による校務の効率化や部活動指導員の活用等により教員の勤務環境を整備し、教員が子どもと向き合う時間の創出を図ります。また、施設の安全点検や民間警備員の配置などによる防犯対策、地域やP T A等と連携した通学路点検など、様々な対策を通じて、子どもたちの安全を確保します。

⑤ 地域社会で支え合う学びの推進

学校や地域の実態に応じた地域人材の活用や、区内の大学や企業との連携、I C Tの活用により、キャリア教育などの特色ある教育の推進や新たな学習の機会の創出を図ります。学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、子どもや学校が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。また、地域と幼稚園・学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域全体で子どもたちの成長を支えられる地域学校協働活動推進事業を推進します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区学校教育推進計画①②③④⑤

港区幼児教育振興アクションプラン②③④

港区D X推進計画④

港区生涯学習推進計画⑤

施策（6） 教育・保育の連携体制の整備

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続を図るため、保幼小連絡協議会や合同研修会の実施等を通じて保育園、幼稚園、小学校の連携体制を強化します。また、幼・小中一貫教育を推進し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育みます。

主な取組**① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携・交流**

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、保育士、教員同士の意見交換や子どもを含めた交流を行います。また、子どもの育ちと学びの連続性を支えるため、就学先となる小学校との情報の共有化を図るなど、「架け橋期の教育」の充実に向けて連携を強化するとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「小学校入学前教育カリキュラム」、「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。

② 保幼小合同研修会等の充実

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、小学校の学区域ごとの保幼小合同研修会や幼児教育研修会を計画的に実施します。公開保育や公開授業等を通じ、互いの指導の内容や方法を学び合うことにより、幼児期の教育の質の向上及び、保育園、幼稚園、小学校が連携した架け橋期の教育の充実に向けて取組を推進します。

③ 幼・小中一貫教育の推進

中学校通学区域を単位とするグループをアカデミーと称し、全ての区立幼稚園、小・中学校において幼・小中一貫教育を推進します。地域の特色を踏まえた教育や交流活動など、各アカデミーにおいて魅力ある教育を展開します。

④ 小学校教育の円滑な接続

幼・小中一貫教育を推進するために、「小学校入学前教育カリキュラム」を活用するとともに、区の特色を生かした小学校入学前教育の実現に向け、教職員の指導力の向上を図ります。また、家庭で大切にしてほしいことをまとめたハンドブックやリーフレットを配布し、家庭と連携して家庭の教育力の向上を図りながら、質の高い小学校入学前教育を実施します。さらに、5歳児から小学校1年生までの2年間の架け橋期の教育の充実を図ります。

関連計画**関連計画等の詳細**

港区地域保健福祉計画①② 港区学校教育推進計画①③④
港区幼児教育振興アクションプラン①②③④

基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実

SDGsのゴールとの関係

**めざす姿**

児童虐待や非行、DVなどの問題を抱えた家庭や、ひとり親家庭、医療的ケア児・障害児、外国人など支援が必要な子ども・若者と家庭に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てや円滑な生活ができる環境づくりをめざします。

現状と課題

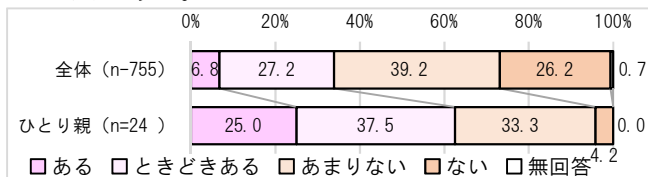
- テレワークやWeb会議などICTを介したコミュニケーションが増加するなど、社会全体のデジタル化が急速に進んでいます。母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスにおいても、ICTを活用した情報提供、相談できる場の充実などが求められています。
- ひとり親家庭の増加やコミュニティの希薄化などにより、子育て不安解消に向けたきめ細かな支援が求められています。区は、他自治体に先駆けて、裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成をはじめ、離婚前後の弁護士相談や養育費保証利用助成、親子交流コーディネーター事業など、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するサービスを提供しています。
- DV被害者に対する相談や保護、自立支援を充実するとともに、DV更生プログラム等の推進や民間支援団体との連携が必要です。DVは表面化しにくく、相談に来られる時には被害が深刻化しているケースが多く見受けられるため、専門の相談員が関係機関と連携して丁寧に相談を受ける中で、DV行為や被害について説明し、DV被害者に寄り添った支援を行っています。
- 障害児支援のニーズが増加・多様化し、子どもの成長過程に応じた本人や家族への支援の充実が求められており、児童発達支援センターをはじめ、区内の障害児通所支援事業所やみなと保健所など、地域全体における発達支援体制の強化が必要です。
- 障害児の保護者が安心して就労できる環境を整備するため、特に放課後や長期休業中における、子どもの居場所の確保や移動支援の充実が必要です。
- 若い世代の死亡率は自殺が最多となっています。子どもや若者たちへの支援とともに、子どもたちと日々接する人々への働きかけが必要です。
- 全ての人々が安心して生きていくためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な支援を含む包括的な取組が必要です。そのためには、区民や関係機関・関係団体の理解・協力が重要です。

統計・調査等の結果

●ひとり親の孤立感

孤立感を感じるものが「ある」または「ときどきある」としている人は全体で34.0%となっている一方で、ひとり親では62.5%と高くなっています。

問 日頃、子育てを行うに当たり、孤立感を感じることはありますか。

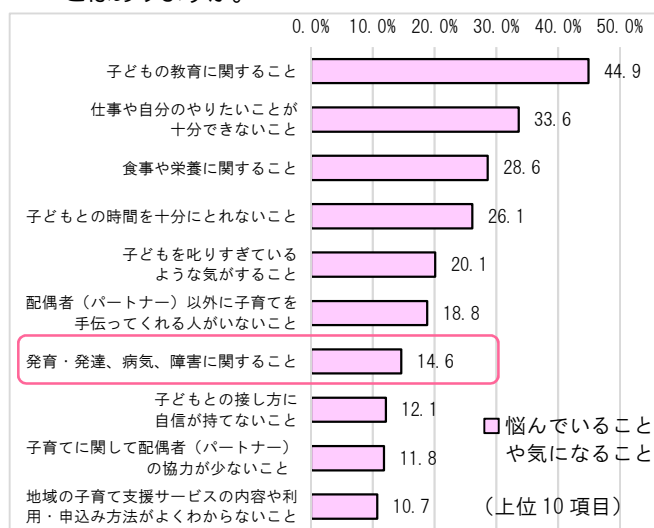


出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

●障害や発達に関する不安

子育てに関して、日頃、悩んでいることや気になることのうち、発育・発達、病気、障害に関して不安を感じている割合は14.6%となっています。

問 子育てに関して、日頃、悩んでいることや気になることはありますか。



出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学校入学前保護者）（令和6（2024）年3月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
支援を求める子どもや家庭からの新規相談受理件数	2,513件 (令和5 (2023)年度) ※1	2,708件	2,799件
障害児通所支援利用者数	1,347人/年 (令和5 (2023)年度) ※2	1,515人/年	1,599人/年

※1 子ども家庭支援センター調べ

※2 障害者福祉課調べ

施策（1） 相談事業・子育て情報提供の充実

子ども家庭支援センターにおける相談のほか、「みなと子ども相談ねっと」やスクールソーシャルワーカーなど、子ども自身の困りごとや不安、悩み等に寄り添う相談事業の充実を図ります。また、子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るため、子育て情報提供の充実に努めます。

主な取組

① 子ども家庭支援センターの相談体制の充実

子ども向けの「みなと子ども相談ねっと」、保護者向けの「おとなの子育て相談ねっと」のメール相談実施など相談体制の充実を図るほか、児童相談所や母子生活支援施設とも連携しながら子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応します。また、多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。

② 子どもと家庭の課題に対するワンストップ総合支援の充実

配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談機能を、子ども家庭支援センターが実施することで、子どもの養育に関すること、ひとり親家庭の支援、DVや離婚問題など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対するワンストップの総合支援の充実を図ります。

③ 相談体制の整備

小学校及び中学校では、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援を行います。

生活困窮者自立相談支援窓口である、港区生活・就労支援センターでは、支援を必要としている義務教育終了後の子ども・若者に対し、生活困窮の予防的観点から、関係機関等と連携し、進学や就職をはじめとした自立に向けた支援を行います。また、子どもや家庭に対して、学習や生活習慣の確立、学習意欲の向上のための支援を行います。

④ 子育て情報提供の充実

「メールマガジンきらっと☆」や「港区出産・子育て応援メール」による、タイムリーかつ子育て家庭に寄り添った子育て情報や、家庭内の円滑なコミュニケーションに役立つ情報を発信します。また、子育てハンドブックの周知や、区民に対する的確な子育て情報の提供及び内容の充実を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①③④

施策（2） ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進

ひとり親家庭が抱える問題の解決を支援し、安心して子育てができるよう、母子・父子自立支援員が子ども・子育て支援サービスの利用について必要な配慮を行うほか、関係機関とも連携し、個々の状況にあった就労支援や資金貸付等、精神的負担や経済的負担の軽減に向けた支援を推進します。

主な取組

① ひとり親家庭に対する経済的支援の充実

ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練における給付金の支給や資金の貸付等を行い、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、経済的に安定するための支援を行います。

② ひとり親家庭に対する生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、児童扶養手当や児童育成手当の給付、ひとり親家庭への医療費助成、食料品の定期的な給付、ホームヘルプサービスの実施により生活支援の充実を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

港区男女平等参画行動計画①②

施策（3） ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

配偶者暴力相談支援センター機能をもつ子ども家庭支援センターで、専門の相談員が配偶者等からの暴力の問題に関する相談に応じ、暴力被害から逃れてきた母子・父子等を港区立母子生活支援施設等の緊急一時保護施設で保護します。また、DV加害者が自身のDV行為に気づき、DV加害者自らの更生を促すプログラムの利用を促進するとともに、民間支援団体との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止の環境を整備します。

主な取組

① DV被害者支援策の推進

DV被害者の緊急時の一時保護先を確保するため、ステップハウス等の提供などの支援活動を行っている民間団体に対して、活動に必要な経費の一部を補助します。また、男性のDV被害者の一時保護施設を確保するとともに、DV加害者更生プログラムの利用を促進するための助成制度を実施します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①

港区男女平等参画行動計画①

施策（4） 離婚前後の親への支援

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、弁護士による養育費及び親子交流の取決めなどに関する法律相談を実施しています。また、離婚による心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子どもの健やかな成長を促すために、養育費及び親子交流等に関する裁判外紛争解決手続（ADR）や、養育費確保のための養育費保証制度の利用を促進するとともに、取決めに基づく親子交流を円滑に行うためのコーディネートを行います。

主な取組

① 離婚前後の親への支援策の強化・充実

離婚前後の家庭が安定した生活を送るために、離婚時に取り決めた養育費確保のための支援や、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用料の一部を助成する支援を行います。また、子どもの心理的安定に配慮した親子交流の機会づくりを支援します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①

施策（5） 医療的ケア児・障害児施策の充実

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで身近な地域で適切な支援を行うことができるよう、子育て支援や特別支援教育等の関係機関との連携により、総合的かつ継続的な相談・支援を行っていきます。特に医療的ケアが必要な児童の教育、子育て支援、障害者福祉等の関係部署が連絡・調整を行いながら、最適なサービス提供体制の確保を進めます。また、障害児を預けられる場の確保や、障害児の送迎支援の充実など、障害児や障害者のいる家族への支援を推進します。

主な取組

① 子どもの成長過程に応じた通所支援の充実

医療的ケア児への区立元麻布保育園との併用通所や、週5日の通所支援に加え、子どもの特性に合わせた週2日の通所クラスの実施とともに、個別支援の実施場所の拡大を検討するなど、子どもの成長過程に応じた通所支援を充実します。

② 障害児の放課後対策の充実

拡充

障害児の放課後対策を充実するため、区の放課後等デイサービス事業において、子どもの発達や保護者からの相談内容に応じて支援内容や期間を柔軟に調整するなど、丁寧に寄り添いながら支援の充実に取り組みます。

また、民間事業所の参入を促進する取組や地域の事業所と連携した研修の実施などにより、民間も含めた放課後等デイサービスの量の確保と質の向上に取り組みます。

③ 障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備【再掲】

拡充

障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、児童館及び子ども中高生プラザ等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。

④ 発達支援を必要としている子どもへの適切な環境整備

発達に不安のある親子が気軽に相談できるよう、保健所や区有施設のスペースを活用したアウトリーチ型の相談の場を設けるとともに、児童発達支援センターの通所支援等へのニーズに対応できるよう、受入れ定員の拡大などを検討します。

⑤ 医療的ケア児・障害児保育の充実

臨床心理士や言語聴覚士等の専門職による巡回指導や研修を定期的実施し、職員の更なる保育力の向上を図ります。また、医療機関や児童発達支援センター等の関係機関との連携や、児童の状況に応じた支援を提供するための職員配置を行い、インクルーシブ保育を推進します。区立直営園に配置する障害児保育ファシリテーターを育成し保育園内外の障害児保育の充実を図ります。

区立元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の保育を継続し、子育てと就労の支援を行います。

⑥ 児童発達支援センターにおける支援体制の充実

地域の中核的な発達支援施設である児童発達支援センターが中心となり、民間事業所や保育園及び学童クラブ等との連携を強化しながら、障害児が成長過程に応じた効果的な支援を受けられるよう、相談支援や通所支援などの発達支援の充実に取り組みます。

⑦ 医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場の充実

医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場として、区立児童発達支援センター及び障害保健福祉センターにおいて、医療的ケア児を含む重症心身障害児を対象とした障害児通所支援事業を実施しています。また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減します。今後も、サービス提供や利用の状況を精査し、区民ニーズに合ったサービスとして更なる充実を図ります。

⑧ 施設間における送迎支援の充実

拡充

送迎支援の担い手である移動支援事業所の参入促進や1人のヘルパーで複数の子どもを送迎できるグループ支援型の移動支援を実施するとともに、民間事業者の車両を活用した送迎支援の実施を検討するなど、施設間の送迎を支援します。

⑨ 子どもを安全に預けられる場の確保

拡充

障害児の家族が安心して就労できる環境を整備するため、放課後等デイサービス事業所や日中一時居場所提供事業における事業所の参入促進を図るなど、子どもを安全に預けられる場を確保します。

⑩ 地域全体で支える発達支援体制の強化

特別な配慮が必要な子どもに対し、成長過程に応じて適切に支援するため、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所や児童を支援する関係機関が、それぞれ連携を深め、地域全体で支える発達支援体制の強化に取り組みます。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②④⑤⑥⑧⑨⑩

施策（6） 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援

外国にルーツを持つ子どもや家庭が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、「やさしい日本語」をはじめとした多言語での情報発信を行うほか、就学支援や適応支援、日本語学習の支援等、個々の状況に応じた支援を推進します。

主な取組

① 外国人の安心・安全の拡充に向けた多言語による情報発信

国籍を問わず誰もが安心して生活できるよう、外国語版暮らしのガイドや英字広報紙等で、暮らしに必要な情報を多言語で提供します。また、より幅広い言語に対応するため、区ホームページは108言語で情報発信します。

日本で生活している外国人向けに、イベント情報や生活をする上で必要な情報をSNSで配信します。また、転入時における生活に必要な情報をデジタル化し、周知を促進します。

② 外国人相談事業の充実

外国人相談員等が、関係部署等と連携しながら外国人の相談に対応します。

③ 幼稚園、保育園等を利用する外国人への支援の充実

幼稚園、保育園等の入園以降の生活を支援するため、通訳者を派遣または必要な情報を提供します。また、通訳タブレット等の貸し出し利用等を周知します。

④ 子ども向け日本語教室の実施

新規

日本語を母語としない子どもを対象として、授業や日常生活に必要な日本語を学ぶ場所を提供することを目的とした日本語教室を開講します。

⑤ 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進

基礎レベルの日本語教室、外国人と日本人が交流するプログラムやイベントを実施し、外国人が日本でより良い生活を送るための取組を推進します。

関連計画

関連計画等の詳細

港区国際化推進プラン①②③④⑤



施策（7） こころの健康づくり、自殺対策の推進

「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」を実現するため、健康や福祉の視点に加え、社会・経済的な視点を含む包括的取組により、こころの健康づくりと自殺対策を推進します。

主な取組

① 自殺対策についての理解促進

SNSなどを活用した自殺対策事業の周知や不特定多数の人に向け自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画の放映等を行います。また、様々な機会をとらえ、区民等への自殺対策の理解促進を図ります。

② 相談窓口の周知

こころの病気やつらい体験、暮らしの中での問題などで「死にたい気持ち」が強まった人が適切な相談機関につながるができるよう、また相談を受けた人が適切な相談機関につなぐことができるよう相談窓口の周知を強化します。

③ 相談の充実

こころの病気の早期発見・早期治療、対応の仕方などについて、予約制で精神科医が相談に対応し、必要な専門機関につなげます。また、継続相談が必要な場合は区の保健師等が対応し、地域での生活を支援します。

④ 相談機関の連携、協力

相談窓口を所管する部署や関係機関、いのち支える自殺対策推進センターをはじめとする各種民間団体等と連携・協力し、相談支援体制の強化を図ります。また、各種会議での協議を通じ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

⑤ 子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組

子どもや若者へのSOSの出し方教育や発信されたSOSに対応できる職員の養成等、子どもやその周囲の人々への働きかけを行います。また、自殺リスクの高い子どもの早期発見・対応ができるよう教育機関と連携し仕組みの構築を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③④⑤

施策（8） 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援

関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携し、犯罪や非行に及んだ子ども・若者の立ち直りを支援するとともに、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会づくりを推進します。

主な取組

① 犯罪・非行防止と犯罪や非行に及んだ子ども・若者の更生保護

犯罪や非行に及んだ人たちの更生保護や、犯罪や非行の防止の相談・助言・指導を行う保護司の活動を支援することで、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。

② 高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり

新規

行動範囲が広がり社会への自立に向けて多感な高校生世代のうち、家庭や学校などに居場所がなく屋外に留まることで犯罪や非行に巻き込まれないよう、自然体で安心して過ごすことができ、必要に応じて大人に相談できる居場所を設置します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進

SDGsのゴールとの関係



めざす姿

家庭環境等で問題を抱える家庭に対する生活環境の安定・経済的な安定に向けた支援の充実や、地域が一体となって子ども・若者の未来を応援する体制を整備し、全ての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現をめざします。

現状と課題

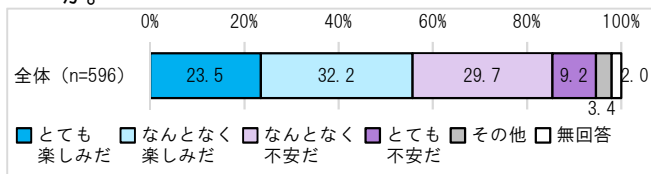
- 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、区は、「港区子どもの未来応援施策」として、経済的事由以外に起因する問題にも様々な視点から積極的に取り組むこととし、対象者をより広く捉え、全庁を挙げて横断的・総合的に取り組んでいます。
- 子どもの未来を応援する施策として、経済的問題を有する家庭・子どもだけにとどまることなく、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもの問題にも積極的に取り組むことが必要です。

統計・調査等の結果

● 将来への期待について

今後、進学や就職をすることについて、「とても楽しみだ」または「なんとなく楽しみだ」としている人は全体で55.7%となっている一方で、「なんとなく不安だ」または「とても不安だ」としている人は38.9%となっています。

問 今後、進学や就職をすることについて、どう思いますか。



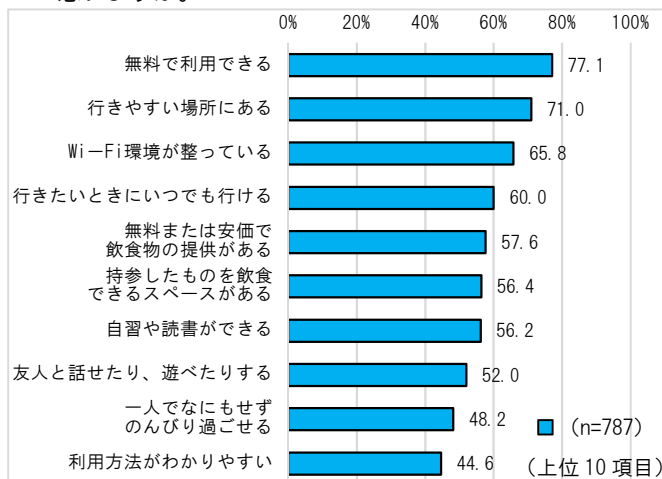
出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（中学生）（令和6（2024）年3月）

● 高校生世代が行ってみたい場所

「無料で利用できる」が77.1%と最も多く、次いで「行きやすい場所にある」が71.0%となっており、場所の利便性が求められています。

また、「Wi-Fi環境が整っている」が65.8%、「無料または安価で飲食物の提供がある」が57.6%と、場所の快適性も求められています。

問 港区内に新しく高校生世代の皆さんの居場所をつくらせたら、どのような場所であれば行ってみたいと思いますか。



出典：港区高校生世代実態調査報告書（令和5（2023）年10月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
児童館及び子ども中高生プラザ等での高校生世代の延べ利用者数	22,118人 (令和5 (2023)年度)※	25,000人	28,000人
子ども食堂ネットワーク会員数	60団体・個人 (令和5 (2023)年度)※	90団体・個人	100団体・個人

※ 子ども若者支援課調べ

施策（1） 教育・学習の支援

キャリア教育を含めた学習の支援を行い、家庭環境等に様々な問題を抱える子どもが、自らの能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、中学生と高校生に学習支援を実施することで、学習環境を支援します。また、学業に意欲を持ちながらも経済的理由により大学等への修学が困難な子どもを支援します。

主な取組

① 生活困窮世帯への学習支援

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を強化し、進学や就職を選択するためのサポートを行うことで、貧困の連鎖を防止します。また、家庭への支援をとおして、育成環境の改善を図ります。

② 子ども食堂での学習機会等の提供支援

子ども食堂の活動として理美容など生活体験や学習支援の機会を提供いただけるよう、子ども食堂運営者に対する補助制度を整備し、生活困窮世帯やひとり親世帯への取組を拡充します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①

施策（2） 生活環境の安定に向けた支援

子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送ることができるよう支援します。また、高校生世代の不安や悩みに寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを推進します。

主な取組**① 不登校施策の充実**

拡充

港区の区立小・中学校における不登校出現率は、全国よりも高い割合で推移しています。令和5（2023）年度は前年度の1.8倍となり、不登校に対応する施策を充実させることは喫緊の課題です。

令和7（2025）年4月、区では、登校が困難な生徒の学びを保障するため、国が設置を促進する学びの多様化学校を新たに開設します。引き続き、区立学校における児童・生徒一人ひとりに応じた体系的な支援を行います。

② 子育て家庭の生活や社会参加の支援

産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業などを通じて、妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行うとともに、親と子の生活や社会参加の支援を実施します。

③ 高校生世代の居場所づくり

拡充

高校生世代の誰もが自然体で安心できる居場所がある環境をめざし、新たに非交流の居場所づくりを行うと共に、児童館及び子ども中高生プラザの利活用を促進します。人と関わりたくない精神状態の場合や、家庭及び学校等に居場所のない高校生世代に対して、一人でいられることが保障された居場所を提供します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

施策（3） 家庭の経済的な安定に向けた支援

各種手当や生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け、教育、進学にかかる費用への支援等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的な安定に向けて支援します。

主な取組

① 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への経済的支援【再掲】

児童扶養手当や児童育成手当等の各種手当、ひとり親家庭への医療費助成、生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的な安定に向けて支援します。

② 教育にかかる経済的支援の充実【再掲】

経済的支援が必要な家庭に対し、教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種手当等の支給や資金の貸付け等により支援します。また、大学生等を対象とした給付型奨学金や奨学資金返還者を対象とした免除制度を導入しています。

③ 保護者に対する就労の支援【再掲】

就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の自立を図るための就労支援を行います。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、家庭が経済的に安定できるよう支援します。

関連計画

関連計画等の詳細

港区地域保健福祉計画①②③



施策（4） ひきこもりの支援

ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。また、港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、生活背景に合わせた包括的な支援ができるよう、関係部署や関係機関と連携します。

主な取組**① 相談窓口の設置**

ひきこもり状態にある方の生活状況やその背景等に合わせた支援ができるように、ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。

② 関係機関とネットワークづくりの推進

港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、多様な生活背景に合わせた対応ができるよう、庁内の関係部署や外部の関係機関等と連携することで、包括的な支援につなげます。

③ 当事者及び家族の居場所づくりの推進

ひきこもり状態にある方やその家族が、同じ状況にいる人々と交流し、情報を共有することで、社会参加の足がかりとなるよう、ひきこもり当事者のコミュニティを創設します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

施策（5） 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備

子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体の活動に対して支援を行います。また、担い手の育成や子ども食堂の取組の輪を広げるために設立した港区子ども食堂ネットワークを活用して、子ども・若者や保護者に対する支援や周知をより充実していきます。

主な取組

① 子ども食堂ネットワークの充実

子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂団体や支援者、企業、NPO等を対象とした研修や交流会を通じて、登録者間の連携強化を図り、ネットワークの活動の充実を図ります。

② 子どもの孤食解消と保護者支援

拡充

子ども食堂やフードパントリーが安定的に運営できるよう支援し、開催場所や開催回数の増加をめざします。また、子育て世帯や子ども・若者が利用しやすい飲食店を登録し周知することで、地域ぐるみで子育て世帯と子ども・若者を応援する社会の実現を図ります。

③ 子ども食堂での学習機会等の提供支援【再掲】

拡充

子ども食堂の活動として理美容など生活体験や学習支援の機会を提供いただけるよう、子ども食堂運営者に対する補助制度を整備し、生活困窮世帯やひとり親世帯への取組を拡充します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進

SDGsのゴール
との関係



めざす姿

子ども・若者が抱える様々な悩みや困難を受け止め、就業による経済的自立や、主体的な地域への社会参加などの社会的自立に向けて、個々の状況に応じた支援を行うことで、全ての子ども・若者が困難な状況に置かれることがなく、社会生活を円滑に営むことができる環境の実現をめざします。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響や経済状況の悪化、人間関係やコミュニティの変化等により、様々な問題を抱える人が増加しています。
- これまで社会的に表面化してこなかった生活困窮問題が増加しています。それぞれの困窮状況に応じた自立支援の取組の強化が求められています。
- 居場所や相談相手のいない人は、居場所や相談相手のいる人に比べ、自己肯定感が低く孤独感が高い傾向があります。自立に向けて多様な悩みを抱える若者に対して、居場所や相談対応が求められています。

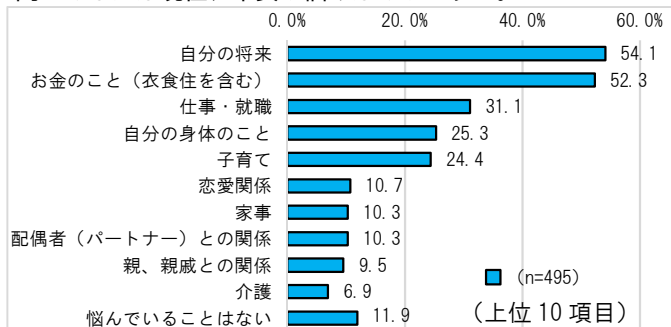
統計・調査等の結果

●若者が抱える不安や悩み

「自分の将来」が54.1%と最も多く、次いで「お金のこと（衣食住を含む）」が52.3%となっています。

一方、「悩んでいることはない」が11.9%となっており、約9割の人が何らかの不安や悩みを持っています。

問 あなたは現在、不安や悩みはありますか。

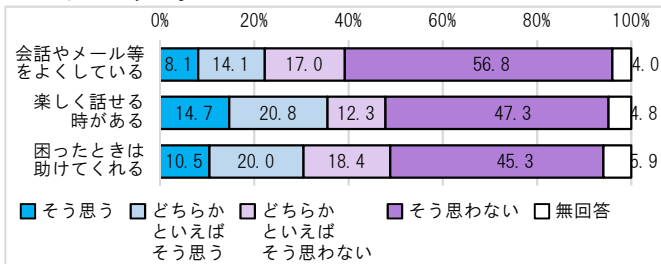


出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（高校生世代から39歳まで）（令和6（2024）年3月）

●若者の地域の人との関わり

地域の人と会話やメール等をよくしている人は22.2%、地域の人と楽しく話せる時がある人は35.5%、地域の人困ったときは助けてくれる人は30.5%となっており、地域の人との関わりがある人は3割程度となっています。

問 地域の人（近所の人、町内会などの知人、習い事での知人など）と、あなたの現在の関わりは、どのようなものですか。



出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（高校生世代から39歳まで）（令和6（2024）年3月）

指標

指標	現状値 (直近)	中間値 (令和9 (2027)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
高校生世代が一人で過ごせるの居場所の利用者満足度	—	35.0%	70.0%
児童館・子ども中高生プラザ等での世代間交流、地域交流事業参加者数	25,190人 (令和5 (2023)年度)*	27,500人	30,000人

* 子ども若者支援課調べ

施策（1） 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実

子ども・若者やその家族が抱える多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口や支援に関する情報が必要とする人に届くよう情報発信に取り組みます。

主な取組

① 子ども家庭支援センターや教育センター等での相談体制の充実

子どもと子育て、教育、不登校、思春期や性に関することなどの相談が気軽にできるよう、対面、電話、オンラインでの相談窓口を設置するとともに、相談機関の連携を強化し、適切な支援を行います。

② 若者への就学や生活等についての相談体制の充実

中学校卒業後の就業や生活について、相談や支援を行い、社会的自立まで切れ目のない支援を行います。

③ 高校生世代が相談できる環境の整備

高校生世代が悩みや不安を話せる環境を作り、関係機関が連携して支援を行います。また、児童館及び子ども中高生プラザ等でも相談できる環境づくりを強化します。

④ 高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり

新規

高校生世代の誰もが自然体で安心できる居場所がある環境をめざし、人と関わりたくない精神状態の場合や、家庭及び学校等に居場所のない高校生世代に対して、一人でいられることが保障された居場所を提供するとともに、相談機能を設けます。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②③

施策（2） 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援

生活困窮者の自立を支援するため、港区生活・就労支援センターにおいて就労支援や家計相談など一人ひとりの状況にあった必要なサービスを提供します。

主な取組**① 生活安定の支援**

生活困窮に陥った人に対する住居確保給付金や就労支援をはじめとした自立相談支援体制を強化し、一人ひとりの能力に応じた包括的な自立支援を推進します。

② 生活再生の支援

生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験など、就労準備のための支援を行うとともに、家計の収支改善のため、家計管理に関する支援を行い、生活再生を図ります。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画①②

施策（3） 子ども・若者の社会参加の推進

自分の家庭以外の家庭、学校、職場、地域などに参加することで、年代や価値観の異なる人々と関わり、人と協力すること、大切にすべきこと、してはいけないこと、意見を異にした時の対処の仕方などを体験し、人間関係や社会での習慣や規則を学ぶとともに、地域社会への参加及び参画を推進します。

主な取組

① 体験・交流でき、関係づくりのできる場の充実

児童館及び子ども中高生プラザ等で、乳幼児、小学生、中学生、高校生世代の各年代、発達に合わせた行事やプログラムの実施により、体験・交流の充実を図り、関係づくりを支援します。

② ボランティア活動・地域活動の推進

ボランティア活動や地域活動を通して、社会と関わりを持ち、社会に貢献できることを実感し、自己実現を図るきっかけとなるよう、ボランティア活動や地域活動を推進します。

③ 青少年が自他の生命を大切にし、多様性や平和を尊重する体験や機会の充実【再掲】

各地区青少年対策地区委員会等における、地域特性に応じた自主的な活動を支援し、青少年の自然体験や社会貢献を通じて自他の生命や人権を大切にし、自己肯定感を育むとともに、多様な価値観への理解を深める機会を提供します。

関連計画

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画③

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間における「量の見込み（需要量）」と「確保方策の内容及び実施時期等（以下「確保方策」といいます。）」を設定することとされています。

(1) 教育・保育

小学校入学前の子どもを対象に、以下の施設において教育・保育を実施しています。

事業名		概要	対象となる子ども
施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。	3歳～ 小学校入学前
	保育園	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。	0歳～ 小学校入学前
	認定こども園※	従来の幼稚園・保育園の枠組みを超えて、教育と保育を一体的に行います。	
地域型 保育事業	小規模保育事業	家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（6人～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。	0歳～2歳
	居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅にベビーシッターや保育士が訪問して1対1で保育を行います。	
	事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	
	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。（区では、保育の質の確保などの課題があることから実施していません。）	

※ 認定こども園の種類と内容

区分	内容
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす。

【保育の必要性の認定区分】

幼稚園、保育園、認定こども園や地域型保育事業の利用においては、保育の必要性の認定区分に応じて、利用できる事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども		保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号認定		満3歳以上の小学校入学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳～5歳	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育事業
3号認定	0歳～2歳	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども		

※ 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」の認定区分を示しています。

保育短時間：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

保育標準時間：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）

【保育を必要とする事由】

保育園などで保育を必要とする認定区分（2号認定、3号認定）については、保護者のそれぞれが次のいずれかに該当することで認定されます。

- ・ 就労（月48時間以上）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 疾病、障害
- ・ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動
- ・ 就学
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

(2) 地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、在宅子育て家庭も利用できます。

	地域子ども・子育て支援事業
1	利用者支援事業
2	時間外保育事業（延長保育事業）
3	放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）
4	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
5	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）
6	乳児家庭全戸訪問事業
7	養育支援訪問事業
8	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
9	一時預かり事業（幼稚園型）
10	一時預かり事業（幼稚園型を除く）
11	病児・病後児保育事業
12	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
13	妊婦健康診査
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業
15	多様な主体の参入促進事業
16	子育て世帯訪問支援事業
17	児童育成支援拠点事業
18	親子関係形成支援事業
19	妊婦等包括相談支援事業
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
21	産後ケア事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けており、この「教育・保育提供区域」に基づき、本計画における施設・事業の「量の見込み」及び「確保方策」を決定するとともに、地域型保育事業の認可の際に需給調整を判断します。

【子ども・子育て支援法に基づく区域設定に当たっての視点】

- ・ 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと
- ・ 現在の教育・保育需要に対して、できる限り柔軟に対応できること
- ・ 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること
- ・ 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること
- ・ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）では、比較的交通機関が発達していることや、居住地区を越えた施設利用がある現状等も踏まえ、港区全域を一つの区域としました。

教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応できるとともに、事業等の認可申請に対して、他の地区との需給調整をすることなく認可することができます。

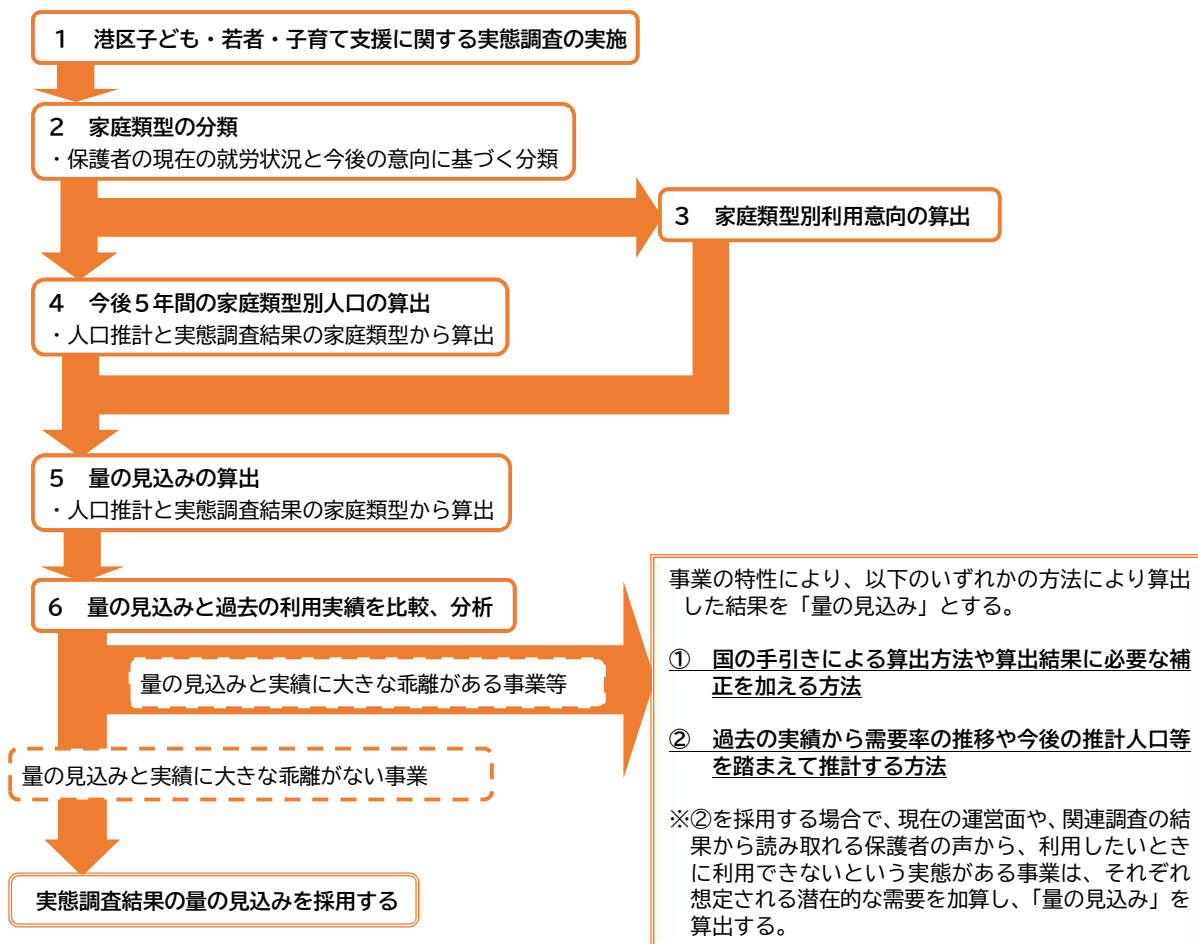
港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）から上記の状況に変化はないことから、本計画においても、引き続き、港区全域を一つの区域とします。

3 施設・事業の「量の見込み」の算出方法

本計画では、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の施策内容について、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出し、それに対する「確保方策」を示します。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援法の基本指針において、現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

本計画では、令和5（2023）年度に実施した「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」を基に以下の手順で推計を行いました。現在の教育・保育施設、地域子育て支援事業等の利用状況と比較し乖離が大きい事業については、各施設・事業ごとに過去の実績から需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ、量の見込みを算出します。



※ 港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査の対象外となっている事業（利用者支援事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査等）についても、これまでの実績を基に過去の需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ「量の見込み」を算出します。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

今後の人口動向や現在の教育・保育の利用状況及び利用希望、保護者の就労状況及びその変化を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。

(1) 幼児教育

事業内容

幼稚園等において、3歳から小学校入学前までの幼児に対し、発達の特徴を踏まえ、基本的な生活習慣の定着とともに人と関わる力や思考力、判断力、表現力の芽生え、規範意識の芽生えを育むための教育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

「港区幼稚園教育振興方針」で示した推計手法を用い、3歳児～5歳児それぞれにおいて、推計人口に令和6（2024）年5月の幼稚園就園状況から算出する需要率を乗じて算出したものを合算します。ただし、これまでの需要率減少傾向を考慮し、過去3年間の需要率の減少幅を令和9（2027）年度まで各年逡減した需要率を乗じます。これに芝浦アイランドこども園の令和6（2024）年5月時点の在園児数（1号認定）を加算します。

※ 2号認定のうち、共働きで幼稚園を利用している者については、国の手引きによる方法で算出した量の見込みを幼児教育全体の量の見込みの内訳として採用しています。

確保方策

令和6（2024）年5月時点で、区立幼稚園12園、私立幼稚園14園、区立認定こども園1園、特別支援学校幼稚部1施設により、1号認定の定員を2,746人確保しています。令和8（2026）年度以降は赤羽幼稚園の3歳児クラス開設を見込んだ定員を確保します。

(単位：人)

幼児教育		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度	
		1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)
① 見 込 み	認定別			1,141	892	963	861	801	844	823	874	876	922
	合計				2,033		1,824		1,645		1,697		1,798
②確保方策		2,746		2,730		2,750		2,750		2,750		2,750	
過不足(②-①)				697		926		1,105		1,053		952	
箇所数		28か所		28か所		28か所		28か所		28か所		28か所	

※ 表中の「見込み」、「確保方策」及び「箇所数」は、各年度の5月1日を基準としています。また、特別支援学校幼稚部の利用者数及び施設数を含んでいます。

(2) 保育

事業内容

保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を受けた児童に対し、認可保育園等の特定教育・保育施設、小規模保育事業等の特定地域型保育事業、港区保育室等の認可外保育施設において、保護者に代わって保育を提供しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

直近の令和6（2024）年4月の保育の必要性の認定区分及び年齢別の保育需要率を、推計人口に乗じて算出します。

※認定区分及び年齢毎の保育需要率

2号認定：43.1%、3号認定（0歳）：20.9%、3号認定（1歳）：48.5%、

3号認定（2歳）：55.0%

確保方策

令和6（2024）年4月1日現在で、特定教育・保育施設89園、特定地域型保育事業10園、認可外保育施設29園により、2号認定（幼児教育以外）の保育定員を4,466人、3号認定の0歳の保育定員を972人、3号認定の1・2歳の保育定員を3,074人確保しています。

今後も、人口動向や保育需要の変化に迅速かつ的確に対応し、入園を希望する時期にかかわらず、希望する人がいつでも入園できるよう適切な定員管理を行います。

【量の見込みと確保方策（2号認定（幼児教育以外））】

（単位：人）

保育 (2号認定（幼児教育以外）)		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み			3,185	3,073	3,012	3,118	3,293
②確保方策	合計	4,466	4,409	4,474	4,562	4,622	4,654
	特定教育・ 保育施設	3,752	3,763	3,828	3,916	3,976	4,008
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	714	646	646	646	646	646
過不足（②-①）			1,224	1,401	1,550	1,504	1,361

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※ 表中の「確保方策」の合計には、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスの定員は含めていません。

【量の見込みと確保方策（3号認定）】

（単位：人）

保育 (3号認定)	令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度			
	0歳	1・2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
①見込み			546	1,178	1,272	564	1,294	1,318	571	1,336	1,448	581	1,353	1,495	591	1,376	1,514	
②確保方策	合計	972	3,074	982	1,502	1,614	994	1,527	1,635	994	1,527	1,630	994	1,527	1,630	1,006	1,547	1,652
	特定教育・ 保育施設	753	2,344	764	1,139	1,238	776	1,164	1,259	776	1,164	1,254	776	1,164	1,254	788	1,184	1,276
	特定地域型 保育事業	66	135	64	68	69	64	68	69	64	68	69	64	68	69	64	68	69
	認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	153	595	154	295	307	154	295	307	154	295	307	154	295	307	154	295	307
過不足（②-①）				436	324	342	430	233	317	423	191	182	413	174	135	415	171	138

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※ 表中の「確保方策」の合計には、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスの定員及び空きクラスを活用した1歳児定員拡大事業の定員は含めていません。

【箇所数】

（単位：箇所）

保育施設等	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
合計	128	130	132	132	133	134
特定教育・保育施設	89	91	93	93	94	95
特定地域型 保育事業	10	10	10	10	10	10
認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	29	29	29	29	29	29

※ 表中の「箇所数」は、各年度の4月1日を基準としています。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

妊娠・出産期から切れ目のない支援をめざし、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

※ 表中の「見込み」、「確保方策」及び「箇所数」は、各年度の4月1日を基準としています。

(1) 利用者支援事業

事業内容

子どもや保護者又は妊娠している方やその配偶者が、身近な場所で情報収集することで教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施しています。

区では、各総合支所で保育コンシェルジュ（特定型）が、子ども家庭支援センターと子育てひろばあい・ぽーとでは子育てコーディネーター（基本型）が保護者等の相談に応じています。また、みなと保健所と子ども家庭支援センターが一体となり、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象として相談を行っています（こども家庭センター型）。

量の見込みの算出方法

【相談窓口の設置箇所数】

基本型は、子ども家庭支援センター及び子育てひろば「あい・ぽーと」の2か所で実施します。地域子育て相談機関は、中学校区ごとに1か所確保することとされており、10か所を計上しています。特定型は、各総合支所で1か所ずつ実施します。こども家庭センター型はみなと保健所と子ども家庭支援センターが一体となり実施します。

確保方策

児童及びその保護者、妊娠中の方が教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業を確実かつ円滑に利用できるよう切れ目のない支援を行うため、基本型として子ども家庭支援センター及び子育てひろば「あい・ぽーと」の2か所、地域子育て相談機関として子育てひろばや保育園、子ども中高生プラザ等を10か所、特定型として各総合支所1か所ずつ、こども家庭センター型としてみなと保健所と子ども家庭支援センターが一体となったこども家庭センター機能を1か所設置します。

(単位：箇所)

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 見込み	合計		18	18	18	18	18
	基本型		2	2	2	2	2
	地域子育て 相談機関		10	10	10	10	10
	特定型		5	5	5	5	5
	こども家庭 センター型		1	1	1	1	1
② 確保 方策	合計	8	18	18	18	18	18
	基本型	2	2	2	2	2	2
	地域子育て 相談機関		10	10	10	10	10
	特定型	5	5	5	5	5	5
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

保育園において、認定された保育時間（標準時間または短時間）を超えて保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

各年度の定員に、令和6（2024）年4月時点における区立認可保育園の延長保育の需要率（7.45%）を乗じて算出します。

確保方策

保育園の開設に併せて、延長保育の定員を確保します。

（単位：人）

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①見込み			628	637	643	649	655
② 確保 方策	合計	1,606	1,615	1,642	1,662	1,680	1,694
	特定教育 保育施設	1,310	1,327	1,354	1,374	1,392	1,406
	特定地域型 保育事業	38	39	39	39	39	39
	認可外 保育施設	258	249	249	249	249	249
過不足（②-①）			987	1,005	1,019	1,031	1,039
箇所数		123 箇所	125 箇所	127 箇所	127 箇所	128 箇所	129 箇所

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、児童館、子ども中高生プラザ及び区立小学校などで学童クラブ事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの学年別の需要率を、推計児童数に乗じて算出します。

※学年毎の需要率

1年生：30.8%、2年生：28.1%、3年生：21.7%、4年生：12.6%、5年生：4.7%、6年生：2.1%

確保方策

令和6（2024）年度までに37か所で事業を実施し、3,520人の学童クラブ定員を確保しています。今後見込まれる需要の増加に対応するため、新規開設などにより、学童クラブの定員拡大を図ります。

【再掲】

（単位：人）

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み	合計		3,463	3,512	3,548	3,535	3,467
	1年生		1,066	1,081	1,093	1,088	1,067
	2年生		973	987	997	993	974
	3年生		751	762	769	767	752
	4年生		437	444	448	446	438
	5年生		164	166	168	168	164
	6年生		72	72	73	73	72
②確保方策		3,520	3,520	3,600	3,723	3,759	3,799
過不足(②-①)			57	88	175	224	332
箇所数		37か所	37か所	38か所	38か所	38か所	39か所

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護・冠婚葬祭・事故・災害・ボランティア活動への参加等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設（社会福祉法人恩賜財団慶福育児会麻布乳児院、東京都済生会中央病院附属乳児院及びみなと子育て応援プラザ Pokke）で、短期間（7日間以内）、宿泊を伴う養育を行っています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和6（2024）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施した港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査結果に基づき算出します。

確保方策

令和6（2024）年度までに、3か所で実施し、5,475人の定員を確保しています。

（単位：人日／年）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①見込み		3,113	3,145	3,190	3,277	3,390
②確保方策	5,475	5,475	5,475	5,475	5,475	5,475
過不足(②-①)		2,362	2,330	2,285	2,198	2,085
箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(5) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

事業内容

保護者が、仕事その他の理由により、夜間に不在となり家庭において子どもを養育することができなくなった場合その他の緊急の場合に、みなと子育て応援プラザ Pokke で夜間（午後5時～午後10時）子どもを預かり、養育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和5（2023）年度の実績を基に、利用対象年齢の1人当たり平均利用日数（約0.03回/年）を算出し、令和7（2025）年度以降の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

確保方策

令和6（2024）年度までに、1か所で実施し、3,650人の定員を確保しています。

（単位：人日/年）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①見込み		1,190	1,208	1,223	1,235	1,249
②確保方策	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
過不足(②-①)		2,460	2,442	2,427	2,415	2,401
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母親自身の体調等の相談、母子保健サービス等の紹介など、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行っています。

量の見込みの算出方法

【推計人口の0歳児全員を対象】

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を対象とした事業であることから、各年の0歳児推計人口を量の見込みとします。

確保方策

区の保健師及び委託による助産師が訪問します。訪問対象者の増加には、委託拡大による助産師の確保及び保健師の組織体制の見直しで対応します。

(単位：回)

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み			2,618	2,705	2,739	2,786	2,835
② 確保 方策	実施数		2,618	2,705	2,739	2,786	2,835
	実施体制	助産師 19 名 保健師 14 名	助産師 19 名 保健師 26 名	助産師 19 名 保健師 26 名	助産師 19 名 保健師 26 名	助産師 19 名 保健師 26 名	助産師 19 名 保健師 26 名
	実施機関	みなと保健所					
	委託団体等	一般社団法人品川港助産師会					
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

事業内容

保健師等の資格を保有している相談員が家庭を訪問し、きめ細かで適切な助言を行い、養育困難な家庭を支援します。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和6（2024）年4月の児童福祉法の改正により、養育支援訪問事業は資格を有する専門職による対応が必要な家庭への相談に特化しました。

要支援家庭数は、令和3（2021）年から令和5（2023）年までの子ども家庭支援センターの新規相談受理件数に対する要支援家庭数の割合の平均値（1％）を令和7（2025）年度以降の新規相談受理推定件数に乗じて、量の見込みを算出します。

派遣回数は、1世帯当たり3回（初回時、モニタリング時、終了時）を令和7（2025）年度以降の要支援家庭の推定数に乗じて、量の見込みを算出します。

確保方策

専門相談支援を行う支援員（虐待対策ワーカー、子供家庭支援ワーカー、虐待対策コーディネーター）を確保し、適切に対応します。

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 見込み	登録世帯		10世帯	10世帯	10世帯	10世帯	10世帯
	派遣回数		30回	30回	30回	30回	30回
② 確保 方策	派遣回数	30回	30回	30回	30回	30回	30回
	実施体制	資格を有する職員					
過不足(②-①)			0回	0回	0回	0回	0回

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業内容

地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行っています。区では、子ども中高生プラザや子育てひろば「あっぴい」など様々な場所において、子育てひろば事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和5（2023）年度の実績を基に、0歳児から3歳児までの1人当たり平均利用日数（23.1回/年）を算出し、令和7（2025）年度以降の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

確保方策

令和6（2024）年度までに19か所で事業を実施し、345,186人の定員を確保しています。令和7（2025）年7月には、新たに子育てひろば「あっぴい高輪」で事業を開始するなど、事業の拡充を図ります。

（単位：人回／年）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		224,741	232,508	242,680	251,996	256,943
②確保方策	345,186	345,186	352,486	352,486	352,486	352,486
過不足(②-①)		120,445	119,978	109,806	100,490	95,543
箇所数	19か所	19か所	20か所	20か所	20か所	20か所

(9) 一時預かり事業（幼稚園型）

事業内容

幼稚園等において、通常の教育時間の終了後や長期休業期間中等に、在園児のうち希望する者を預かり、教育活動を行う、預かり保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

平日の預かり保育については、公私立幼稚園、芝浦アイランドこども園（1号認定）ともに、令和5（2023）年度の実績と令和6（2024）年度から開始した園（私立2園）の推計を合算、長期休業中の預かり保育については、実施園の令和5（2023）年度実績と令和6（2024）年度から開始した園（区立5園、私立3園）の推計を合算します。令和8（2026）年度以降の見込みは、増加傾向にある預かり保育の実績と、減少傾向にある幼児教育の量の見込みを加味して算出します。

確保方策

令和6（2024）年度現在、区立幼稚園全園12園、私立幼稚園9園、区立認定こども園1園で預かり保育を実施しています。今後も、各年の利用状況を確認しながら、必要な定員を確保します。

(単位：人日／年)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		50,359	47,440	44,941	48,681	54,155
②確保方策	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093
過不足(②-①)		26,734	29,653	32,152	28,412	22,938
箇所数	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

(10) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

事業内容

保育園や子育てひろば「あっぴい」など様々な場所において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの実績から、0歳児から5歳児までの1人当たり平均利用日数（2.8日/年）を算出し、令和7（2025）年度以降の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

確保方策

令和6（2024）年度までに、保育園や子育てひろば「あっぴい」等20か所で事業を実施し、105,433人の定員を確保しています。令和7（2025）年7月には、新たに子育てひろば「あっぴい高輪」で事業を開始するなど、事業の拡充を図ります。

（単位：人日/年）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①見込み		41,768	42,187	42,796	43,968	45,484
②確保方策	105,433	105,433	116,383	116,383	116,383	116,383
過不足(②-①)		63,665	74,196	73,587	72,415	70,899
箇所数	20か所	20か所	21か所	21か所	21か所	21か所

(11) 病児・病後児保育事業

事業内容

医療機関等に併設された施設で、看護師等が病気の児童を一時的に保育します。区では、病児保育施設6施設、病後児保育施設1施設で病児・病後児保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和5（2023）年5月に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行したことを受け、病児・病後児保育事業の令和5（2023）年度の需要数に、令和7（2025）年度以降の推計人口の伸び率を乗じて量の見込みを算出します。

確保方策

令和6（2024）年1月に既存の病児保育室の定員を拡大し、令和7（2025）年1月には新規の病児保育室を開設しました。病児保育室を運営している医療機関と連携しながら、区民ニーズを踏まえ、更なる病児保育室の充実を図ります。

(単位：人日／年)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		6,316	6,342	6,409	6,503	6,667
②確保方策	7,350	9,406	9,406	9,406	9,406	9,406
過不足(②-①)		3,090	3,064	2,997	2,903	2,739
箇所数	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

区は、育児サポート事業「育児サポート子むすび」として、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）を組織化し、学童クラブ・保育園等の送迎や短時間の保育などの支援を実施することで、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図っています。社会福祉法人港区社会福祉協議会が核（ファミリー・サポート・センター）となり、協力会員と利用会員との間で支援活動の斡旋や調整等を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの実績から、11歳児までの1人当たり平均利用日数（0.10日/年）を算出し、令和7（2025）年度以降の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

確保方策

令和6（2024）年度までに「育児サポート事業（育児子むすび）」として2,914件の活動件数を確保しています。引き続き、利用者の需要に合わせた活動件数の確保を図ります。

（単位：人日／年）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		2,949	2,979	2,995	3,006	3,014
②確保方策	2,914	2,949	2,979	2,995	3,006	3,014
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦・胎児の健康確保と安全で安心な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

交付対象者数は、推計人口から、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度にかけて、総人口が1.7%、20歳～44歳の女性人口が1.6%増加する見込みであることから、令和5（2023）年度の実績に増加率（1.65%）を乗じて算出します。

受診回数は、直近の4年間（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）の0歳児1人当たりの受診回数（平均10.4回）を、受診者交付対象者数に乗じて算出します。

確保方策

医療機関に委託して健診を行っている現行の体制により、引き続き対象者の増加への対応を図ります。

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 見込み	交付対象者数		2,681人	2,725人	2,770人	2,816人	2,862人
	受診回数		27,882回	28,340回	28,808回	29,286回	29,764回
② 確保 方策	健診者数		2,681人	2,725人	2,770人	2,816人	2,862人
	健診回数		27,882回	28,340回	28,808回	29,286回	29,764回
	実施場所	都内契約医療機関					
	実施体制	医療機関に委託					
	検査項目	(初回) 体重・血圧・尿検査・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹 (2回目以降) 体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経膈超音波・HTLV-1抗体・貧血・血糖・B群溶連菌・NST					
	実施時期	満23週まで 4週間に1回 満24週～35週 2週間に1回 満36週～分娩 週に1回					
過不足 ②-①	健診者数		0人	0人	0人	0人	0人
	健診回数		0回	0回	0回	0回	0回

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設が保護者から実費徴収する費用に対して助成を行う事業です。幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、私立幼稚園における低所得世帯の子ども及び第2子以降の子どもの副食費（給食のおかず等に係る費用）に対する給付を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

私立幼稚園に就園する子どもの人数がここ数年おおむね一定であることや、給付の対象となる低所得世帯の子ども及び多子世帯の子どもの人数については、年度による大きな変動が想定されないことから、令和6（2024）年度の対象者数を今後5年間の量の見込みとします。

確保方策

対象者に対し、給付に必要な予算を確保し、対応します。

(単位：人)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		288	288	288	288	288
②確保方策	288	288	288	288	288	288
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(15) 多様な主体の参入促進事業

事業内容

小学校入学前の子どもを対象とした各種学校を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図るため、港区在住で各種学校に在籍する子どもの保護者を対象に補助金を支給しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

給付の対象となる児童・生徒の保護者の人数については、年度による大きな変動が想定されないことから、令和6（2024）年度の対象者数を今後5年間の量の見込みとします。

確保方策

対象者に対し、給付に必要な予算を確保し、対応します。

(単位：人)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		63	63	63	63	63
②確保方策	63	63	63	63	63	63
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(16) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

子どもの養育について支援が必要な家庭に対して、児童が育つ家庭環境・養育環境にかかる支援を提供するとともに、養育環境が深刻な状況となる前に、家事や育児など必要な支援を行うことで家庭の問題全般への関わりを深め、適切な支援につなぎ、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和7（2025）年度以降の0歳～17歳の推計児童数に、令和6（2024）年4月時点の0歳～17歳の児童のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合及び平均利用日数を乗じて、量の見込みを算出します。

確保方策

対象家庭にとって必要な支援を行うことができる専門性の高い事業者を派遣し、確実に対応します。

(単位：人日／年)

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①見込み		102	104	105	107	109
②確保方策	100	102	104	105	107	109
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

(17) 児童育成支援拠点事業**事業内容**

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等の機能を有する居場所を提供します。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和7（2025）年度以降の6歳～17歳の推計児童数に、令和6（2024）年4月時点の6歳～17歳の児童のうち、不登校児童や虐待相談を受けたケースなど本事業の利用が望ましい児童の割合を乗じて、量の見込みを算出します。

確保方策

量の見込みとして30人～40人程度見込まれることから、本事業の実施に向けて、関係部署が連携し、検討を進めます。

(18) 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付け、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報の交換ができる場を設けることで健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和7（2025）年度以降の0歳～17歳の推計児童数に、令和6（2024）年4月時点の0歳～17歳の児童のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合を乗じて、量の見込みを算出します。

確保方策

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を行うプログラムを実施します。

(単位：人)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①見込み		9	9	9	10	10
②確保方策	30	30	30	30	30	30
過不足(②-①)		21	21	21	20	20

(19) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦とその配偶者等が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な地域で様々な機会を捉えて相談に応じ、多様なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和7（2025）年度以降の推計人口から妊娠届出数を推測し、量の見込みを算出します。

確保方策

妊娠期に、全ての妊婦を対象に助産師等が面談を行うとともに、妊娠8か月頃にアンケート調査を行い、希望者に対して面談を実施します。出産後は、生後4か月以内の子どものいる全ての家庭を対象に助産師等が訪問し、育児等の相談に応じます。また、日頃から身近な地域子育て支援拠点において、子育てに関する情報提供や相談等に対応します。

面談実施合計回数は、令和5（2023）年度の1組当たりの面談回数（平均 2.05 回）を、妊娠届出数に乗じて算出します。

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 見込み	妊娠届出数		2,787件	2,823件	2,870件	2,917件	2,979件
	1組当たり 面談回数		2~3回	2~3回	2~3回	2~3回	2~3回
	面談実施 合計回数		5,713回	5,787回	5,884回	5,980回	6,107回
② 確保 方策	合計	11,256回	11,324回	11,400回	11,498回	11,599回	11,727回
	こども家庭 センター	5,784回	5,852回	5,928回	6,026回	6,127回	6,255回
	上記以外	5,472回	5,472回	5,472回	5,472回	5,472回	5,472回
過不足 (②-①)			5,611回	5,613回	5,614回	5,619回	5,620回

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

保育所等において、満3歳未満の子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言などの援助を行います。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和7（2025）年度以降の0歳から2歳の推計児童数から、各年度における保育施設の利用見込み数を差し引いた児童数に、月の受入れ上限時間である10時間を乗じて、量の見込みを算出します。

確保方策

区内の特定教育・保育施設等の定員の空きを活用するなど、受入れに必要な確保方策について、今後検討します。

(21) 産後ケア事業

事業内容

家族などから育児や家事の支援を受けられない場合や、産後の体調や育児に不安がある場合に、医療機関等に宿泊して母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられる産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業や、医療機関等にて乳房管理や母乳に関する相談、産後の生活の指導や児童の発育に関する相談などが受けられる産後母子ケアデイサービス・乳房ケア事業等の産後ケア事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きを用いて算出】

令和7（2025）年度以降の推計産婦数に、令和6（2024）年10月時点の全産婦のうち本事業の利用が見込まれる産婦の割合及び平均利用日数を乗じて、量の見込みを算出します。

確保方策

令和6（2024）年現在、産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業を8か所、産後母子ケアデイサービス・乳房ケア事業を9か所で実施しています。引き続き、区民ニーズを踏まえ、更なる事業の充実を図ります。

（単位：人日）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①見込み		7,703	7,849	8,002	8,151	8,305
②確保方策	6,835	7,703	7,849	8,002	8,151	8,305
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 教育・保育の一体的提供

保護者の就労状況にかかわらず、小学校入学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するため、平成28(2016)年4月に区立芝浦アイランドこども園を、子ども・子育て支援新制度における保育所型認定こども園に移行し、運営しています。認定こども園については、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつの整備をめざします。

(2) 教育・保育の推進体制の確保

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続を図るため、保幼小連絡協議会や合同研修会の実施等を通じて保育園、幼稚園、小学校の連携体制を強化します。また、幼・小中一貫教育を推進し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育みます。

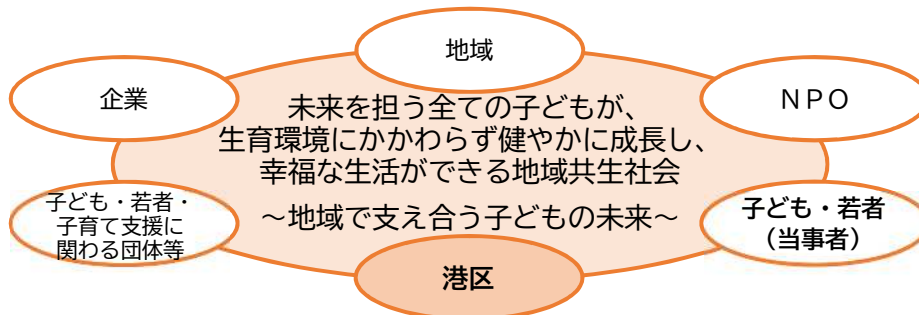
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元(2019)年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。私立幼稚園(新制度未移行)、預かり保育、一時保育、認可外保育施設等における子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給に取り組みます。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、行政と、地域、NPO、ボランティア団体、企業及び子ども・若者・子育て支援に関わる団体等との密接な連携を図りながら、一体的に取り組みます。また、当事者の意見を政策に反映した「こどもまんなか社会」の考えに基づき、子ども・若者の意見や実態を的確に把握し、施策を推進します。

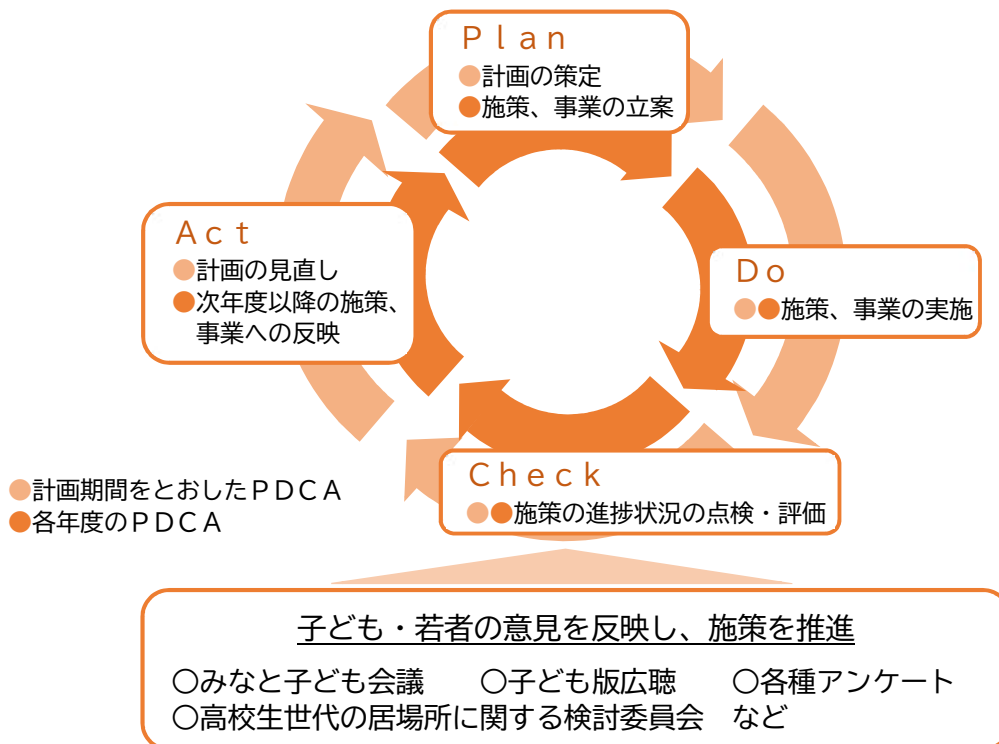


2 進捗管理

本計画に計上した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。各施策の進捗状況の把握・評価に当たっては、子ども・若者や保護者、その他関係者の考えや意見を様々な手法で汲み取り、その思いを適切に施策に反映します。また、港区子育て支援推進会議において、全庁で組織横断的に事業の検討・調整を行います。

計画の中間年度（3年目）及び最終年度（5年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて計画の見直しを行います。



資料編

1 計画の策定経過

開催日	会議等	主な検討内容
令和6（2024）年 6月7日（金）	港区子育て支援推進会議	○港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の令和5年度の進捗状況について ○（仮称）港区こども計画策定の方向性（案）について
令和6（2024）年 7月23日（火）	港区子ども・子育て会議	○港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の令和5年度の進捗状況について ○（仮称）港区こども計画策定の方向性について
令和6（2024）年 10月16日（水）	港区子育て支援推進会議	○港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）について
令和6（2024）年 10月25日（金）	港区子ども・子育て会議	○港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）のたたき台について

2 策定体制

(1) 港区子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名
区内に住所を有する子どもの保護者	公募区民	中川 早智子
	公募区民	クオン 真寿美
	公募区民	泉谷 佳織
	公募区民	石神 旬朗
	公募区民	原口 高志
区内の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	港区私立幼稚園連合会会長	北條 泰雅
	港区私立保育園長会 にじのいるか保育園芝浦園長	仁井 友紀乃
	港区立赤坂子ども中高生プラザ館長	柳川 操
	特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション法人 事務局長 ひろば事業推進室 室長	池田 由記
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	港区私立幼稚園PTA連合会会長	高宮 径子
	港区立小学校PTA連合会会長	佐生 直大
	東京都立青山特別支援学校PTA副会長	山岸 靖輝
	UAゼンセン日本介護クラフトユニオン 南関東総支部長	福島 広也
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	関東学院大学社会学部 教授	◎澁谷 昌史
	日本女子大学家政学部 教授	○請川 滋大
	共立女子大学家政学部 教授	○小原 敏郎
子ども・子育て支援に係る当事者	港区民生委員・児童委員協議会 赤坂青山地区会長	小林 百合子
	港区青少年委員会副会長	佐野 紀興

◎：会長 ○：副会長

令和6（2024）年7月23日現在

(2) 港区子育て支援推進会議委員名簿

役 職	職 名	氏 名
会長	子ども家庭支援部長	中島 博子
副会長	子ども家庭支援部子ども政策課長	西川 杉菜
委員	高輪地区総合支所管理課長	伊藤 太一
	芝浦港南地区総合支所管理課長	金田 耕二郎
	子ども家庭支援部子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援部保育課長	清水 雅美
	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	教育委員会事務局学校教育部学務課長	鈴木 健
	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長	清水 浩和
	保健福祉支援部障害者福祉課長	宮本 裕介
	みなと保健所健康推進課長	土井 重典
	児童相談所児童相談課長	中島 由美子
臨時委員	保健福祉支援部生活福祉調整課長	大原 裕美子
	街づくり支援部住宅課長	吉田 誠
	街づくり支援部地域交通課長	鈴木 康司
	教育委員会事務局教育推進部教育長室長	野上 宏

令和6（2024）年6月7日現在

3 各種調査概要

(1) ヤングケアラー実態調査

① 調査目的

潜在しているヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。）の実態を正確に把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的としてヤングケアラー実態調査を実施しました。

② 調査概要

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
区立小学校に在籍している 小学1～3年生	学校で、学習用タブレット 端末を利用して回答	5,430人	4,550人	83.8%
区立小学校に在籍している 小学4～6年生	学校で、学習用タブレット 端末を利用して回答	4,893人	4,409人	90.1%
中学生	区立中学校在籍者は、学校 で学習用タブレット端末を 利用して回答 区立中学校在籍者以外は、 郵送で依頼し、紙媒体又は オンラインで回答	5,761人	2,711人	47.1%
高校生世代	郵送で依頼し、紙媒体又は オンラインで回答	4,813人	887人	18.4%
高齢者・障害者・子育て家庭 の支援に関わる事業所（区 立小・中学校を除く）	郵送又は電子メールで依頼 し、紙媒体又はオンライン で回答	317事業所	180事業所	56.8%
区立小・中学校	電子メールで依頼し、オン ラインで回答	29校	29校	100.0%

③ 調査期間

令和4（2022）年9月14日～令和4（2022）年10月14日

④ 主な調査内容

- ・ヤングケアラーの認知度
- 子ども向け調査
 - ・家族の世話の状況
 - ・世話をしていることによる生活への支障
 - ・必要とする手助けの内容
- 事業所向け調査
 - ・ヤングケアラーに気付いたきっかけ
 - ・支援を行うに当たり困難と感ずること
- 小中学校向け調査
 - ・実態把握の状況
 - ・支援を行うに当たり困難と感ずること

(2) 高校生世代実態調査

① 調査目的

高校生世代の実態を正確に把握し、気軽に相談できる環境や体制の整備など、必要な支援につなげる対応策に取り組むための基礎資料を得ることを目的として高校生世代実態調査を実施しました。

② 調査概要

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
高校生世代	郵送配付し、郵送・Webにより回収	4,815人	787人	16.3%
高校生世代の保護者	郵送配付し、郵送・Webにより回収	4,513人	748人	16.6%

③ 調査期間

令和5（2023）年3月13日～令和5（2023）年4月4日

④ 主な調査内容

- ・同居家族との関係性について
- ・家族との会話について
- ・今抱えている悩み、悩みの相談先
- ・居心地がよいと感じる場所、居心地がよいと感じる人の有無
- ・子ども中高生プラザの認知度

(3) 小・中学生のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査

① 調査目的

港区に住む子どもたちのインターネット及びオンラインゲームへの依存傾向や、インターネットの使用による生活への影響、依存傾向が高い子どもたちの特性等の現状を把握し、児童・生徒、保護者及び関係機関に対する効果的な施策を検討することを目的として小・中学生のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査を実施しました。

② 調査概要

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
区立小学校に在籍している 小学1～3年生の全児童	インターネットにより 回収	5,310人	3,122人	58.8%
区立小学校に在籍している 小学4～6年生の全児童	インターネットにより 回収	4,715人	2,500人	53.0%
区立中学校に在籍している 全生徒	インターネットにより 回収	2,182人	1,118人	51.2%
区立小・中学校に在籍して いる全児童・生徒の保護者	インターネットにより 回収	12,207人	3,338人	27.3%

③ 調査期間

令和4（2022）年2月10日～令和4（2022）年2月24日

④ 主な調査内容

○児童生徒

- ・インターネット及びオンラインゲームの使用状況（使用機器、使用時間等）
- ・インターネット及びオンラインゲームに関する学習
- ・インターネット及びオンラインゲームに関する相談
- ・インターネット及びオンラインゲームの使用により生じている問題
- ・インターネット及びオンラインゲームへの依存傾向
- ・家族との関係

○保護者

- ・保護者のインターネット及びオンラインゲームの使用状況（使用機器、使用時間等）
- ・子どものインターネット及びオンラインゲームの使用状況（使用機器、使用時間等）
- ・子どものインターネット及びオンラインゲームに関する不安、心配事
- ・子どものインターネット及びオンラインゲームの使用により生じている問題
- ・子どものインターネット及びオンラインゲームの使用に関する相談先
- ・保護者のインターネット及びオンラインゲームに関する情報取得
- ・保護者の家族との関係
- ・保護者の心身の健康

(4) 港区基本計画改定に向けた子どもアンケート調査

① 調査目的

港区基本計画(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)の改定に当たり、令和5(2023)年4月1日に施行された「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもの意見を把握し、基本計画に反映させることを目的として港区基本計画改定に向けた子どもアンケート調査を実施しました。

② 調査概要

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
高校生世代までの子ども	区ホームページから専用のアンケートページにアクセスして回答	—	小学校入学前 6人 小学生 1,436人 中学生 476人 高校生世代 23人	—

③ 調査期間

令和5(2023)年7月6日～令和5(2023)年8月6日

④ 主な調査内容

- ・港区の好きなところ、気に入っているところ、大事にしたいところ
- ・大人になったとき、港区はどんなまちになってほしいか

(5) 社会参加に関する調査

① 調査目的

港区におけるひきこもりの状態にある区民の実態及びニーズを明らかにし、その支援策に関する基礎資料として活用することを目的として社会参加に関する調査を実施しました。

② 調査概要

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
港区内 60,000 世帯	調査票を郵送配布し、無記名による郵送回答またはインターネット回答により回収	60,000 世帯	14,070 件	23.5%

③ 調査期間

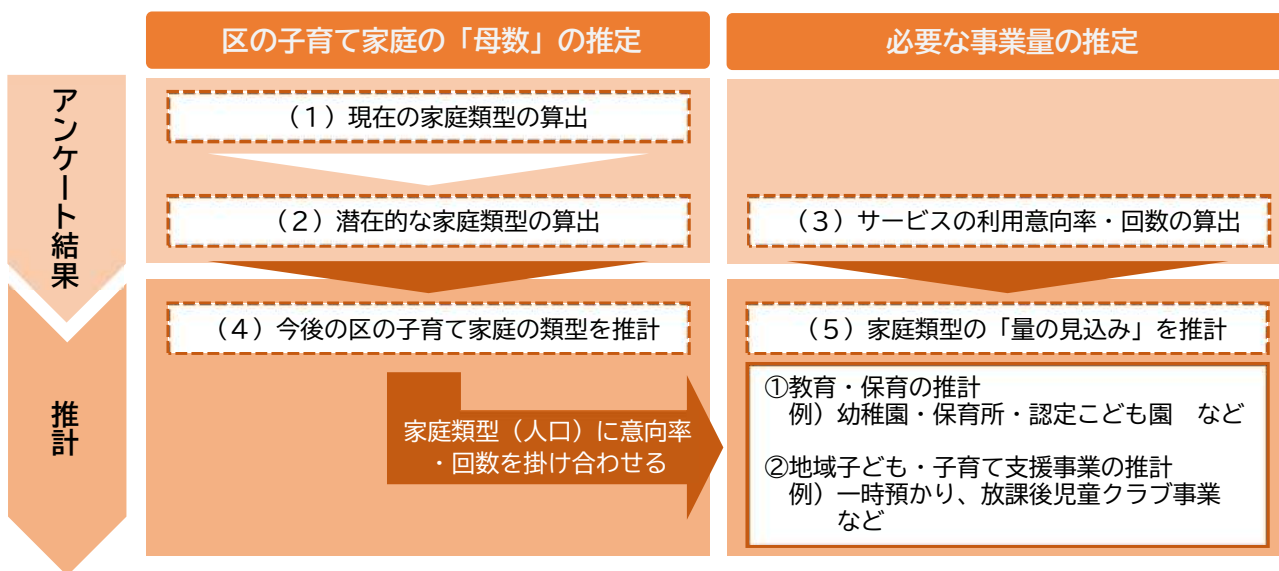
令和5（2023）年7月14日～令和5（2023）年8月4日

④ 主な調査内容

- ・ひきこもりの状態になった年齢、きっかけについて
- ・ひきこもりの状態に関する相談状況について
- ・相談をした結果や、相談するに当たっての要望等について
- ・現在の状況や将来への不安について
- ・自宅でよくしていること、交流状況について

4 国の手引きによる「量の見込み」の算出方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出に当たり、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」および「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」による算出方法の概要は以下のとおりです。



(1) 現在の家庭類型の算出

アンケート結果に基づき、子どもの父母の有無や現在の就労状況から下記のとおりに類型します。

類型タイプ	父母の有無と現在の就労状況	
A	ひとり親家庭	
B	フルタイム	× フルタイム
C	フルタイム	× パートタイム (月 120 時間以上、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
C'	フルタイム	× パートタイム (月下限時間未満、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
D	専業主婦（夫）	
E	パートタイム	× パートタイム (双方が 120 時間以上、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
E'	パートタイム	× パートタイム (いずれかが月下限時間未満、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
F	無業	× 無業

※ 下限時間とは、保育の必要性の下限時間のこと（港区では月 48 時間に設定）

※ 「'（ダッシュ）」の有無によるタイプの差は、「保育」の利用希望の有無による

(2) 潜在的な家庭類型の算出

父母が共にいる家庭のうち（タイプB～F）、母親の今後の就労意向に関する回答結果を基に算出。

例) 『C (C') ⇒ B』: 現在の就労状況がパートタイムの母親の「フルタイム」への転換

『D ⇒ B』: 現在の就労状況が無業の母親の「フルタイム」への転換

『D ⇒ C (C')』: 現在の就労状況が無業の母親の「パートタイム」への転換

母親		フルタイム 育休・介護休業中	パート・アルバイト就労 育休・介護休業中			現在未就労 就労経験がない
			120 時間以上	120 時間未満 48 時間以上	48 時間未満	
父親	ひとり親 タイプ A					
		タイプ B	タイプ C	タイプ C'		
	フルタイム 育休・介護休業中	タイプ B	タイプ C	タイプ C'		タイプ D
育休・ パート・ 介護 休業中	パート・ アルバイト	タイプ C	タイプ E			
	120 時間以上	タイプ C	タイプ E			
	120 時間未満 48 時間以上	タイプ C'		タイプ E'		
	48 時間未満	タイプ C'		タイプ E'		
	現在未就労 就労経験がない	タイプ D				タイプ F

(3) サービスの利用意向率・回数の算出

アンケート結果から、家庭類型別の各サービス・事業の利用意向率・回数を算出します。

例) 【2号認定（幼稚園の利用意向が強いと想定されるもの）の利用意向率の算出方法】

対象類型：潜在的な家庭類型（A、B、C、E）

算出方法：アンケートで「平日定期的に利用している教育・保育の事業に回答した者」のうち、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択したものの割合を、無回答を除いて算出する。

類型タイプ		利用意向率（割合）
A	ひとり親	対象となる家庭類型別に 利用意向率を算出（X）
B	フルタイム×フルタイム	
C	フルタイム×パートタイム	
E	パートタイム×パートタイム	

(4) 今後の区の子育て家庭の類型を推計

港区の今後5年間（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の人口推計値と、アンケート結果によって算出された潜在的な家庭類型の構成比を基に、将来の家庭類型別人数を推計します。

推計人口		類型タイプ	潜在家庭類型 (構成比)	潜在家庭類型別 人数	
港区の人口 推計結果	×	A ひとり親	アンケート 結果に基づ く構成比	=	類型別の 人数を算出 (Y)
	×	B フルタイム×フルタイム			
	×	C フルタイム×パートタイム (長時間)			
	×	C' フルタイム×パートタイム (短時間)			
	×	D 専業主婦(夫)			
	×	E パートタイム×パートタイム (いずれかが長時間)			
	×	E' パートタイム×パートタイム (双方が短時間)			
	×	F 無業×無業			

(5) 家庭類型別の「量の見込み」を推計

将来の家庭類型別人数に対して、家庭類型別の利用意向率からニーズ量（量の見込み）を算出します。

例)【2号認定（幼稚園の利用意向が強いと想定されるもの）のニーズ量の算出方法】

類型タイプ	潜在家庭類型 別人数	利用意向率	ニーズ量	
A ひとり親	(Y)	(X)	=	家庭類型別 のニーズ量
B フルタイム×フルタイム				
C フルタイム×パートタイム (長時間)				
E パートタイム×パートタイム (いずれかが長時間)				

合計人数が港区における「2号認定（幼稚園の利用意向が強いと想定されるもの）」の量の見込み

5 子ども・若者の意見聴取

令和6（2024）年12月以降に実施する子ども・若者の意見聴取の内容を掲載予定

6 関連計画一覧

港区子ども・若者・子育て総合支援計画は、港区の他の個別計画等と連携を図っています。

名称等	内容
港区まちづくりマスタープラン 計画期間 平成 29 年度からおおむね 20 年後	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
港区緑と水の総合計画 計画期間 令和 3 年度～令和 12 年度	緑地の保全と緑化の目標や施策、都市公園の整備や管理の方針など、さらには水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。
港にぎわい公園づくり推進計画 計画期間 令和 4 年度～令和 8 年度	年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわい公園」をめざし、公園・緑地の整備、管理、利用に関する指針となる基本的な考え方と、区、区民、事業者等が協働して進める具体的取組を示した計画です。
港区住宅基本計画 計画期間 令和元年度～令和 10 年度	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合したものとなります。
港区マンション管理適正化推進計画 計画期間 令和 5 年度～令和 11 年度	マンションの適正管理と良質な住環境を形成するため、マンションの社会貢献に資する取組を評価する管理計画認定制度を創設し、老朽化対策や機能・価値の向上など管理組合を積極的に支援する施策をまとめた計画です。
港区バリアフリー基本構想 計画期間 令和 3 年度～令和 12 年度	高齢者、障害者など誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針を定める基本構想です。
港区総合交通計画 計画期間 令和 5 年度～令和 14 年度	持続可能な交通手段を確保するための地域交通に関する新たな方針を示すとともに、地域交通や新たなモビリティ、MaaS 等の新たな取組を推進していくための交通に関する総合的な計画です。
港区自転車交通環境整備計画 計画期間 令和 4 年度～令和 13 年度	自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進、自転車活用の推進、自転車通行空間の整備の推進などをめざした、自転車に関する総合的な計画です。
港区自転車通行空間整備計画 計画期間 令和 5 年度～令和 14 年度	自転車だけではなく、歩行者、自動車など道路を利用する全ての人が一層安全・安心で快適に通行できる環境を整備することを目的とし、自転車通行空間と通行環境の整備を進めるための計画です。
港区交通安全計画 計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度	交通事故など交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保するため、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
港区環境基本計画 計画期間 令和 3 年度～令和 8 年度	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包含しています。

名称等	内容
港区一般廃棄物処理基本計画 計画期間 令和3年度～令和14年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、区における長期的・総合的視点に立った、一般廃棄物処理の基本的な方針を定めるものです。
港区国際化推進プラン 計画期間 令和3年度～令和8年度	国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざす計画です。
港区産業振興プラン 計画期間 令和3年度～令和8年度	これからの港区の産業のあるべき姿と、その実現に向けた施策を反映するとともに、社会経済情勢の変化を的確に把握し、区内中小企業の発展、地域経済の一層の活性化の実現を目的とした計画です。
港区地域保健福祉計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に改定・策定するものです。
港区社会的養育推進計画 (※ 令和6(2024)年度策定予定) 計画期間 令和7年度～令和11年度	社会的養育の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像等について示した計画です。
港区学校教育推進計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育の更なる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。
港区幼児教育振興アクションプラン 計画期間 令和3年度～令和8年度	公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育の更なる充実をめざすとともに、港区全体の幼児期の教育をリードする総合的な行動計画です。
港区スポーツ推進計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。
港区生涯学習推進計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。
港区立図書館サービス推進計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	あらゆる人の生涯を通じたゆたかな学びを支える図書館を実現するため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。
港区DX推進計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	区民生活に関わるデジタル環境の変化に的確に対応するとともに、港区基本計画で示された目標の実現に向けて、DXの視点から施策の方向性を示す計画です。
港区男女平等参画行動計画 計画期間 令和3年度～令和8年度	あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず自分らしくゆたかに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。



関連計画等の詳細

7 関連法令等

(1) こども基本法

令和四年法律第七十七号

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本的施策（第九条—第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（子ども施策に対する子ども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、子ども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（子ども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、子ども大綱の定めるところにより、子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 子ども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 子ども家庭庁に、特別の機関として、子ども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども施策に関する重要事項について審議し、及び子ども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 子ども・子育て支援法

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則（第八条）

第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則（第十一条―第十八条）

第二款 教育・保育給付認定等（第十九条―第二十六条）

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条―第三十条）

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）

第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四―第三十条の十）

第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条）

第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条）

第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二―第五十八条の十二）

第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）

第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条―第六十四条）

第六章 費用等（第六十五条―第七十一条）

第七章 市町村等における合議制の機関（第七十二条）

第八章 雑則（第七十三条―第七十七条）

第九章 罰則（第七十八条―第八十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
 - 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
 - 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
 - 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
 - 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第二節 子どものための現金給付

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

（子どものための教育・保育給付）

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

（不正利得の徴収）

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(資料の提供等)

第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(受給権の保護)

第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款 教育・保育給付認定等

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村の認定等)

第二十条 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。
- 4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。
- 5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にななければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日か

ら三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

- 7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

（教育・保育給付認定の有効期間）

第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（届出）

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（教育・保育給付認定の変更）

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

- 3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

- 5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（教育・保育給付認定の取消し）

第二十四条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 三 その他政令で定めるとき。

- 2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

（都道府県による援助等）

第二十五条 都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令並びに前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かななければならない。

5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。
 - 二 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
 - 三 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 特定教育・保育前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用保育特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 三 特別利用教育特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
(地域型保育給付費の支給)
- 第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。
- 2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
 - 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案

して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

- 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者を支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者を支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

- 一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
 - 二 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
 - 三 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用地域型保育特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 三 特定利用地域型保育特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 四 特例保育特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- 3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令並びに前項第二号及び第四号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

（子育てのための施設等利用給付）

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

（準用）

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 施設等利用給付認定等

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の

世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。
- 7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。
 - 一 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者前条第二号に掲げる小学校就学前子ども
 - 二 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。）前条第三号に掲げる小学校就学前子ども

（施設等利用給付認定の有効期間）

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（届出）

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（施設等利用給付認定の変更）

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める

事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。
- 3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。
- 5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設等利用給付認定の取消し）

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 三 その他政令で定めるとき。

- 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

- 一 認定こども園第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども
- 二 幼稚園又は特別支援学校第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上のものに限る。）
- 三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

- 2 施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

- 3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用

について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があったときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があったものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第三項及び第五十八条の三第一項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子ども的人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参照するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第三十六条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第三十七条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
 - 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
 - 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。
 - 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
 - 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

(公示)

第四十一条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

- 一 第二十七条第一項の確認をしたとき。
- 二 第三十六条の規定による第二十七条第一項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に係る希望、当該教育・保育給付認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育・保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用でき

るよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該教育・保育給付認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、特定地域型保育の取扱いに関する部分について子ども家庭審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第四十九条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域からの助言その他の援助を行うことができる。
- 3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。

- 二 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。
- 三 第四十六条第五項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し等)

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第五項の規定に違反したと認められるとき。
 - 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。
 - 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものはこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

(公示)

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の確認をしたとき。
- 二 第四十八条の規定による第二十九条第一項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勧告し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第三款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十三条第六項又は第四十五条第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この款において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認し市町村長に通知しなければならない。

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第二節 特定子ども・子育て支援施設等

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

（特定子ども・子育て支援提供者の責務）

第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一 認定こども園認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（指定都市等所在認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 特別支援学校設置基準（特別支援学校に係るものに限る。）

四 第七条第十項第四号に掲げる施設同号の内閣府令で定める基準

五 第七条第十項第五号に掲げる事業同号の内閣府令で定める基準

六 第七条第十項第六号に掲げる事業児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。）

七 第七条第十項第七号に掲げる事業同号の内閣府令で定める基準

八 第七条第十項第八号に掲げる事業同号の内閣府令で定める基準

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。

(変更の届出)

第五十八条の五 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を辞退することができる。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であって、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。

(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第七条第十項各号（第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。
- 二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。
- 三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。

- 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。）を除く。）が設置基準（幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 市町村長（指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- 4 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 5 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 6 市町村長（指定都市等所在届出保育施設（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（国又は地方公共団体が設置し、又は

行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- 一 幼稚園又は特別支援学校当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可
- 二 第七条第十項第四号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。）当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出
- 三 第七条第十項第五号に掲げる事業当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定
 - イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。）当該施設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定子ども園法第三条第一項若しくは第三項の認定
 - ロ 幼稚園又は特別支援学校当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可
- 四 第七条第十項第六号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出
- 五 第七条第十項第七号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定による届出
（確認の取消し等）

第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたととき。
- 三 特定子ども・子育て支援提供者（第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
- 四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
- 五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

（公示）

第五十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。

二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（都道府県知事に対する協力要請）

第五十八条の十二 市町村長は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

- 2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特設教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
 - 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特設教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
 - 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特設教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
 - 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
 - 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）
- 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- （都道府県知事の助言等）
- 第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- （国の援助）
- 第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第六章 費用等
- （市町村の支弁）
- 第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
- 一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
 - 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用
 - 三 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

四 国、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。）又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

（都道府県の支弁）

第六十六条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

（国の支弁）

第六十六条の二 国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

（拠出金の施設型給付費等支給費用への充当）

第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であって、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（都道府県の負担等）

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額の四分の一を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

3 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）

に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
 - 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
 - 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
 - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

- 2 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。
- 3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。
- 5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。
- 6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

- 7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。
- 8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。
- 9 政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。
- 10 第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第八章 雑則

（時効）

第七十三条 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、時効の更新の効力を有する。

（期間の計算）

第七十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（審査請求）

第七十五条 第七十一条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（実施規定）

第七十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

第九章 罰則

第七十八条 第十五条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第三十八条第一項、第五十条第一項若しくは第五十八条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第八十一条 第十五条第二項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第八十二条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三條の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定公布の日

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三條の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定平成二十五年四月一日

三 附則第十条の規定社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（検討等）

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

（保育の需要及び供給の状況の把握）

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

（子どものための現金給付に関する経過措置）

第五条 第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」及び同法附則第二条第一項の給付」とする。

（保育所に係る委託費の支払等）

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第二十七条 第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の三第二項の規定は適用しない。

3 第一項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

6 第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 第四項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定教育・保育施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）、幼稚園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。）第三十九条第一項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）については、施行日に、第二十七条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(特定地域型保育事業者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の第三九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額

（１）国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

（２）当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特別利用保育次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額
- 三 特例地域型保育給付費の支給次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 特別利用地域型保育次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額
- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (2) 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額
- ロ 特例保育次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額
- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- (2) 当該特別保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特別保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額
- 2 内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（1）の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の場合における第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。
- 4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。
- （保育の需要の増大等への対応）
- 第十条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。
- 2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(施行前の準備)

第十一条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第三項第一号の基準、第二十八条第一項第二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第二十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十四条第三項の内閣府令で定める基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第四十六条第三項の内閣府令で定める基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第六十条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ（１）及びロ（１）並びに第三号イ（１）及びロ（１）の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二条 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(保育充実事業)

第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従って当該保育充実事業を行うことができる。

- 2 特定市町村以外の市町村（次項及び第四項において「事業実施市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従って当該保育充実事業を行うことができる。
- 3 国は、保育充実事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応ずるための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。
- 5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、その雇用する労働者に係る育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条 国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。次項及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という。）の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用についての負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。）の増収見込額（次項において「地方消費税増収見込額」という。）が平成三十一年度において平成三十二年以降の各年度に比して過小であることに対処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

2 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の状況並びに同年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額（次項及び附則第二十一条第二項において「子ども・子育て支援臨時交付金総額」という。）とする。

3 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県又は各市町村に係る次に掲げる額の合算額により按あん分した額とする。

- 一 平成三十一年度における子ども・子育て支援給付に要する費用（教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。）のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額
- 二 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用（施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。）のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等)

第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月中に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期)

第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付する。

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の使途)

第二十条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等)

第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。）第二十一条の規定にかかわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「交付税特別会計」という。）において行うものとする。

2 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、特別会計法第六条の規定にかかわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 特別会計法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

(基準財政需要額の算定方法の特例)

第二十二條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第三十三号に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十一条の二の規定にかかわらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三條 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第二十四條 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)

第二十五條 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区子ども・若者・子育て総合支援計画
(素案)

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

令和6(2024)年11月発行

発行：港区

編集：港区子ども家庭支援部子ども政策課

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111 (代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>